

南三陸町

高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画

令和6年3月

南三陸町

～ 目 次 ～

| | |
|--|------------|
| 第1章 総論 | 1 |
| 第1節 計画策定の背景 | 1 |
| 第2章 高齢者を取り巻く本町の現状 | 7 |
| 第1節 本町の概況 | 7 |
| 第2節 高齢者アンケートからみえる特徴 | 16 |
| 第3節 第8期計画の検証 | 42 |
| 第4節 介護保険サービスの利用状況 | 48 |
| 第5節 高齢者施策推進に向けた課題の整理 | 52 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 | 55 |
| 第1節 本町の高齢化の見通し | 55 |
| 第2節 介護サービスの見込み | 58 |
| 第3節 基本理念・施策目標 | 62 |
| 第4節 施策体系 | 65 |
| 第4章 施策の展開 | 67 |
| 施策目標1：住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる「つながりのまちづくり」 | 67 |
| 施策目標2：元気でいきいきと主体的に活躍する「健康で活動的なまちづくり」 | 86 |
| 施策目標3：高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」 | 91 |
| 第5章 介護保険事業の運営 | 93 |
| 第1節 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み | 93 |
| 第2節 保険料について | 95 |
| 第3節 介護給付の適正化について | 100 |
| 第6章 計画の推進 | 101 |
| 第1節 計画の推進体制 | 101 |
| 第2節 介護保険の円滑な制度運営のための方策 | 102 |
| 資料編 | 105 |
| 1 策定経過 | 105 |
| 2 保健福祉総合審議会 | 106 |
| 3 委員名簿 | 108 |

第1章 総論

第1章 総論

第1節 計画策定の背景

1 計画策定の趣旨

南三陸町（以下「本町」）では、進行する少子高齢化、福祉ニーズの多様化、生活形態や地域環境の変化等を踏まえ、子ども、高齢者、障害者、難病の方など、年齢、性別、国籍、心身の状態や経済状況に関わらず、すべての町民が安心して暮らし続けることができるよう、保健・医療・福祉に関連する事業を展開しています。

「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するもので、本町においても介護保険法に定める3年を1期として計画の見直しを続けてきました。この度、「南三陸町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」が令和5年度（2023）末をもって計画の最終年度を迎えることから、令和6年度（2024）を初年度とする、新たな「南三陸町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」）を策定しました。

これまで、本町の状況に応じた壮年期からの健康づくりと介護予防の推進、高齢者を地域で支える仕組みづくり、介護サービスの適切な提供と介護保険の適正な運営に取り組むとともに、「地域包括ケアシステム」の推進や「介護予防・日常生活支援」の取組強化、認知症高齢者支援、「介護離職ゼロ」など、国の政策も並行して事業を推進してきました。

本計画においても、これまでの事業・施策に引き続き取り組みながら、団塊の世代が85歳以上となる令和17年度（2035）及び「団塊ジュニア世代」が前期高齢者となる令和22年度（2040）を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備や、地域共生社会の実現に向けた取組などを推進します。

2 計画の位置づけ、計画期間

(1) 根拠法令と上位計画との関連

本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

また、本計画は、南三陸町第3次総合計画に掲げる基本政策の一つである『健康で楽しく暮らせるまちづくり』の実現を目指すものであり、他の関連する計画の施策・事業との整合を図りながら推進します。

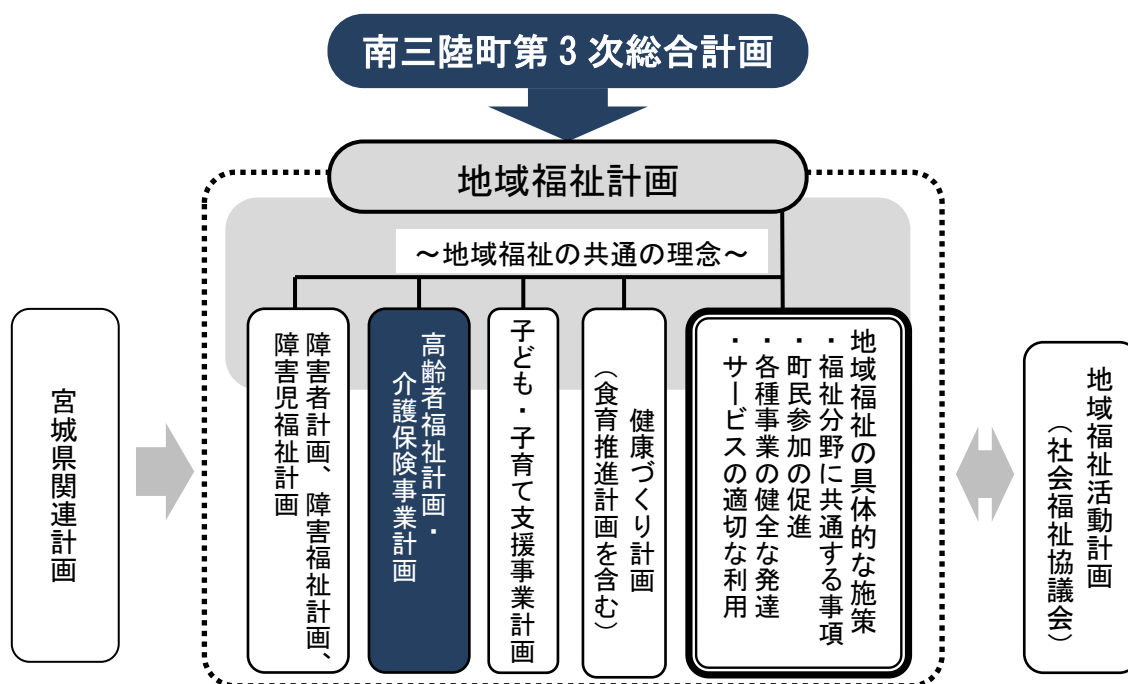
○高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく65歳以上を対象とした保健事業、その他の高齢者支援に関わる事業を網羅したものです。

○介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第117条において策定が義務付けられており、介護保険の給付等対象サービスの量の見込みを定めるとともに、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施の確保、地域支援事業を実施するために必要な事項を定めるものです。

図表 他の計画と本計画との関係



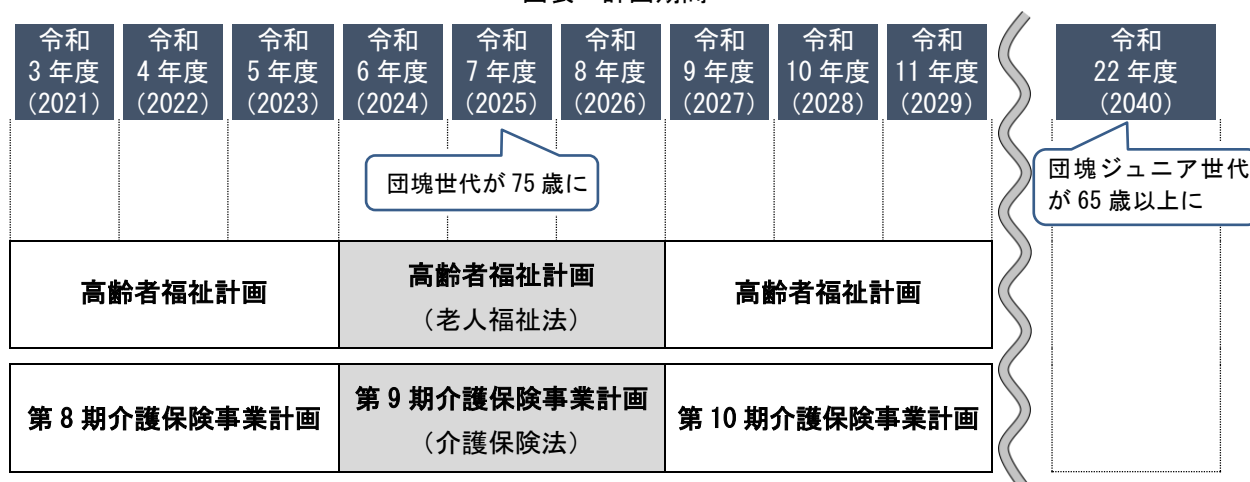
(2) 計画期間

介護保険法において、市町村介護保険事業計画は3年を1期とするものと定められており、老人福祉計画（高齢者福祉計画）は、老人福祉法において「介護保険事業計画と一体のものとして作成」することが定められていることから、計画期間は3年間となります。

第8期計画の期間は令和5年度（2023）末までであるため、本計画の開始年度を令和6年度（2024）、目標年度を令和8年度（2026）とします。

なお、本計画は計画期間だけではなく、団塊ジュニア世代（昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）生まれ）が65歳以上の高齢者となる令和22年度（2040）に向けた長期的な動向を視野に入れて策定しています。

図表 計画期間



3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、庁内関係部署との連携・協力のもと計画の原案づくりを行うとともに、幅広い意見を計画に反映させるために、保健・医療・福祉の各専門分野の方々が介護サービスの利用実態や生活実情、福祉への要望等を把握するために、適宜内容調整を行い、本計画作成の参考資料としています。

(1) 南三陸町

本町では、南三陸町保健福祉総合審議会の答申を尊重し、計画を決定します。

(2) 南三陸町保健福祉総合審議会による協議

町長からの計画策定の諮問を受け、計画の策定体制、策定方法、策定内容、推進方法など、計画全般にわたる検討を行い、町長に答申します。

(3) 宮城県との連携

本計画の策定にあたり、県介護保険事業支援計画や医療計画など、特に県との施策調整が必要になることから、県との緊密な連携を図ります。

(4) 町民、関係団体、有識者など

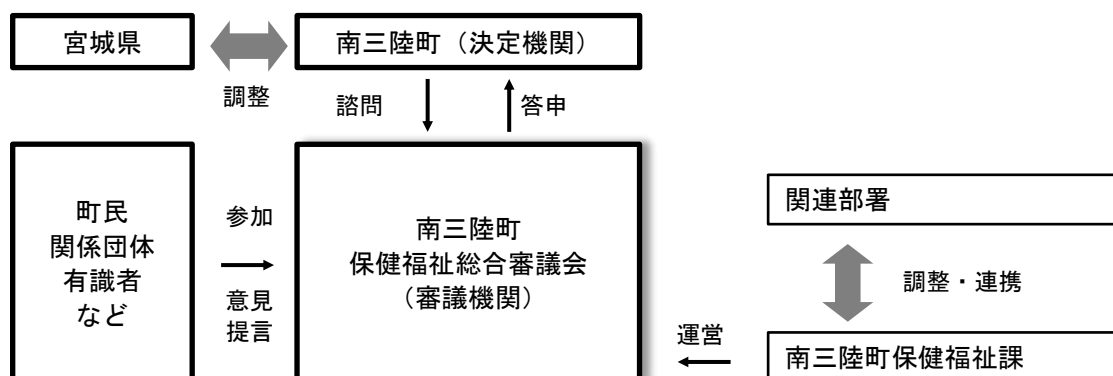
計画を推進する主体者であり、行政サービスの受益者です。

アンケート、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信します。

(5) 町事務局、関連部署

計画策定の事務局機能及び庁内調整を行います。

図表 策定体制



4 計画の周知

計画を推進していくためには、町民に計画の内容を理解していただくことが第一歩となります。そのため、広報紙やホームページへの掲載などを通じて計画内容の周知を図ります。また、介護保険サービスをはじめ、地域支援事業、町の福祉サービスなどの内容に関する情報提供に努めます。

5 計画の進行管理・評価・見直し

計画の推進にあたっては、町民、医療、福祉関係機関、行政がそれぞれの立場で情報を共有しながら連携し、協力し合うことが必要です。そのため、南三陸町保健福祉総合審議会を中心に事業の実施状況の点検、改善を図るほか、各分野の意見を取り入れながら、計画の進捗状況を管理し、円滑な推進に努めます。

6 日常生活圏域の設定

第3期計画において、高齢者の自立した生活を支援する単位として日常生活圏域の設定が義務付けられ、本町では、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるようにするため、人口規模等から、本町全域を2つの日常生活圏域として設定しました。

第9期計画期間においても旧志津川町・旧歌津町をそれぞれ1圏域とする合計2圏域と設定します。

第2章 高齢者を取り巻く現状

第2章 高齢者を取り巻く本町の現状

第1節 本町の概況

1 高齢者人口・高齢者世帯の推移

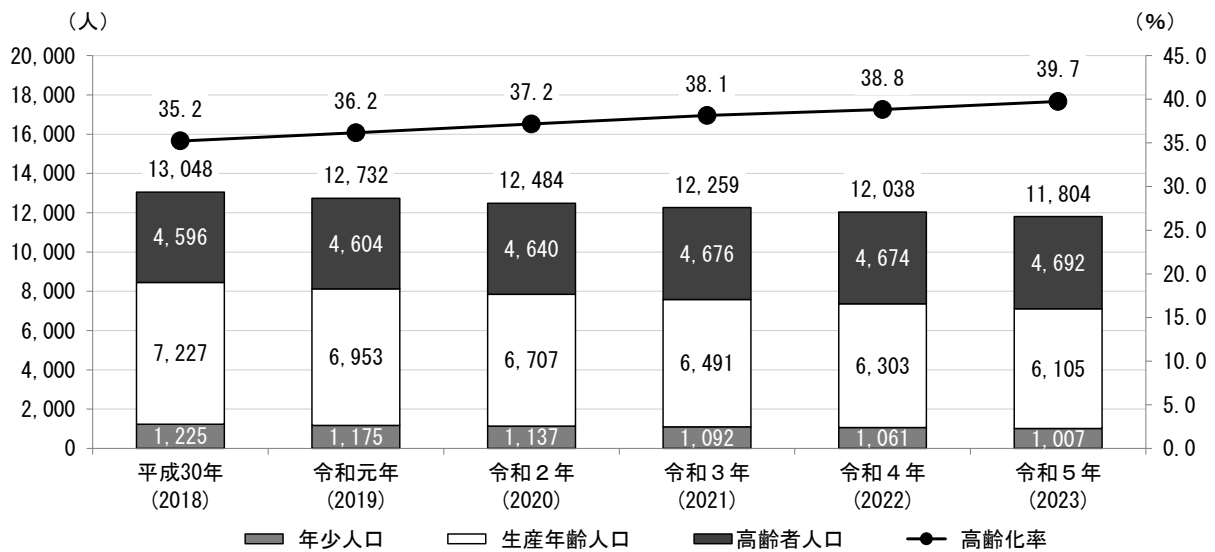
(1) 人口

① 総人口・高齢化率の推移

住民基本台帳における南三陸町の令和5年(2023)の総人口は11,804人(男性5,815人、女性5,989人)となっています。総人口は減少傾向が続いており、平成30年(2018)から令和5年(2023)の5年間で、1,244人(9.5%)減少しています。

また、年齢3区分別の推移をみると、年少人口が218人(17.8%)、生産年齢人口が1,122人(15.5%)それぞれ減少しています。一方、高齢者人口は96人(2.1%)増加しており、それに伴い高齢化率も上昇傾向が続き、令和5年(2023)には39.7%となっています。

図表 総人口・年齢3区分別人口・高齢化率の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))

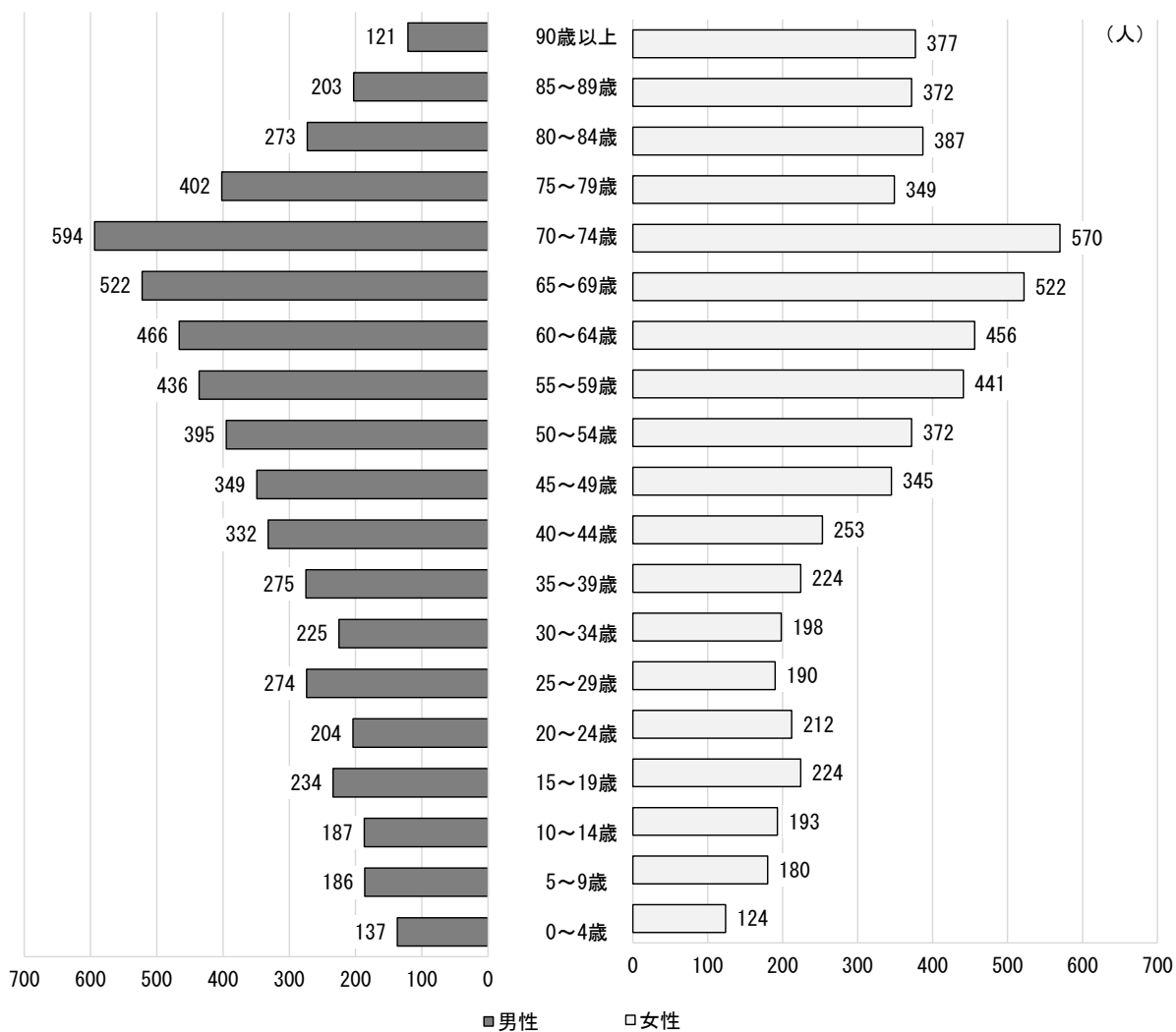


資料：住民基本台帳 各年9月末日

② 人口ピラミッド

令和5年（2023）9月末日の年齢構成をみると、団塊の世代を含む70代前半をピークに、年齢層が低くなるとともに人口が減少傾向にあります。また、80～84歳以上の年齢層では、女性の人口が男性を上回っています。

図表 性別・5歳階級別人口（人口ピラミッド）
（令和5年（2023））



資料：住民基本台帳 令和5年（2023）9月末日

(2) 世帯数

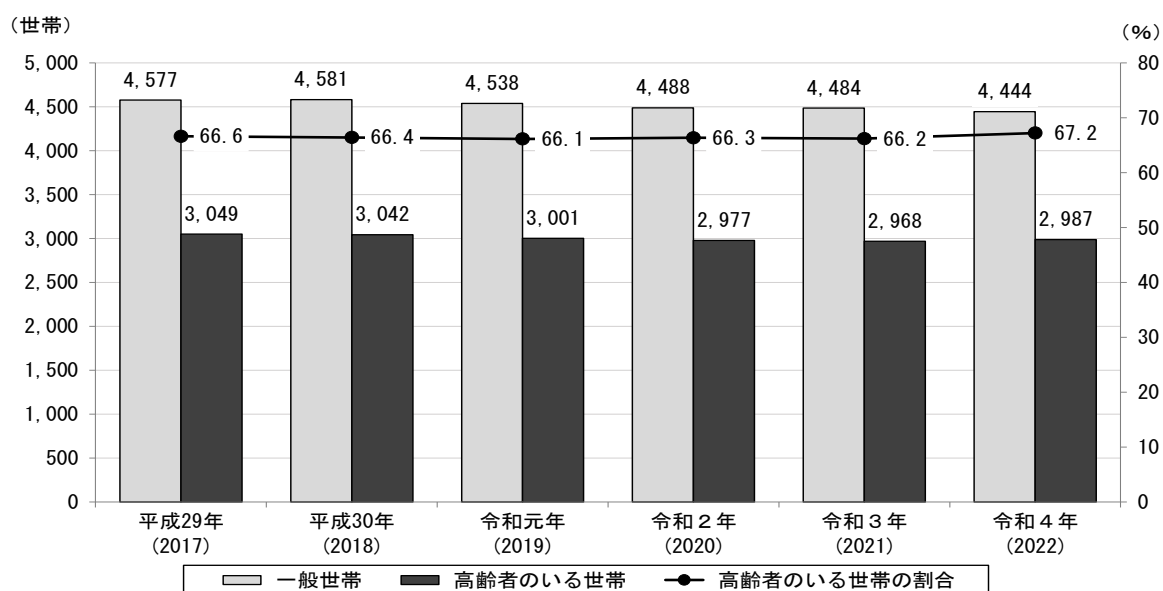
① 高齢者のいる世帯数の推移（住民基本台帳ベース）

住民基本台帳における一般世帯数の推移をみると、減少傾向となっており、平成29年(2017)の4,577世帯から令和4年(2022)の4,444世帯へと5年間で133世帯(2.9%)減少しています。

また、高齢者のいる世帯についても減少傾向が続いており、平成29年(2017)の3,049世帯から令和4年(2022)の2,987世帯へと5年間で62世帯(2.0%)減少しています。

なお、一般世帯に占める高齢者のいる世帯の割合については増加と減少を繰り返しており、令和4年(2022)には67.2%で全世帯の2/3以上が高齢者のいる世帯となっております。

図表 一般世帯数・高齢者のいる世帯数の推移
(平成29年(2017)～令和4年(2022))



資料：住民基本台帳 各年4月1日

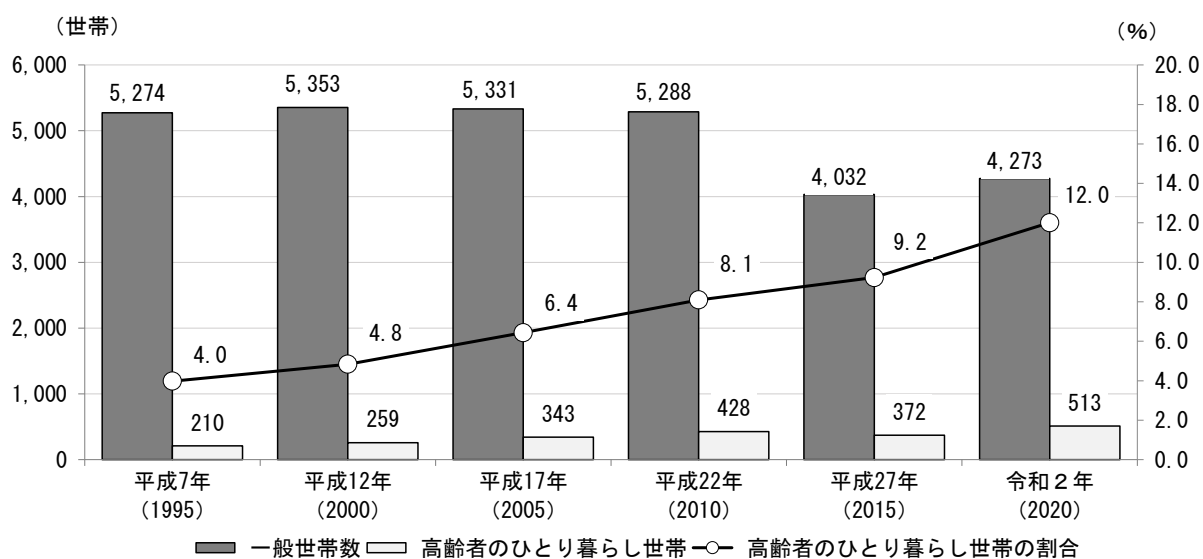
② 高齢者のひとり暮らし世帯の推移（国勢調査ベース）

国勢調査における一般世帯数の推移をみると、平成12年（2000）から平成27年（2015）までは減少傾向となっておりますが、令和2年（2020）に増加して4,273世帯となっております。

また、高齢者のひとり暮らし世帯については平成22年（2010）まで増加傾向が続いており、平成27年（2015）は372世帯と減少しましたが、令和2年（2020）には513世帯と増加しております。

なお、一般世帯に占める高齢者のひとり暮らし世帯の割合については上昇傾向となっており、令和2年（2020）には12.0%と平成7年（1995）の3倍となっております。

図表 一般世帯数・高齢者のひとり暮らし世帯数の推移
（平成7年（1995）～令和2年（2020））



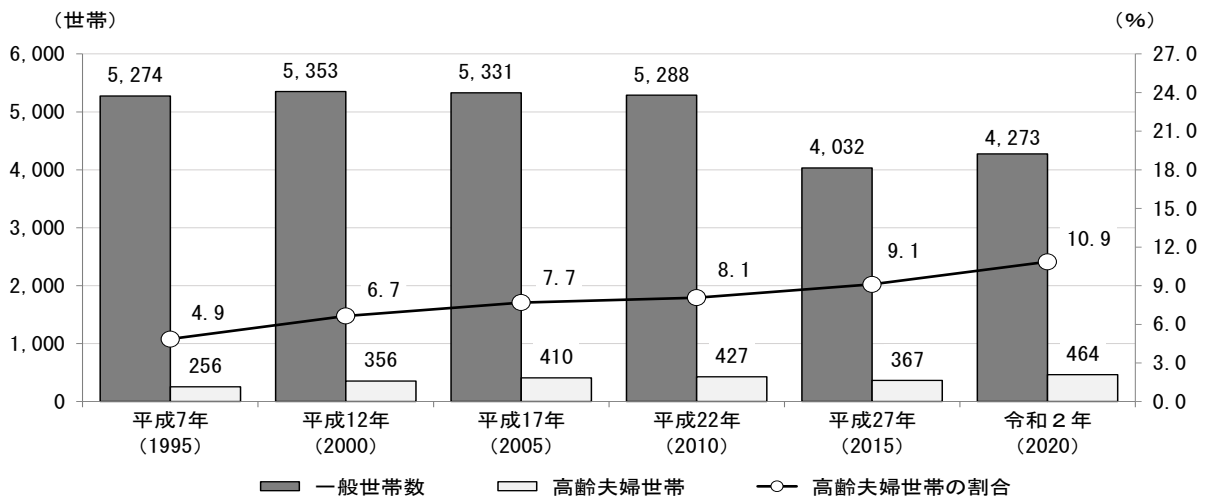
資料：国勢調査

③ 高齢夫婦世帯の推移（国勢調査ベース）

国勢調査における高齢夫婦世帯数の推移をみると、平成22年（2010）まで増加傾向が続いており、平成27年（2015）には367世帯と減少しましたが、令和2年（2020）には464世帯と増加しております。

なお、一般世帯に占める高齢夫婦世帯の割合については上昇傾向が続いており、令和2年（2020）には10.9%で全世帯の1/10が高齢者夫婦世帯となっております。

図表 一般世帯数・高齢夫婦世帯世帯数の推移
（平成7年（1995）～令和2年（2020））



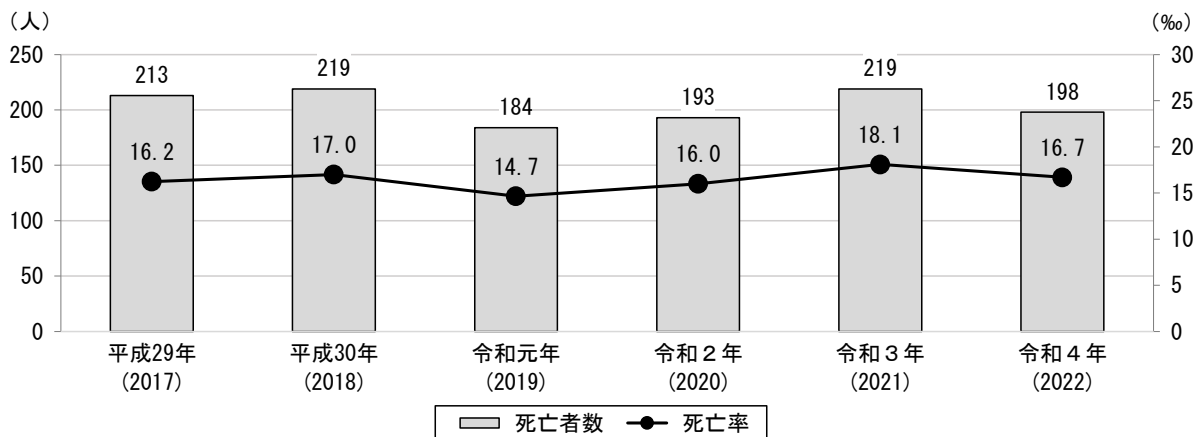
資料：国勢調査

(3) 死亡者数・死亡率

人口動態統計における死亡者数の推移をみると、平成29年（2017）以降増減を繰り返しており、令和4年（2022）には198人となっております。

また、死亡率についても同様に平成29年（2017）以降増減を繰り返しており、令和4年（2022）には16.7‰（人口千人対）となっております。

図表 死亡者数・死亡率の推移
（平成29年（2017）～令和4年（2022））



資料：人口動態統計（宮城県版）

2 介護保険事業の推移

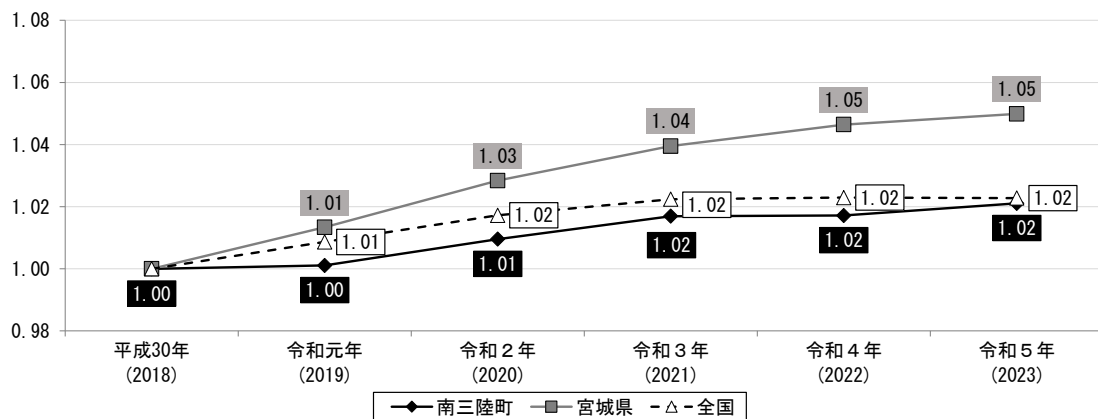
(1) 第1号被保険者

① 第1号被保険者数の推移

介護保険事業状況報告月報による第1号被保険者数の推移をみると、平成30年(2018)を1としたとき、南三陸町では令和5年(2023)に1.02となっており、5年間で2%の増加となっております。

なお、全国では1.02(2%増)、宮城県では1.05(5%増)となっており、南三陸町は宮城県と比較して低く、全国と同等の伸びとなっております。

図表 第1号被保険者数の推移(平成30年=1)
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



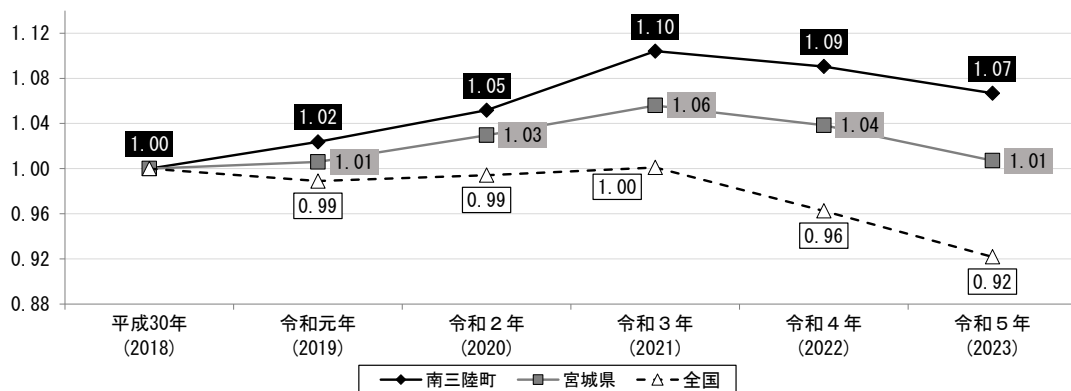
資料：介護保険事業状況報告月報 各年9月末

② 前期高齢者数の推移

介護保険事業状況報告月報による前期高齢者数の推移をみると、平成30年(2018)を1としたとき、南三陸町では令和5年(2023)に1.07となっており、5年間で7%の増加となっております。

なお、全国では0.92(8%減)、宮城県では1.01(1%増)となっており、南三陸町は全国、宮城県と比較して高い伸びとなっております。

図表 前期高齢者(第1号被保険者)数の推移(平成30年=1)
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



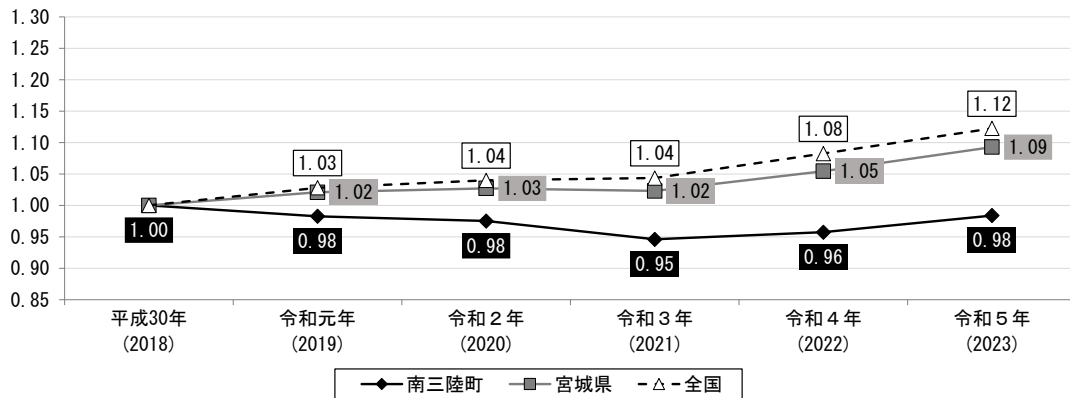
資料：介護保険事業状況報告月報 各年9月末

③ 後期高齢者数の推移

介護保険事業状況報告月報による後期高齢者数の推移をみると、平成30年(2018)を1としたとき、南三陸町では令和5年(2023)に0.98となっており、5年間で2%の減少となっております。

なお、全国では1.12(12%増)、宮城県では1.09(9%増)となっており、南三陸町は全国、宮城県と比較して低い伸びとなっております。

図表 後期高齢者(第1号被保険者)数の推移(平成30年=1)
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



資料：介護保険事業状況報告月報 各年9月末

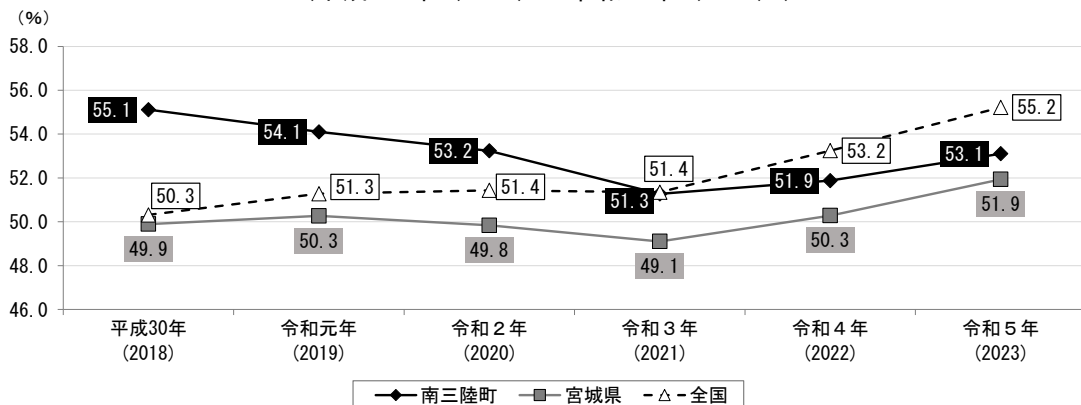
④ 第1号被保険者に占める後期高齢者の割合の推移

介護保険事業状況報告月報による第1号被保険者に占める後期高齢者の割合の推移をみると、南三陸町では平成30年(2018)以降、前期高齢者の増加、後期高齢者の減少により、割合の低下傾向が続いておりましたが、令和5年(2023)には53.1%となっております。

なお、宮城県では平成30年(2018)以降増減を繰り返しており、令和5年(2023)には51.9%となっているほか、全国では上昇傾向が続いており、令和5年(2023)には55.2%となっております。

また、平成30年(2018)以降、南三陸町が宮城県と全国を上回っておりましたが、令和3年(2021)以降は全国を下回っております。

図表 第1号被保険者に占める後期高齢者の割合の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



資料：介護保険事業状況報告月報 各年9月末

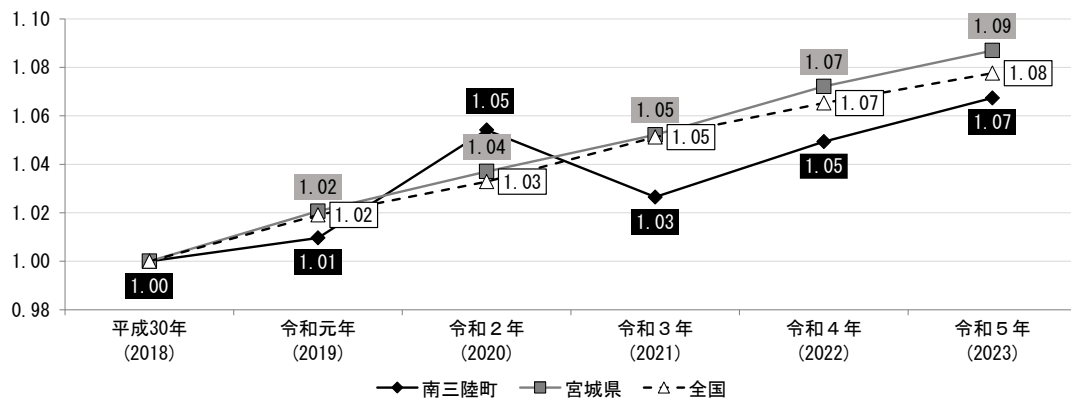
(2) 要支援・要介護認定者

① 要支援・要介護認定者数の推移

介護保険事業状況報告月報による要支援・要介護認定者数の推移をみると、平成30年(2018)を1としたとき、南三陸町では令和5年(2023)に1.07となっており、5年間で7%の増加となっております。

なお、全国では1.08(8%増)、宮城県では1.09(9%増)となっており、南三陸町は全国、宮城県と比較してやや低い伸びとなっております。

図表 要介護認定者数の推移(平成30年=1)
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



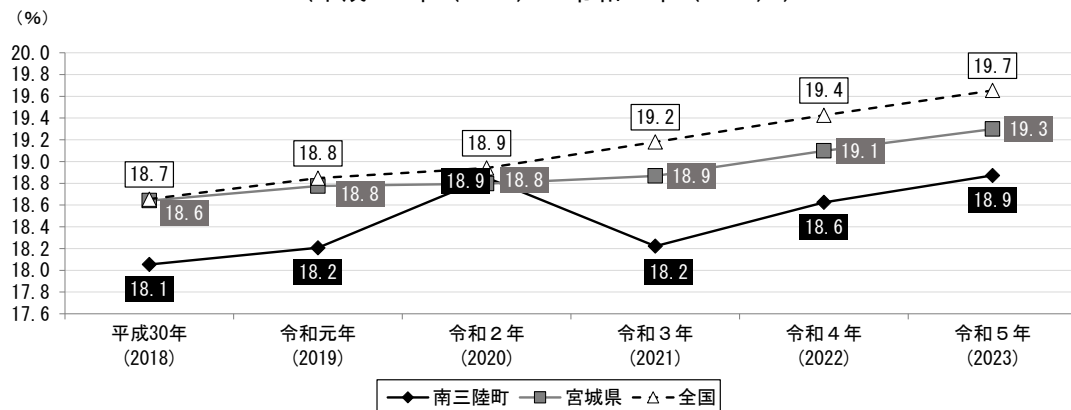
資料：介護保険事業状況報告月報 各年9月末

② 要支援・要介護認定率の推移

介護保険事業状況報告月報による要支援・要介護認定率の推移をみると、南三陸町では平成30年(2018)から令和2年(2020)まで増加しており、令和3年(2021)に減少したものの、令和5年(2023)には18.9%となっております。

なお、宮城県と全国では平成30年(2018)以降上昇傾向となっており、令和5年(2023)には宮城県で19.3%、全国で19.7%となっております。

図表 要支援・要介護認定率の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



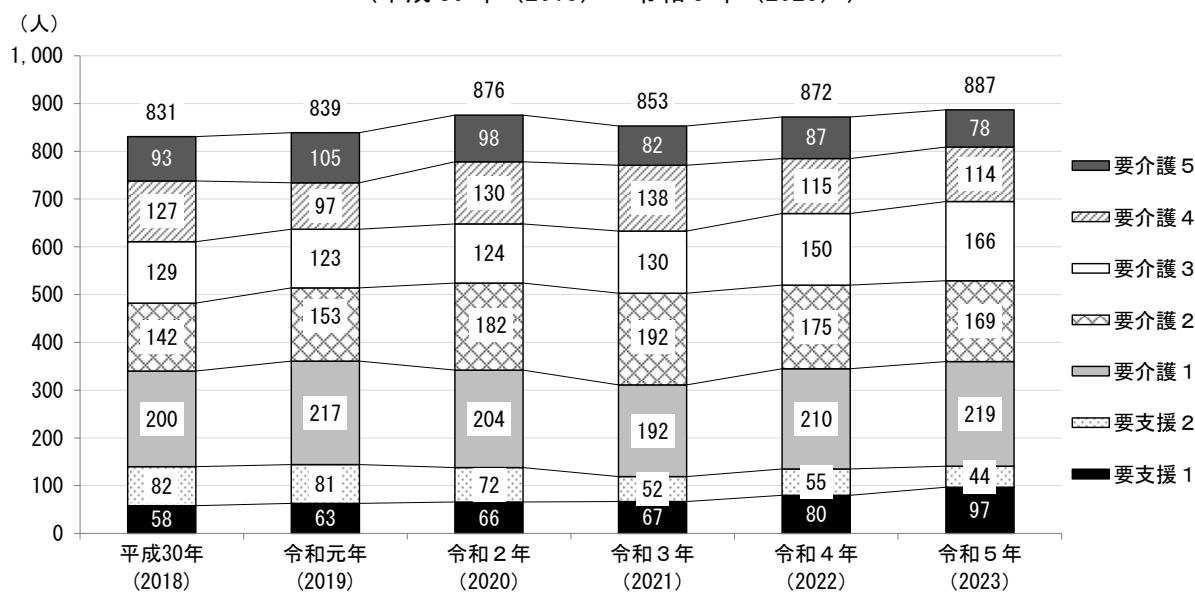
資料：介護保険事業状況報告月報 各年9月末

③ 要支援・介護度別認定者数の推移

介護保険事業状況報告月報による要支援・介護度別認定者数をみると、令和3年以降は増加傾向が続いており、令和5年（2023）には887人となっております。

これを要支援・要介護度別でみると、平成30年（2018）から令和5年（2023）の5年間で増加したのは、要支援1（39人）、要介護1（19人）、要介護2（27人）、要介護3（37人）となっており、減少したのは、要支援2（38人）、要介護4（13人）、要介護5（15人）となっております。

図表 要支援・介護度別認定者数の推移
(平成30年(2018)～令和5年(2023))



資料：介護保険事業状況報告月報 各年9月末

第2節 高齢者アンケートからみえる特徴

「南三陸町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の改訂に向けて、国が策定したモデル調査票をもとに、町の独自設問を加え、高齢者の状況や意向を把握するために実施しました。

1 調査の概要

- 調査対象：①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
 - ・南三陸町在住の65歳以上（令和4年（2022）12月1日現在）で要介護認定を受けていない方または要支援1・2の認定者
- ②在宅介護実態調査
 - ・南三陸町在住（令和4年（2022）12月1日現在）で要支援1・2、要介護1～5の認定を受けて、在宅で生活されている方
- 調査期間：令和5年（2023）1月～令和5年（2023）2月
- 調査方法：郵送による配付・回収
- 配付・回収：

| 種別 | 配付数 | 回収数 | 回収率 |
|------------------------|--------|------|-------|
| ① 介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 | 1,000票 | 527票 | 52.7% |
| ② 在宅介護実態調査 | 600票 | 282票 | 47.0% |

2 調査結果概要

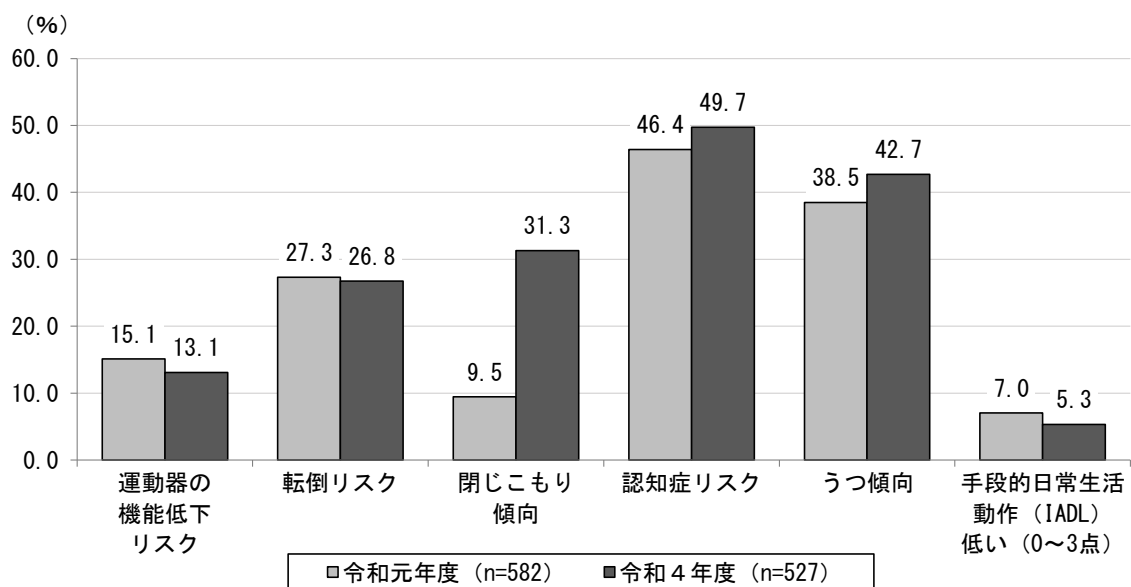
(1) 要介護リスクの傾向分析

各介護リスクの全体的な傾向は以下のとおりです。

最も割合が高い項目は「認知症リスク」で49.7%となっており、町内の高齢者の約5割に認知症のリスクがあるとみられます。

また、「うつ傾向」が42.7%、「閉じこもり傾向」が31.3%となっており、各分野において予防の取組が必要と考えられます。

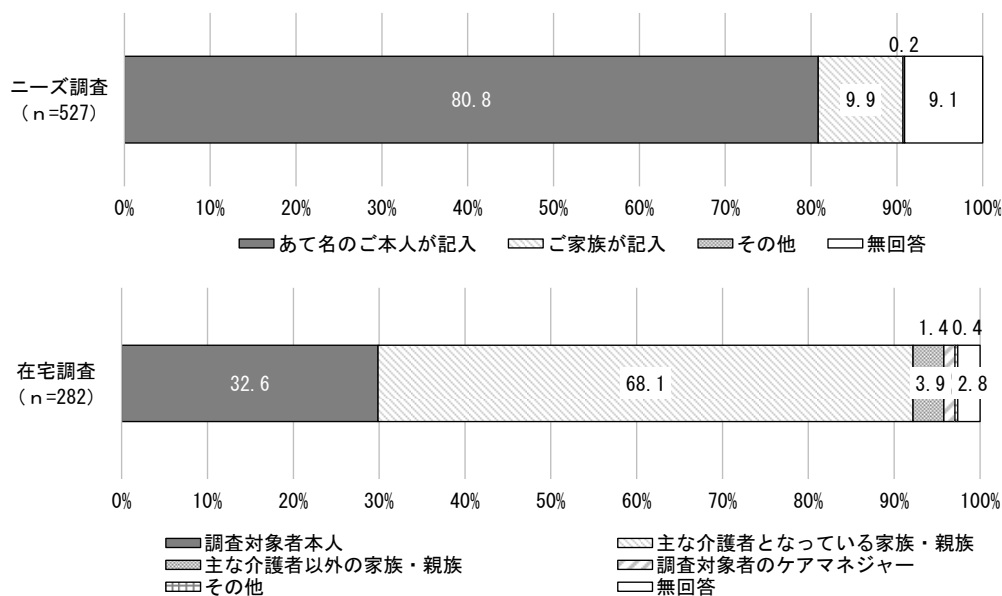
前回調査（令和元年度）と比較すると、「閉じこもり傾向」と「認知症リスク」、「うつ傾向」で該当者の割合が上昇しています。なかでも、「閉じこもり傾向」では令和元年度の9.5%から31.3%と3倍以上に増加しており、新型コロナウイルス感染症の感染対策として外出を抑制した影響によるものと考えられます。



(2) 回答者の概要 (ニーズ調査・在宅調査)

◎調査票への回答は、ニーズ調査の80.8%が「あて名のご本人が記入」、在宅調査の68.1%が「主な介護者となっている家族・親族」となっています。

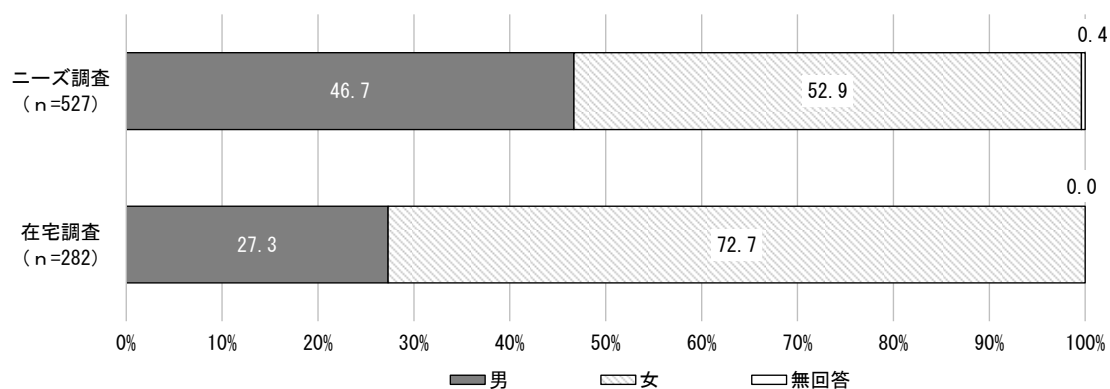
図表 調査票記入者



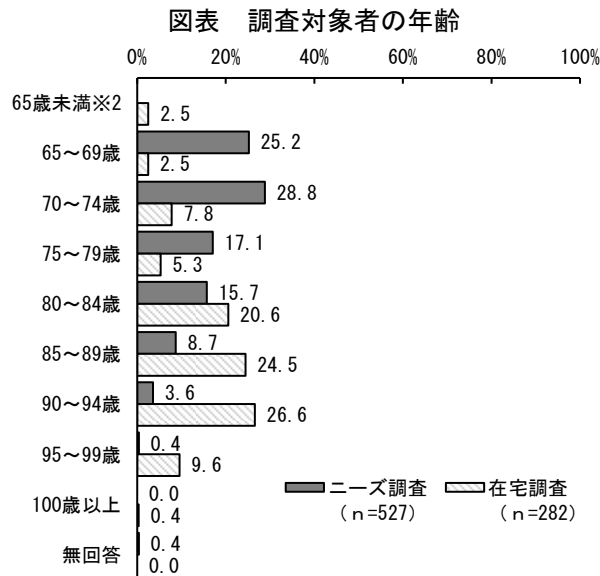
◎ニーズ調査の対象者の性別は、「男性」が46.7%、「女性」が52.9%となっています。

◎在宅調査の対象者の性別は、「男性」が27.3%、「女性」が72.7%となっています。

図表 調査対象者の性別

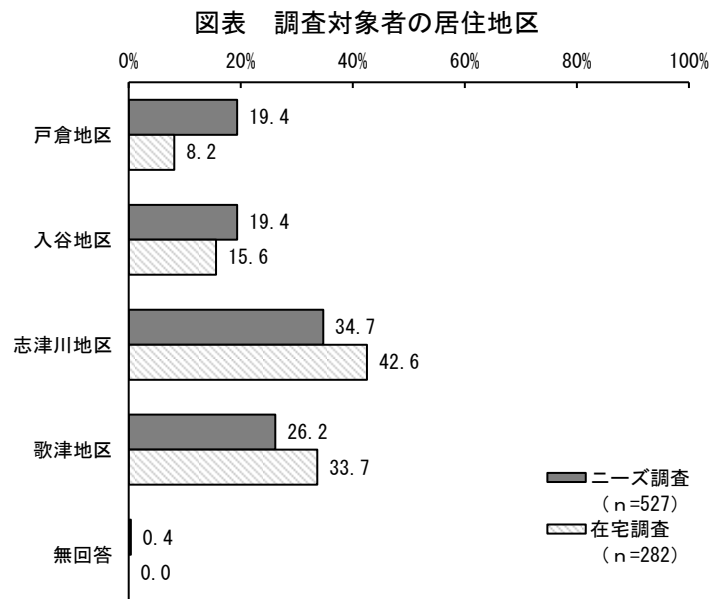


- ◎ニーズ調査の対象者の年齢は、「70～74歳」が28.8%と最も高い割合となっています。
 なお、「65～69歳」の25.2%と合わせると、54.0%と半数以上が前期高齢者となっています。
- ◎在宅調査の対象者の年齢は、「90～94歳」が26.6%と最も高い割合となっています。
 なお、「85～89歳」以上では、61.1%と6割程度となっています。



※2 在宅調査のみ

- ◎調査対象者の居住地区はニーズ調査、在宅調査ともに「志津川地区」が最も多くなっています。
- ◎なお、ニーズ調査と在宅調査を比較すると、ニーズ調査では「戸倉地区」と「入谷地区」で割合が比較的高く、在宅調査では「志津川地区」と「歌津地区」で割合が比較的高くなっており、回答者の居住地区で異なる傾向となっています。



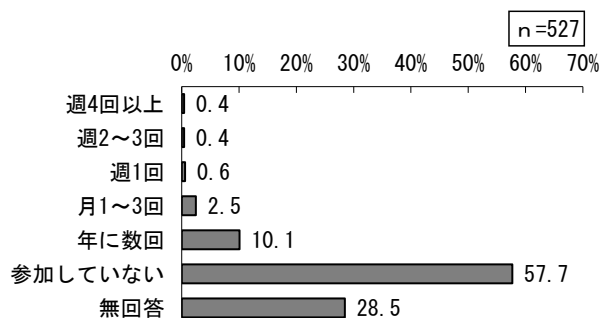
(3) グループ活動や社会活動への参加状況（ニーズ調査）

- ◎「週に1回以上参加している」（「週4回以上」＋「週2～3回」＋「週1回」）の割合が最も多い活動は「⑧収入のある仕事」で23.0%となっています。
- ◎「参加していない」と回答した割合が最も多い活動は「④学習・教養サークル」で64.3%となっています。
- ◎グループ等の参加状況を健康状態別にみると、健康状態が「あまりよくない」の回答者が「週に1回以上参加している」割合が多い活動は、「⑧収入のある仕事」が最も多く、次いで「②スポーツ関係のグループやクラブ」、「⑤「いきいき百歳体操」や「茶話会」など、介護予防のための集いの場」となっています。

【ニーズ調査 問5（1）】

図表 グループ等の参加状況

①ボランティアのグループ

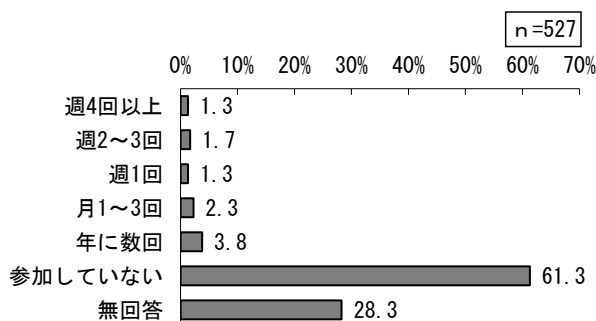


図表 ①ボランティアのグループ（健康状態別）

上段：回答数／下段：構成比

| | | 合計 | 問5-1 ①ボランティアのグループ | | | | | | | 週1回以上 |
|----------|-----------------|-------|-------------------|-------|-----|-------|------|-------------|------|-------|
| | | | 週4回以上 | 週2～3回 | 週1回 | 月1～3回 | 年に数回 | 参加して いない | 無回答 | |
| 全体 | | 527 | 2 | 2 | 3 | 13 | 53 | 304 | 150 | 7 |
| | | 100.0 | 0.4 | 0.4 | 0.6 | 2.5 | 10.1 | 57.7 | 28.5 | 1.3 |
| 健康 状態 | とても よい | 48 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | 23 | 18 | 0 |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4.2 | 10.4 | 47.9 | 37.5 | 0.0 |
| | まあ よい | 377 | 2 | 2 | 3 | 8 | 44 | 218 | 100 | 7 |
| | | 100.0 | 0.5 | 0.5 | 0.8 | 2.1 | 11.7 | 57.8 | 26.5 | 1.9 |
| | あまり よく ない | 69 | 0 | 0 | 0 | 2 | 4 | 50 | 13 | 0 |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2.9 | 5.8 | 72.5 | 18.8 | 0.0 |
| | よく ない | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | 7 | 0 |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 53.3 | 46.7 | 0.0 |

②スポーツ関係のグループやクラブ

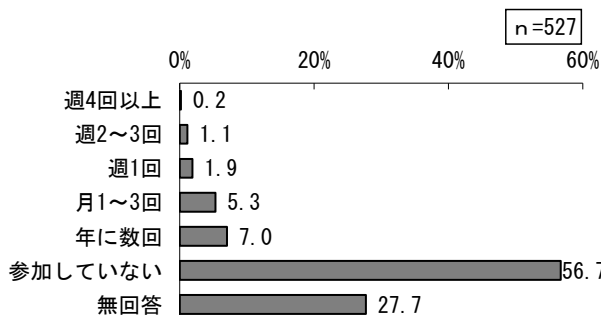


図表 ②スポーツ関係のグループやクラブ（健康状態別）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問5-1 ②スポーツ関係のグループやクラブ | | | | | | | 週1回以上 | |
|------|---------|-----------------------|-------|-----|-------|------|---------|------|-------|-----|
| | | 週4回以上 | 週2~3回 | 週1回 | 月1~3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 | | |
| 全体 | 527 | 7 | 9 | 7 | 12 | 20 | 323 | 149 | 23 | |
| | 100.0 | 1.3 | 1.7 | 1.3 | 2.3 | 3.8 | 61.3 | 28.3 | 4.4 | |
| 健康状態 | とてもよい | 48 | 1 | 0 | 0 | 3 | 1 | 27 | 16 | 1 |
| | | 100.0 | 2.1 | 0.0 | 0.0 | 6.3 | 2.1 | 56.3 | 33.3 | 2.1 |
| | まあよい | 377 | 4 | 7 | 6 | 8 | 18 | 234 | 100 | 17 |
| | | 100.0 | 1.1 | 1.9 | 1.6 | 2.1 | 4.8 | 62.1 | 26.5 | 4.5 |
| | あまりよくない | 69 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 50 | 14 | 4 |
| | 100.0 | 2.9 | 2.9 | 0.0 | 1.4 | 0.0 | 72.5 | 20.3 | 5.8 | |
| よくない | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 8 | 0 | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 46.7 | 53.3 | 0.0 | |

③趣味関係のグループ

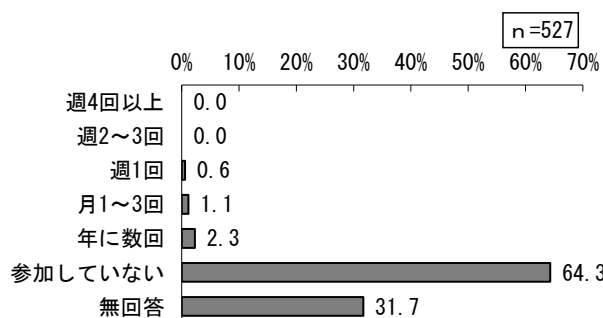


図表 ③趣味関係のグループ（健康状態別）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問5-1 ③趣味関係のグループ | | | | | | | 週1回以上 | |
|------|---------|-----------------|-------|-----|-------|------|---------|------|-------|-----|
| | | 週4回以上 | 週2~3回 | 週1回 | 月1~3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 | | |
| 全体 | 527 | 1 | 6 | 10 | 28 | 37 | 299 | 146 | 17 | |
| | 100.0 | 0.2 | 1.1 | 1.9 | 5.3 | 7.0 | 56.7 | 27.7 | 3.2 | |
| 健康状態 | とてもよい | 48 | 0 | 1 | 0 | 3 | 4 | 25 | 15 | 1 |
| | | 100.0 | 0.0 | 2.1 | 0.0 | 6.3 | 8.3 | 52.1 | 31.3 | 2.1 |
| | まあよい | 377 | 0 | 5 | 10 | 20 | 29 | 215 | 98 | 15 |
| | | 100.0 | 0.0 | 1.3 | 2.7 | 5.3 | 7.7 | 57.0 | 26.0 | 4.0 |
| | あまりよくない | 69 | 1 | 0 | 0 | 4 | 3 | 47 | 14 | 1 |
| | 100.0 | 1.4 | 0.0 | 0.0 | 5.8 | 4.3 | 68.1 | 20.3 | 1.4 | |
| よくない | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 8 | 0 | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 46.7 | 53.3 | 0.0 | |

④学習・教養サークル

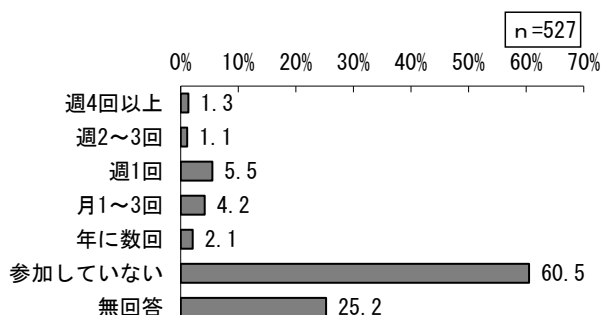


図表 ④学習・教養サークル（健康状態別）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問5-1 ④学習・教養サークル | | | | | | | 週1回以上 | |
|------|---------|-----------------|-------|-----|-------|------|---------|------|-------|-----|
| | | 週4回以上 | 週2~3回 | 週1回 | 月1~3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 | | |
| 全体 | 527 | 0 | 0 | 3 | 6 | 12 | 339 | 167 | 3 | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.6 | 1.1 | 2.3 | 64.3 | 31.7 | 0.6 | |
| 健康状態 | とてもよい | 48 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 26 | 20 | 0 |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 4.2 | 54.2 | 41.7 | 0.0 |
| | まあよい | 377 | 0 | 0 | 3 | 4 | 10 | 249 | 111 | 3 |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.8 | 1.1 | 2.7 | 66.0 | 29.4 | 0.8 |
| | あまりよくない | 69 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 52 | 16 | 0 |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.4 | 0.0 | 75.4 | 23.2 | 0.0 | |
| よくない | 15 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 6 | 8 | 0 | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 6.7 | 0.0 | 40.0 | 53.3 | 0.0 | |

⑤「いきいき百歳体操」や「茶話会」など、介護予防のための集いの場

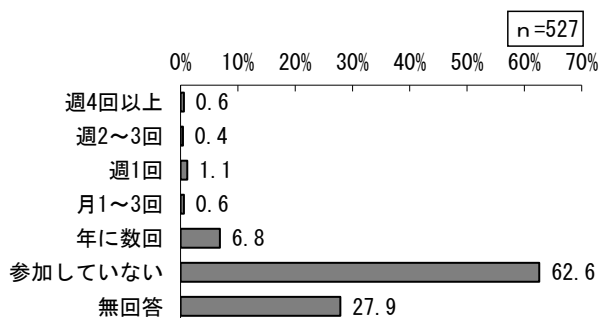


図表 ⑤「いきいき百歳体操」や「茶話会」など、介護予防のための集いの場（健康状態別）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問5-1 ⑤「いきいき百歳体操」や「茶話会」など、介護予防のための集いの場 | | | | | | | 週1回以上 | |
|------|---------|---------------------------------------|-------|-----|-------|------|---------|------|-------|-----|
| | | 週4回以上 | 週2~3回 | 週1回 | 月1~3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 | | |
| 全体 | 527 | 7 | 6 | 29 | 22 | 11 | 319 | 133 | 42 | |
| | 100.0 | 1.3 | 1.1 | 5.5 | 4.2 | 2.1 | 60.5 | 25.2 | 8.0 | |
| 健康状態 | とてもよい | 48 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 27 | 18 | 2 |
| | | 100.0 | 2.1 | 0.0 | 2.1 | 2.1 | 0.0 | 56.3 | 37.5 | 4.2 |
| | まあよい | 377 | 5 | 4 | 25 | 19 | 9 | 227 | 88 | 34 |
| | | 100.0 | 1.3 | 1.1 | 6.6 | 5.0 | 2.4 | 60.2 | 23.3 | 9.0 |
| | あまりよくない | 69 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 52 | 10 | 4 |
| | 100.0 | 1.4 | 1.4 | 2.9 | 1.4 | 2.9 | 75.4 | 14.5 | 5.8 | |
| よくない | 15 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 7 | 7 | 1 | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 6.7 | 0.0 | 0.0 | 46.7 | 46.7 | 6.7 | |

⑥老人クラブ

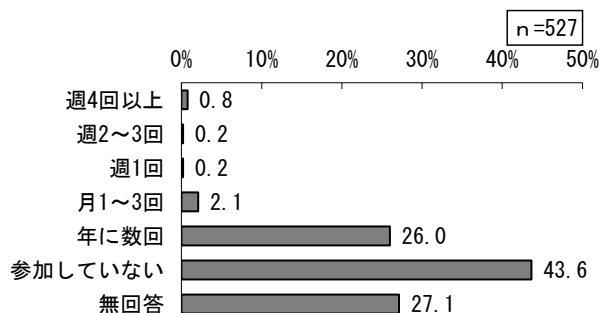


図表 ⑥老人クラブ（健康状態別）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問5-1 ⑥老人クラブ | | | | | | | 週1回以上 | |
|------|---------|-------------|-------|-----|-------|------|---------|------|-------|-----|
| | | 週4回以上 | 週2~3回 | 週1回 | 月1~3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 | | |
| 全体 | 527 | 3 | 2 | 6 | 3 | 36 | 330 | 147 | 11 | |
| | 100.0 | 0.6 | 0.4 | 1.1 | 0.6 | 6.8 | 62.6 | 27.9 | 2.1 | |
| 健康状態 | とてもよい | 48 | 1 | 0 | 0 | 0 | 6 | 26 | 15 | 1 |
| | | 100.0 | 2.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 12.5 | 54.2 | 31.3 | 2.1 |
| | まあよい | 377 | 2 | 2 | 4 | 2 | 26 | 240 | 101 | 8 |
| | | 100.0 | 0.5 | 0.5 | 1.1 | 0.5 | 6.9 | 63.7 | 26.8 | 2.1 |
| | あまりよくない | 69 | 0 | 0 | 2 | 1 | 4 | 51 | 11 | 2 |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 2.9 | 1.4 | 5.8 | 73.9 | 15.9 | 2.9 | |
| よくない | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 8 | 0 | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 46.7 | 53.3 | 0.0 | |

⑦町内会・自治会

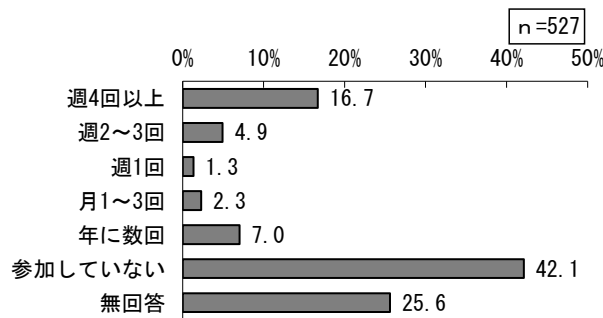


図表 ⑦町内会・自治会（健康状態別）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問5-1 ⑦町内会・自治会 | | | | | | | 週1回以上 | |
|------|---------|---------------|-------|-----|-------|------|---------|------|-------|-----|
| | | 週4回以上 | 週2~3回 | 週1回 | 月1~3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 | | |
| 全体 | 527 | 4 | 1 | 1 | 11 | 137 | 230 | 143 | 6 | |
| | 100.0 | 0.8 | 0.2 | 0.2 | 2.1 | 26.0 | 43.6 | 27.1 | 1.1 | |
| 健康状態 | とてもよい | 48 | 1 | 0 | 0 | 2 | 11 | 16 | 18 | 1 |
| | | 100.0 | 2.1 | 0.0 | 0.0 | 4.2 | 22.9 | 33.3 | 37.5 | 2.1 |
| | まあよい | 377 | 3 | 0 | 1 | 8 | 105 | 164 | 96 | 4 |
| | | 100.0 | 0.8 | 0.0 | 0.3 | 2.1 | 27.9 | 43.5 | 25.5 | 1.1 |
| | あまりよくない | 69 | 0 | 0 | 0 | 1 | 18 | 39 | 11 | 0 |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 1.4 | 26.1 | 56.5 | 15.9 | 0.0 | |
| よくない | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 6 | 7 | 0 | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 13.3 | 40.0 | 46.7 | 0.0 | |

⑧収入のある仕事



図表 ⑧収入のある仕事（健康状態別）

上段：回答数／下段：構成比

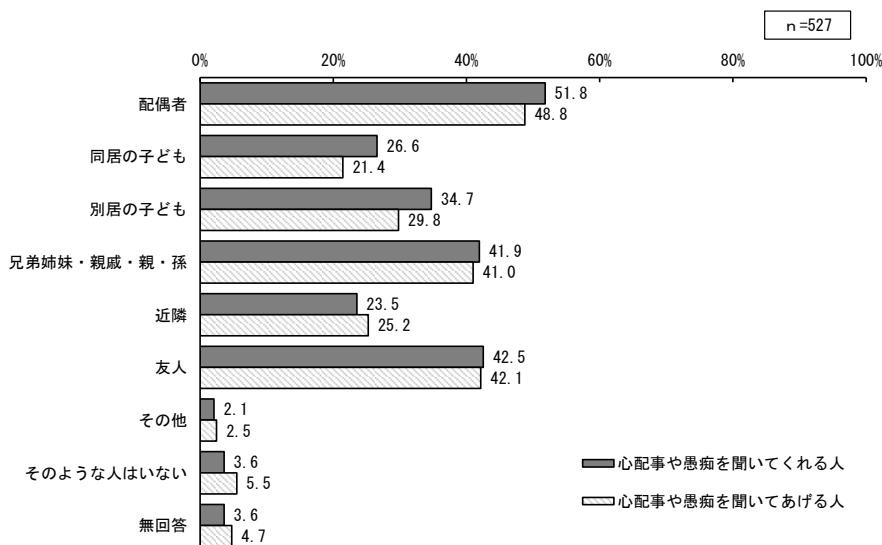
| | 合計 | 問5-1 ⑧収入のある仕事 | | | | | | | 週1回以上 | |
|------|--------------|---------------|------------|-----------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|------------|
| | | 週4回以上 | 週2~3回 | 週1回 | 月1~3回 | 年に数回 | 参加していない | 無回答 | | |
| 全体 | 527 100.0 | 88 16.7 | 26 4.9 | 7 1.3 | 12 2.3 | 37 7.0 | 222 42.1 | 135 25.6 | 121 23.0 | |
| 健康状態 | とてもよい | 48 100.0 | 13 27.1 | 4 8.3 | 0 0.0 | 1 2.1 | 4 8.3 | 10 20.8 | 16 33.3 | 17 35.4 |
| | まあよい | 377 100.0 | 61 16.2 | 19 5.0 | 7 1.9 | 10 2.7 | 30 8.0 | 164 43.5 | 86 22.8 | 87 23.1 |
| | あまりよくない | 69 100.0 | 11 15.9 | 1 1.4 | 0 0.0 | 1 1.4 | 2 2.9 | 39 56.5 | 15 21.7 | 12 17.4 |
| | よくない | 15 100.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 1 6.7 | 7 46.7 | 7 46.7 | 0 0.0 |

(4) 助け合いについて（ニーズ調査）

①心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人について

◎心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人ともに「配偶者（夫・妻）」が最も多く、心配事や愚痴を聞いてくれる人では51.8%、心配事や愚痴を聞いてあげる人は48.8%となっています。

図表 心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人



◎男女別にみると、男性は心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人ともに「配偶者」が最も多く、女性は心配事や愚痴を聞いてくれる人・聞いてあげる人ともに「友人」が最も多くなっています。

図表 心配事や愚痴を聞いてくれる人（男女別）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問6-1 心配事や愚痴を聞いてくれる人 | | | | | | | | |
|----|-------|---------------------|--------|--------|-----------------|------|------|-----|----------------|-----|
| | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・ 親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | そのような人 はいない | 無回答 |
| 全体 | 527 | 273 | 140 | 183 | 221 | 124 | 224 | 11 | 19 | 19 |
| | 100.0 | 51.8 | 26.6 | 34.7 | 41.9 | 23.5 | 42.5 | 2.1 | 3.6 | 3.6 |
| 男 | 246 | 165 | 53 | 54 | 84 | 36 | 83 | 5 | 13 | 9 |
| | 100.0 | 67.1 | 21.5 | 22.0 | 34.1 | 14.6 | 33.7 | 2.0 | 5.3 | 3.7 |
| 女 | 279 | 106 | 86 | 128 | 137 | 88 | 141 | 6 | 6 | 10 |
| | 100.0 | 38.0 | 30.8 | 45.9 | 49.1 | 31.5 | 50.5 | 2.2 | 2.2 | 3.6 |

図表 心配事や愚痴を聞いてあげる人（男女別）

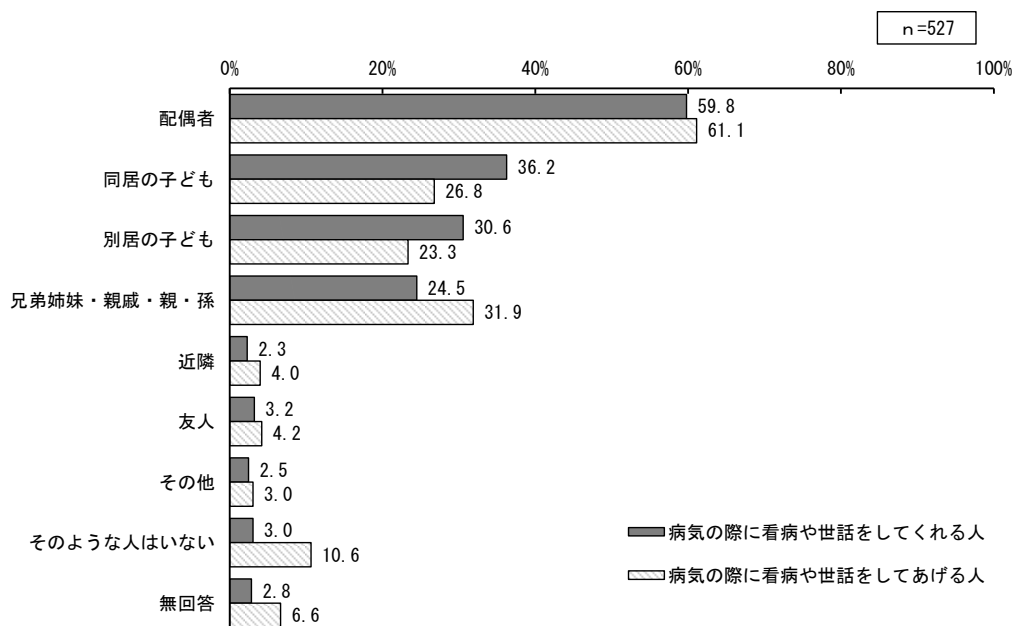
上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問6-2 心配事や愚痴を聞いてあげる人 | | | | | | | | |
|----|-------|---------------------|--------|--------|-----------------|------|------|-----|----------------|-----|
| | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・ 親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | そのような人 はいない | 無回答 |
| 全体 | 527 | 257 | 113 | 157 | 216 | 133 | 222 | 13 | 29 | 25 |
| | 100.0 | 48.8 | 21.4 | 29.8 | 41.0 | 25.2 | 42.1 | 2.5 | 5.5 | 4.7 |
| 男 | 246 | 152 | 41 | 53 | 81 | 45 | 75 | 5 | 16 | 14 |
| | 100.0 | 61.8 | 16.7 | 21.5 | 32.9 | 18.3 | 30.5 | 2.0 | 6.5 | 5.7 |
| 女 | 279 | 103 | 71 | 104 | 134 | 88 | 147 | 8 | 13 | 11 |
| | 100.0 | 36.9 | 25.4 | 37.3 | 48.0 | 31.5 | 52.7 | 2.9 | 4.7 | 3.9 |

②病気の際に看病や世話をしてくれる人・してあげる人について

◎病気の際に看病や世話をしてくれる人・してあげる人ともに「配偶者（夫・妻）」が最も多く、病気の際に看病や世話をしてくれる人は 59.8%、病気の際に看病や世話をしてあげる人は 61.1%となっています。

図表 病気の際に看病や世話をしてくれる人・してあげる人



◎男女別にみると、性別に関わらず、病気の際に看病や世話をしてくれる人・してあげる人ともに「配偶者」が最も多くなっています。

図表 病気の際に看病や世話をしてくれる人（男女別）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問6-3 看病や世話をしてくれる人 | | | | | | | | |
|----|--------------|-------------------|-------------|-------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|----------------|-----------|
| | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・ 親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | そのような人 はいない | 無回答 |
| 全体 | 527 100.0 | 315 59.8 | 191 36.2 | 161 30.6 | 129 24.5 | 12 2.3 | 17 3.2 | 13 2.5 | 16 3.0 | 15 2.8 |
| 男 | 246 100.0 | 183 74.4 | 66 26.8 | 54 22.0 | 45 18.3 | 6 2.4 | 6 2.4 | 8 3.3 | 10 4.1 | 3 1.2 |
| 女 | 279 100.0 | 131 47.0 | 124 44.4 | 106 38.0 | 84 30.1 | 6 2.2 | 11 3.9 | 5 1.8 | 6 2.2 | 12 4.3 |

図表 病気の際に看病や世話をしてあげる人（男女別）

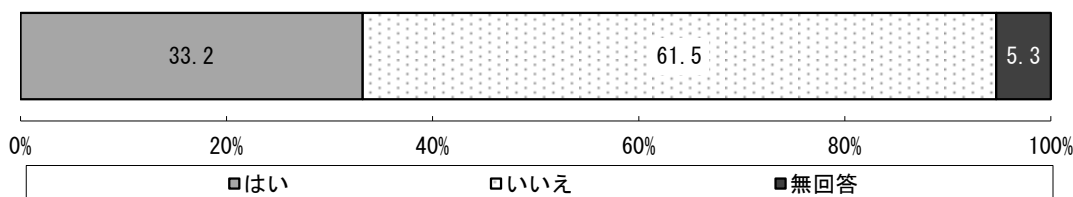
上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問6-4 看病や世話をしてあげる人 | | | | | | | | |
|----|--------------|-------------------|-------------|-------------|-----------------|-----------|-----------|-----------|----------------|-----------|
| | | 配偶者 | 同居の子ども | 別居の子ども | 兄弟姉妹・ 親戚・親・孫 | 近隣 | 友人 | その他 | そのような人 はいない | 無回答 |
| 全体 | 527 100.0 | 322 61.1 | 141 26.8 | 123 23.3 | 168 31.9 | 21 4.0 | 22 4.2 | 16 3.0 | 56 10.6 | 35 6.6 |
| 男 | 246 100.0 | 172 69.9 | 53 21.5 | 44 17.9 | 60 24.4 | 7 2.8 | 6 2.4 | 6 2.4 | 22 8.9 | 16 6.5 |
| 女 | 279 100.0 | 148 53.0 | 87 31.2 | 78 28.0 | 107 38.4 | 14 5.0 | 16 5.7 | 10 3.6 | 34 12.2 | 19 6.8 |

(5) 認知症について（ニーズ調査・在宅調査）

◎認知症に関する相談窓口を知っている割合は33.2%となっています。

図表 認知症に関する相談窓口の認知度（ニーズ調査）



◎家族（自身含む）の認知症の症状の有無別に認知症相談窓口の認知度をみると、自身や家族に認知症の症状がある方がいる回答者の50.8%が知っていると回答しています。

図表 認知症に関する相談窓口の認知度（自身または家族の認知症の症状の有無別）（ニーズ調査）

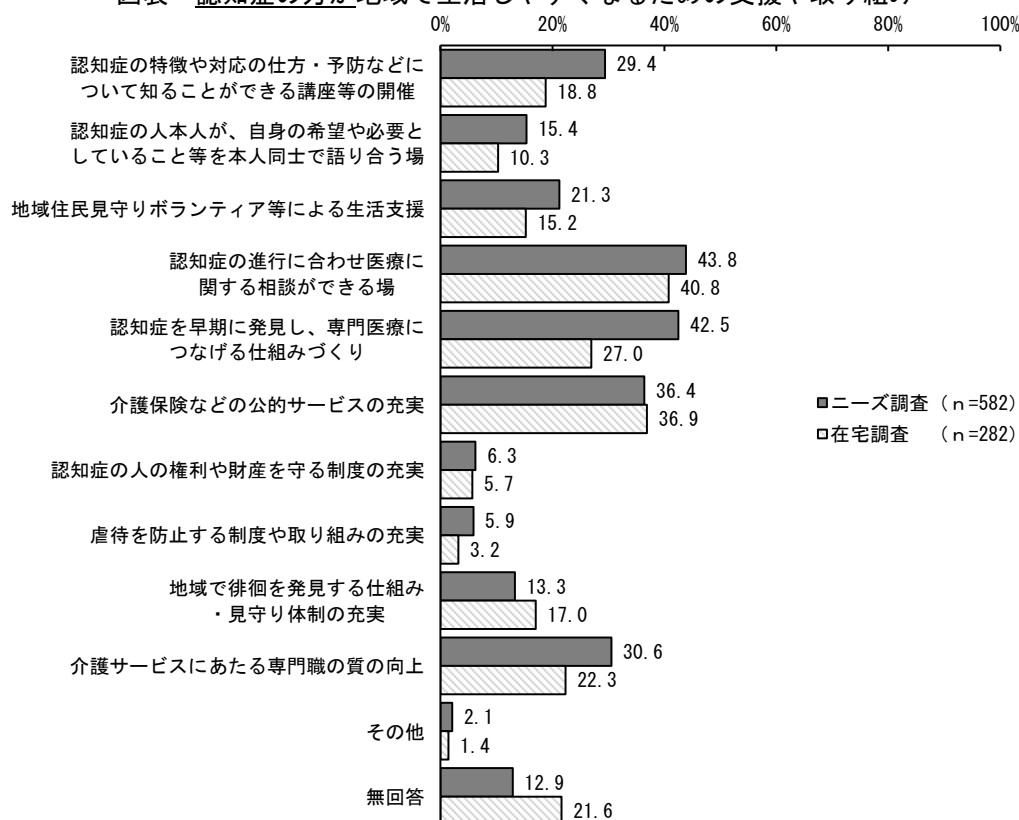
上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問8-2 認知症に関する相談窓口 | | | |
|-----------------------------------|--------------|------------------|-------------|-------------|-----------|
| | | はい | いいえ | 無回答 | |
| 全体 | 527 100.0 | 175 33.2 | 324 61.5 | 28 5.3 | |
| 問8-1 自身や 家族に認知症 の症状はある か | はい | 61 100.0 | 31 50.8 | 28 45.9 | 2 3.3 |
| | いいえ | 441 100.0 | 141 32.0 | 289 65.5 | 11 2.5 |

◎認知症の方が地域で生活しやすくなるための支援や取り組みとして期待が高い項目は、ニーズ調査、在宅調査ともに「認知症の進行に合わせ医療に関する相談ができる場」となっています。

なお、ニーズ調査の回答者では「認知症の特徴や対応の仕方・予防などについて知ることができる講座等の開催」、「認知症の本人が、自身の希望や必要としていること等を本人同士で語り合う場」、「地域住民見守りボランティア等による生活支援」、「認知症の進行に合わせ医療に関する相談ができる場」、「認知症を早期に発見し、専門医療につなげる仕組みづくり」、「認知症の人の権利や財産を守る制度の充実」、「虐待を防止する制度や取り組みの充実」、「介護サービスにあたる専門職の質の向上」、「その他」の9項目で在宅調査より高い割合となっています。

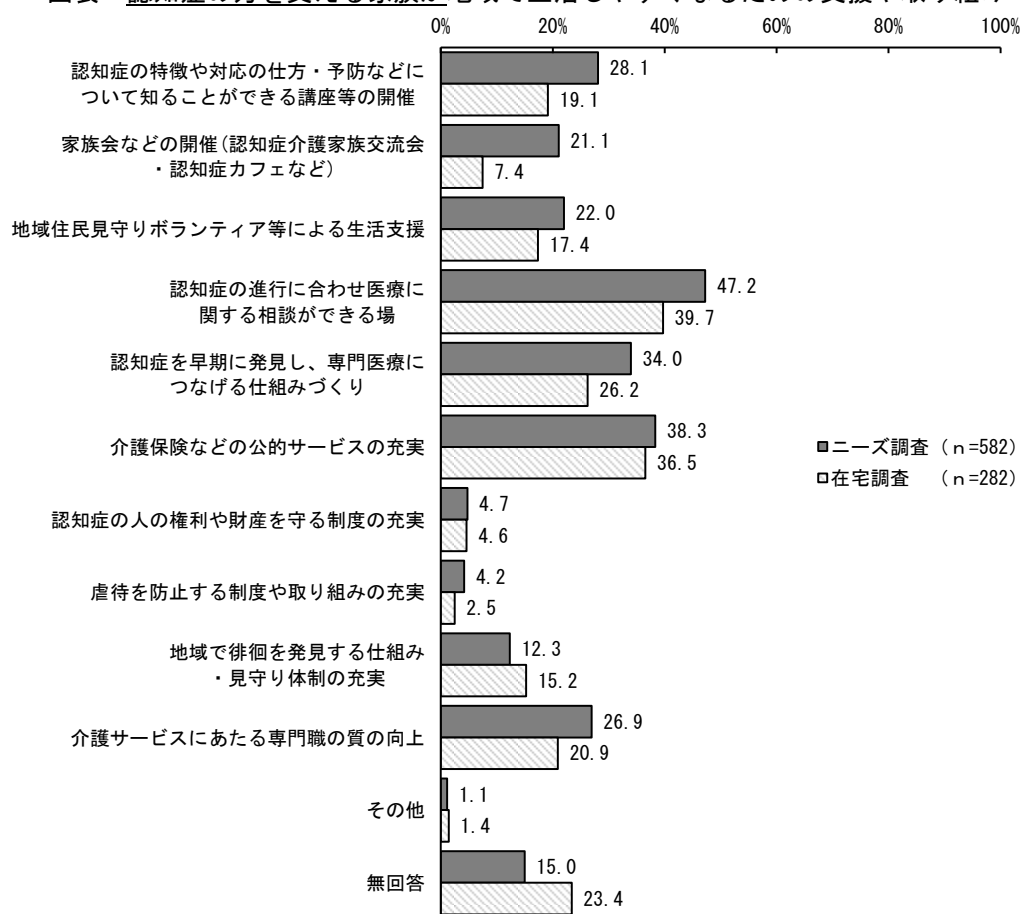
図表 認知症の方が地域で生活しやすくなるための支援や取り組み



◎認知症の方を支える家族が地域で生活しやすくなるための支援や取り組みとして期待が高い項目は、ニーズ調査、在宅調査ともに「認知症の進行に合わせ医療に関する相談ができる場」となっています。

なお、ニーズ調査の回答者では「認知症の特徴や対応の仕方・予防などについて知ることができる講座等の開催」、「家族会などの開催」、「地域住民見守りボランティア等による生活支援」、「認知症の進行に合わせ医療に関する相談ができる場」、「認知症を早期に発見し、専門医療につなげる仕組みづくり」、「介護保険などの公的サービスの充実」、「認知症の人の権利や財産を守る制度の充実」、「虐待を防止する制度や取り組みの充実」、「介護サービスにあたる専門職の質の向上」の9項目で在宅調査より高い割合となっています。

図表 認知症の方を支える家族が地域で生活しやすくなるための支援や取り組み

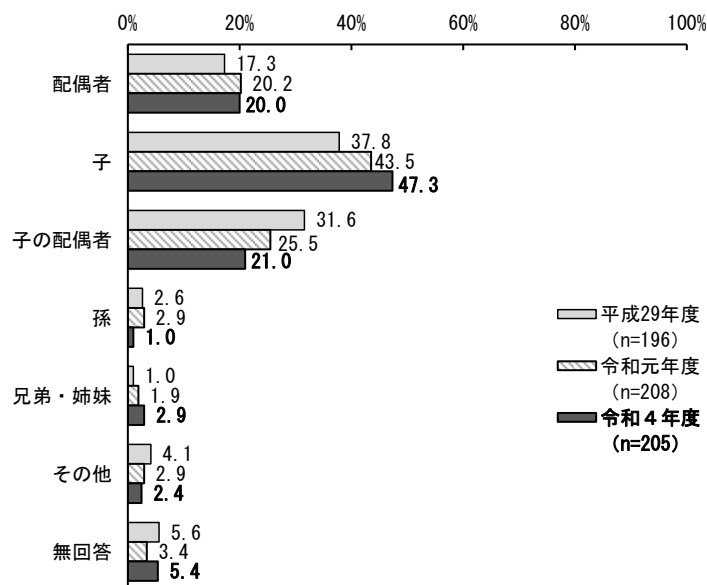


(6) 主な介護者について (在宅調査)

① 主な介護者の属性について

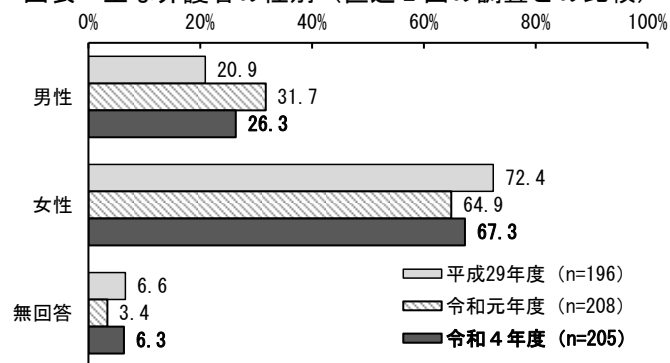
◎ 主な介護者は「子」が47.3%で最も多くなっています。前回調査と比較すると「子」が3.8ポイント上昇、「子の配偶者」が4.5ポイント低下しています。

図表 主な介護者 (直近2回の調査との比較)



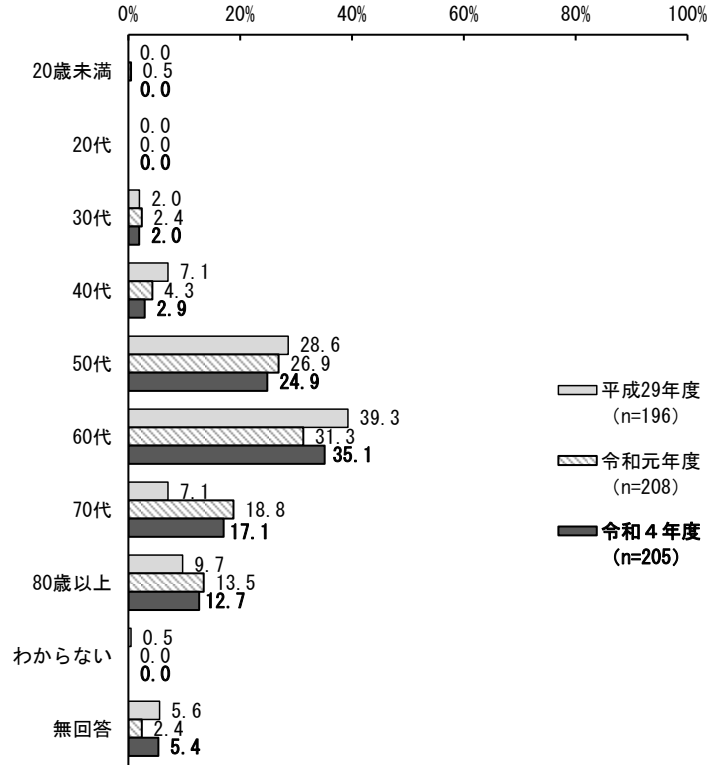
◎ 主な介護者の性別は「男性」が26.3%、「女性」が67.3%となっています。前回調査と比較すると「女性」が2.4ポイント上昇、「男性」が5.4ポイント低下しています。

図表 主な介護者の性別 (直近2回の調査との比較)



◎主な介護者の年齢は「60代」が35.1%で最も多くなっています。前回調査と比較すると「60代」が3.8ポイント上昇、「70代」が1.7ポイント低下しています。

図表 主な介護者の年齢（直近2回の調査との比較）



◎主な介護者の年齢（在宅介護実態調査）について、回答者全体では「60代」が35.1%と最も割合が高く、次いで「50代」が24.9%、「70代」が17.1%となっています。

◎これを年齢階層別で見ると、「80～84歳」以上の年齢層では「50代」と「60代」が比較的高い割合となっており、「子」や「子の配偶者」が多く該当しているものとみられます。

◎また、「95～99歳」と「100歳以上」では「70代」が比較的高い割合となっています。なお、「20歳未満」と「20代」の回答はみられません。

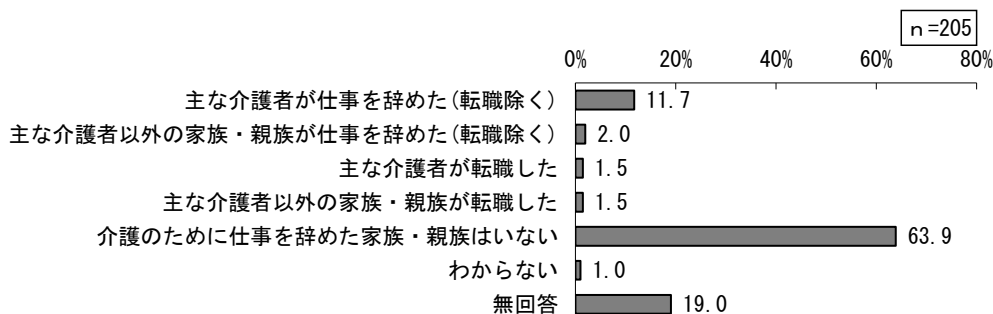
上段：回答者数、下段：割合

| | 合計 | B-3 主な介護者の年齢 | | | | | | | | | | わからない | 無回答 | 非該当 |
|--------|--------|--------------|-----|-----|------|------|------|-------|-------|------|------|-------|-----|-----|
| | | 20歳未満 | 20代 | 30代 | 40代 | 50代 | 60代 | 70代 | 80歳以上 | | | | | |
| 全体 | 205 | 0 | 0 | 4 | 6 | 51 | 72 | 35 | 26 | 0 | 11 | 77 | | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 2.0 | 2.9 | 24.9 | 35.1 | 17.1 | 12.7 | 0.0 | 5.4 | | | |
| 年齢階層 | 64歳以下 | 6 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | | |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 16.7 | 50.0 | 0.0 | 16.7 | 0.0 | 16.7 | | | |
| | 65～69歳 | 3 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 4 | | |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 33.3 | 0.0 | 33.3 | 33.3 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| | 70～74歳 | 16 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 2 | 7 | 0 | 2 | 6 | | |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 18.8 | 6.3 | 6.3 | 12.5 | 43.8 | 0.0 | 12.5 | | | |
| | 75～79歳 | 12 | 0 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 8 | 0 | 1 | 3 | | |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 16.7 | 8.3 | 0.0 | 66.7 | 0.0 | 8.3 | | | |
| | 80～84歳 | 43 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18 | 7 | 3 | 12 | 3 | 15 | | |
| | | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 41.9 | 16.3 | 7.0 | 27.9 | 7.0 | | | |
| 85～89歳 | 47 | 0 | 0 | 0 | 1 | 19 | 19 | 0 | 7 | 1 | 22 | | | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 2.1 | 40.4 | 40.4 | 0.0 | 14.9 | 2.1 | | | | |
| 90～94歳 | 61 | 0 | 0 | 1 | 1 | 11 | 33 | 7 | 6 | 2 | 14 | | | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 1.6 | 1.6 | 18.0 | 54.1 | 11.5 | 9.8 | 3.3 | | | | |
| 95～99歳 | 16 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 | 8 | 0 | 1 | 11 | | | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 43.8 | 50.0 | 0.0 | 6.3 | | | | |
| 100歳以上 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 | 0.0 | | | | |

②主な介護者の就労状況等について

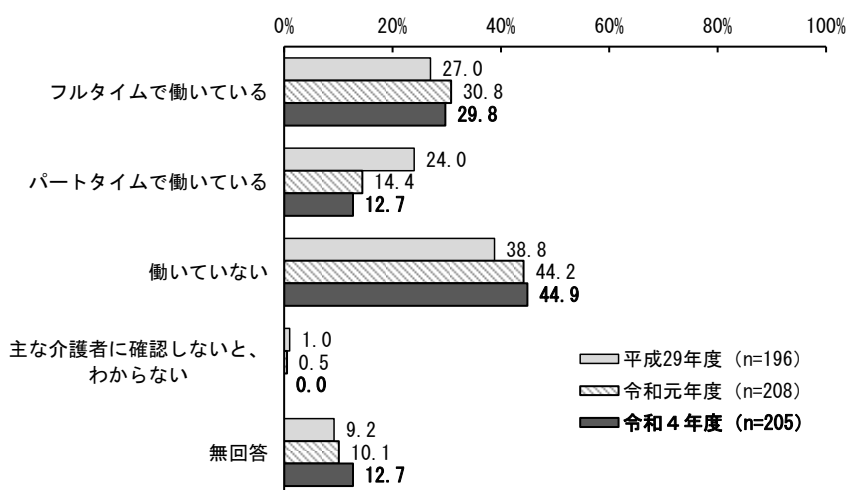
◎家族や親族に介護を主な理由として仕事を辞めた方の有無は「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が63.9%で最も多くなっています。

図表 家族や親族に介護を主な理由として仕事を辞めた方の有無



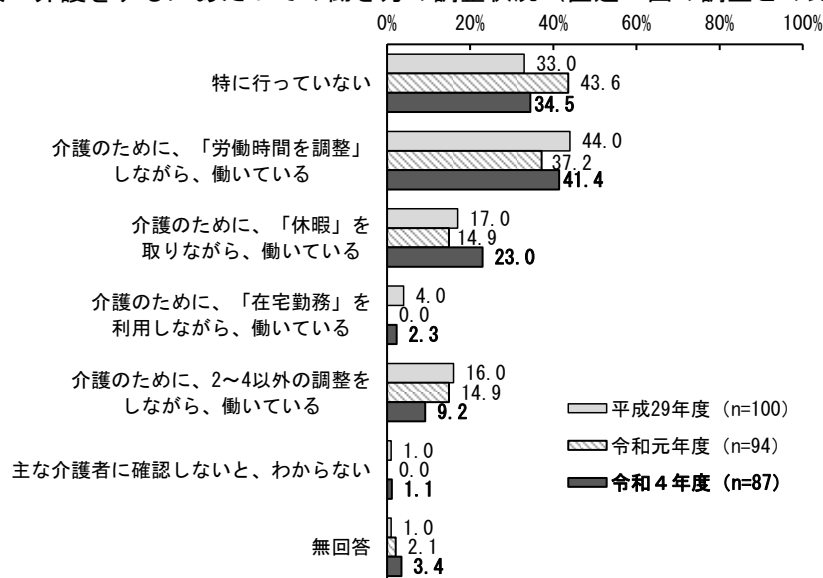
◎主な介護者の現在の勤務形態は「働いていない」が44.9%となっています。前回調査と比較すると、「フルタイムで働いている」が1.0ポイント低下、「パートタイムで働いている」が1.7ポイント低下、「働いていない」が0.7ポイント上昇しています。

図表 主な介護者の現在の勤務形態（直近2回の調査との比較）



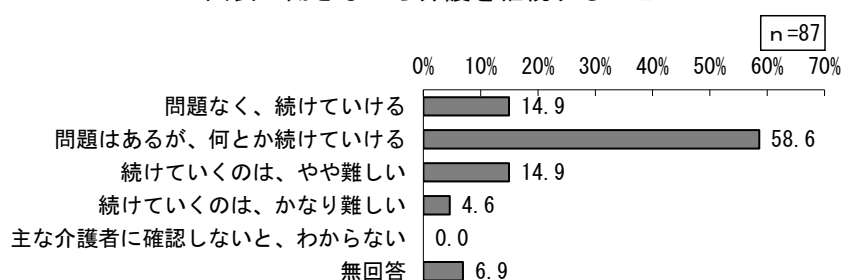
◎介護をするにあたっての働き方の調整状況は「介護のために、「労働時間を調整」しながら、働いている」が41.4%で最も多くなっています。前回調査と比較すると「介護のために、「労働時間を調整」しながら働いている」が4.2ポイント上昇、「特に行っていない」が9.1ポイント低下しています。

図表 介護をするにあたっての働き方の調整状況（直近2回の調査との比較）



◎働きながら介護を継続することについては「問題はあるが、何とか続けていける」が58.6%で最も多くなっています。

図表 働きながら介護を継続すること



◎介護離職者（在宅介護実態調査）について、回答者全体では11.7%（205人中24人）となっています。

◎これを主な介護者の年齢別でみると、「50代」と「60代」、「70代」、「80歳以上」の年齢層で離職者がみられ、その他の年齢層では0人となっています。

上段：回答者数、下段：割合

| | | 合計 | B-4 介護が理由で過去1年に仕事を辞めた方について | | | | | わからない | 無回答 | 非該当 |
|----------|-------|--------------|----------------------------|----------------------------|------------|--------------------|-----------------------|----------|------------|-----|
| | | | 主な介護者が仕事を辞めた(転職除く) | 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く) | 主な介護者が転職した | 主な介護者以外の家族・親族が転職した | 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない | | | |
| 全体 | | 205 100.0 | 24 11.7 | 4 2.0 | 3 1.5 | 3 1.5 | 131 63.9 | 2 1.0 | 39 19.0 | 77 |
| 主な介護者の年齢 | 20歳未満 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 |
| | 20代 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 |
| | 30代 | 4 100.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 4 100.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 |
| | 40代 | 6 100.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 6 100.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 |
| | 50代 | 51 100.0 | 7 13.7 | 1 2.0 | 2 3.9 | 1 2.0 | 31 60.8 | 0 0.0 | 9 17.6 | 0 |
| | 60代 | 72 100.0 | 9 12.5 | 1 1.4 | 1 1.4 | 1 1.4 | 49 68.1 | 1 1.4 | 10 13.9 | 0 |
| | 70代 | 35 100.0 | 7 20.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 1 2.9 | 22 62.9 | 1 2.9 | 5 14.3 | 0 |
| | 80歳以上 | 26 100.0 | 1 3.8 | 2 7.7 | 0 0.0 | 0 0.0 | 16 61.5 | 0 0.0 | 7 26.9 | 0 |
| | わからない | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 |

◎主な介護者の勤務形態（在宅介護実態調査）について、回答者全体では「働いていない」が44.9%と最も割合が高く、次いで「フルタイムで働いている」が29.8%、「パートタイムで働いている」が12.7%となっています。

◎これを主な介護者の年齢別でみると、「30代」と「40代」、「50代」が比較的高い割合となっています。なお、「20歳未満」と「20代」の回答はみられません。

上段：回答者数、下段：割合

| | | 合計 | B-5 主な介護者の勤務形態 | | | 主な介護者に確認しないと、わからない | 無回答 | 非該当 |
|----------|-------|--------------|----------------|--------------|------------|--------------------|------------|-----|
| | | | フルタイムで働いている | パートタイムで働いている | 働いていない | | | |
| 全体 | | 205 100.0 | 61 29.8 | 26 12.7 | 92 44.9 | 0 0.0 | 26 12.7 | 77 |
| 主な介護者の年齢 | 20歳未満 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 |
| | 20代 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 |
| | 30代 | 4 100.0 | 2 50.0 | 2 50.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 |
| | 40代 | 6 100.0 | 4 66.7 | 0 0.0 | 1 16.7 | 0 0.0 | 1 16.7 | 0 |
| | 50代 | 51 100.0 | 23 45.1 | 9 17.6 | 16 31.4 | 0 0.0 | 3 5.9 | 0 |
| | 60代 | 72 100.0 | 22 30.6 | 10 13.9 | 37 51.4 | 0 0.0 | 3 4.2 | 0 |
| | 70代 | 35 100.0 | 4 11.4 | 3 8.6 | 22 62.9 | 0 0.0 | 6 17.1 | 0 |
| | 80歳以上 | 26 100.0 | 5 19.2 | 2 7.7 | 15 57.7 | 0 0.0 | 4 15.4 | 0 |
| | わからない | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 0.0 | 0 |

◎主な介護者が介護をしているうえで特に感じていること（在宅介護実態調査）について、回答者全体では「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が37.1%と最も割合が高くなっています。

◎これを介護保険サービスの利用別でみると、「現在利用している」では「介護保険サービスを利用して、身体的負担が軽減した」が46.1%、「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりを持てるようになった」が42.8%と比較的高い割合となっており、介護保険サービスを利用している人ほど、介護の身体的・精神的負担が軽減されているとみられます。

◎また、介護保険サービスの満足度別でみると、「満足できる」では「介護保険サービスを利用して、精神的ゆとりを持てるようになった」が58.8%と半数を超えており、最も高い割合となっています。反対に、「やや不満である」では「介護にかかる経済的負担が大きい」が63.6%と最も割合が高くなっています。なお、「介護にかかる心身の負担が大きい」も54.5%と高い割合となっており、介護保険サービスに不満を持っている人ほど、介護により経済的・心身の負担が大きい人が多くみられます。

上段：回答者数、下段：割合

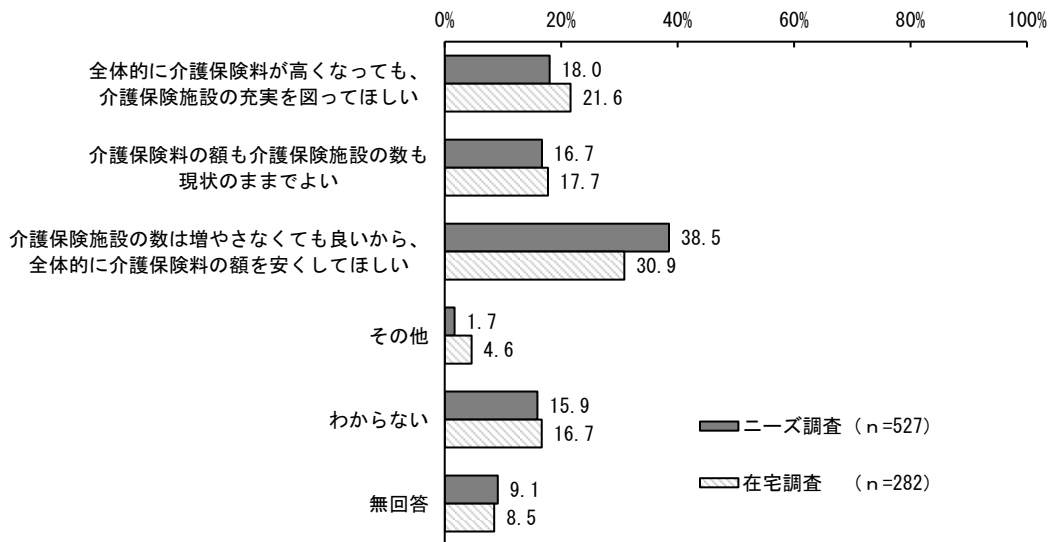
| 合計 | | G-2-4 主な介護者が介護をしている上で特に感じていること | | | | | | | | | | | | |
|-----------|-------|--------------------------------|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------|---------------------|-----------------------|-----------------|-----------------|-------------|------|------|-----|-----|
| | | 介護保険サービスの利用して、自由な時間が増えた | 介護保険サービスの利用して、身体的負担が軽減した | 介護保険サービスの利用して、精神的ゆとりを持てるようになった | 介護保険サービスの利用して、精神的ゆとりを持てるようになった | 介護に対する家族や親族の理解が足りない | 介護のため、仕事や家事などが十分にできない | 介護にかかる経済的負担が大きい | 介護にかかる心身の負担が大きい | 介護の方法がわからない | その他 | 特にな | 無回答 | 非該当 |
| 全体 | 205 | 44 | 76 | 68 | 20 | 39 | 49 | 65 | 8 | 2 | 16 | 29 | 77 | |
| | 100.0 | 21.5 | 37.1 | 33.2 | 9.8 | 19.0 | 23.9 | 31.7 | 3.9 | 1.0 | 7.8 | 14.1 | | |
| 利用している | 152 | 40 | 70 | 65 | 19 | 30 | 41 | 49 | 6 | 1 | 9 | 11 | 33 | |
| | 100.0 | 26.3 | 46.1 | 42.8 | 12.5 | 19.7 | 27.0 | 32.2 | 3.9 | 0.7 | 5.9 | 7.2 | | |
| 以前は利用していた | 8 | 2 | 4 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| | 100.0 | 25.0 | 50.0 | 12.5 | 0.0 | 12.5 | 25.0 | 37.5 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 利用したことはない | 35 | 1 | 1 | 1 | 1 | 7 | 6 | 12 | 2 | 1 | 5 | 11 | 29 | |
| | 100.0 | 2.9 | 2.9 | 2.9 | 2.9 | 20.0 | 17.1 | 34.3 | 5.7 | 2.9 | 14.3 | 31.4 | | |
| 満足できる | 51 | 20 | 28 | 30 | 4 | 6 | 6 | 10 | 2 | 0 | 5 | 3 | 12 | |
| | 100.0 | 39.2 | 54.9 | 58.8 | 7.8 | 11.8 | 11.8 | 19.6 | 3.9 | 0.0 | 9.8 | 5.9 | | |
| おおむね満足できる | 89 | 18 | 37 | 32 | 11 | 22 | 28 | 33 | 3 | 1 | 4 | 8 | 17 | |
| | 100.0 | 20.2 | 41.6 | 36.0 | 12.4 | 24.7 | 31.5 | 37.1 | 3.4 | 1.1 | 4.5 | 9.0 | | |
| やや不満である | 11 | 2 | 4 | 3 | 4 | 2 | 7 | 6 | 1 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| | 100.0 | 18.2 | 36.4 | 27.3 | 36.4 | 18.2 | 63.6 | 54.5 | 9.1 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |
| 不満である | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | | |

(7) 町の施策や介護保険制度について（ニーズ調査・在宅調査）

①介護保険サービスについて

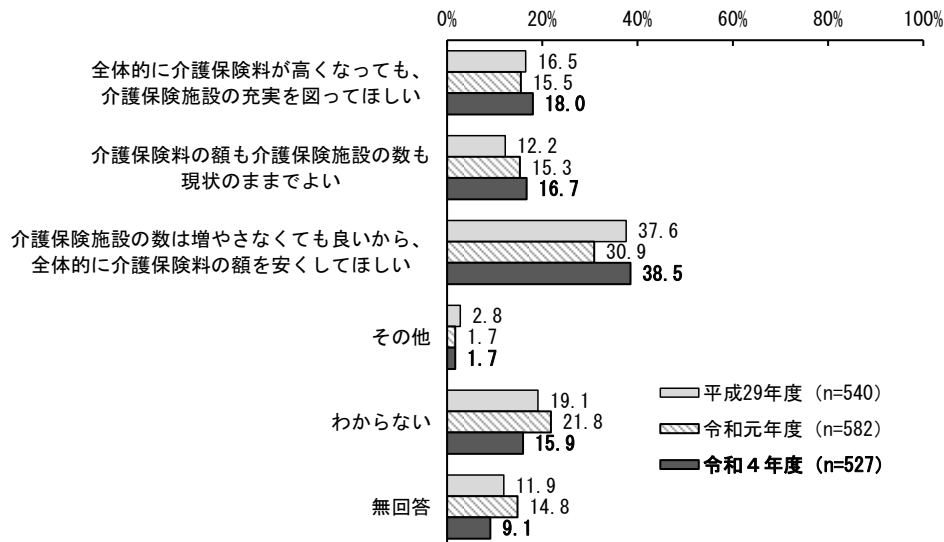
◎介護保険料と施設の整備の考え方に一番近いものは、ニーズ調査、在宅調査ともに「介護保険施設の数は増やさなくても良いから、全体的に介護保険料の額を安くしてほしい」がそれぞれ38.5%、30.9%と最も多くなっています。

図表 介護保険料と施設の整備の考え方に一番近いもの



◎ニーズ調査結果を前回調査と比較すると「介護保険施設の数は増やさなくても良いから、全体的に介護保険料の額を安くしてほしい」が7.6ポイント上昇しています。

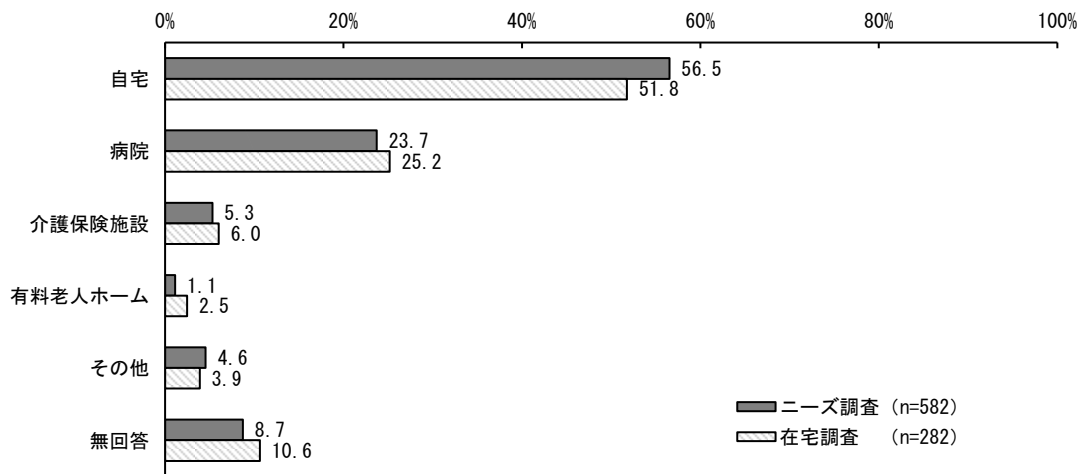
図表 介護保険料と施設の整備の考え方に一番近いもの（直近2回の調査との比較）
（ニーズ調査）



②ターミナル期（最後の看取り）について

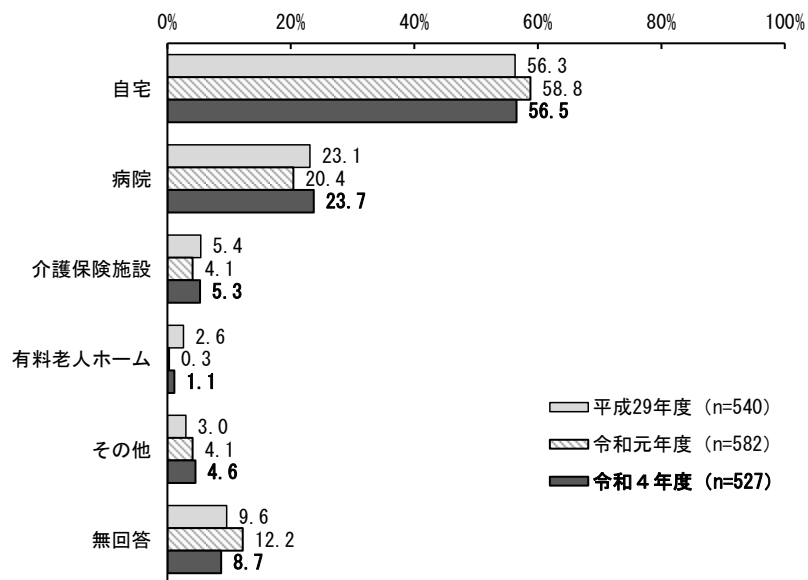
◎人生の最後を迎えたい場所は、ニーズ調査、在宅調査ともに「自宅」が最も多くなっています。

図表 人生の最後を迎えたい場所（ニーズ調査、在宅調査）

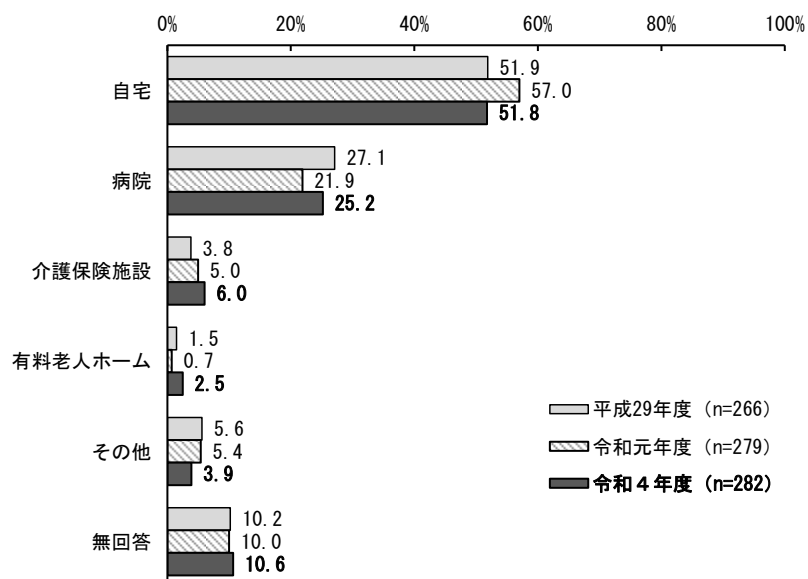


◎ニーズ調査結果を前回調査と比較すると「病院」が3.3ポイント上昇、「自宅」が2.3ポイント低下しています。同様に、在宅調査結果を前回調査と比較すると「病院」が3.3ポイント上昇、「自宅」が5.2ポイント低下しています。

図表 人生の最後を迎えたい場所（直近2回の調査との比較）（ニーズ調査）

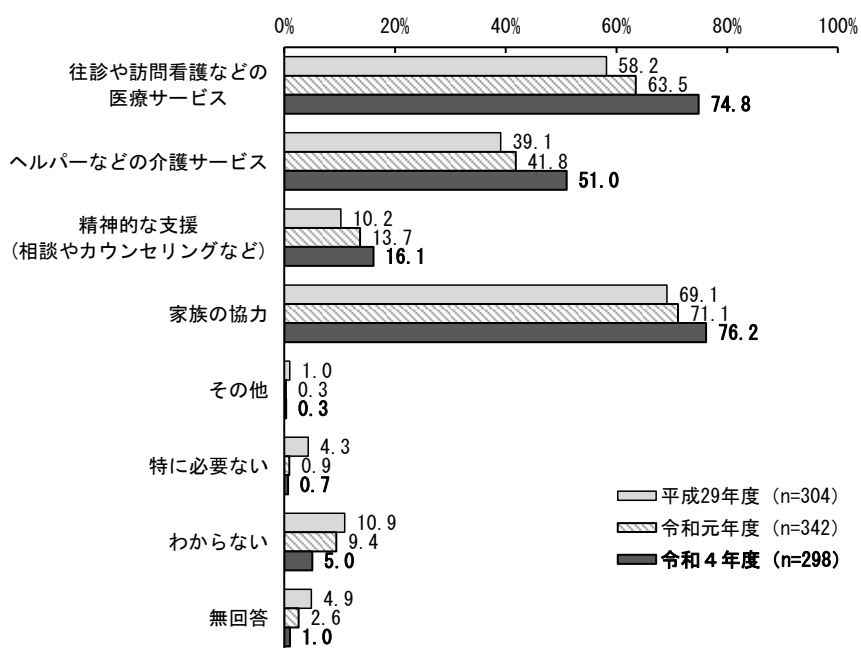


図表 人生の最後を迎えたい場所（直近2回の調査との比較）（在宅調査）



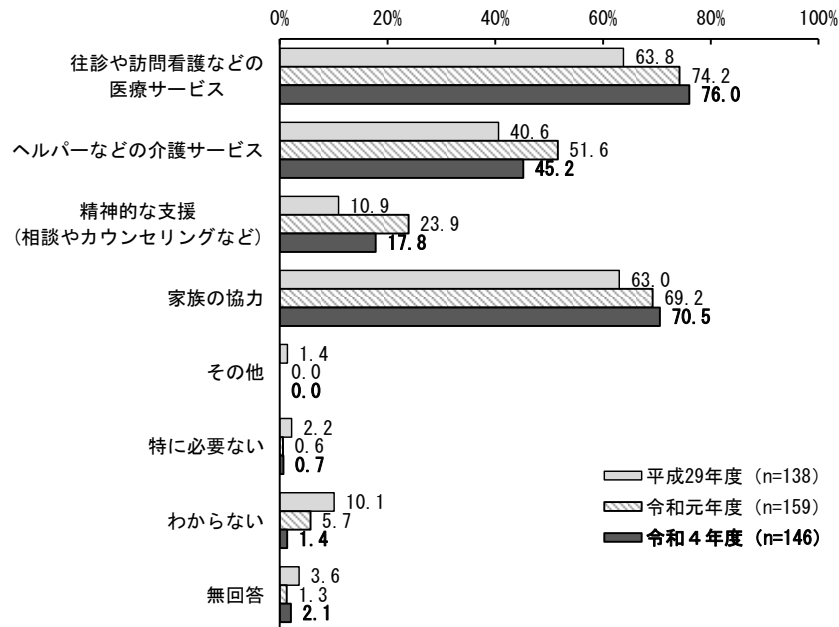
◎自宅でターミナル期を迎えるために必要な支援のニーズ調査の結果は「家族の協力」が最も多くなっています。前回調査と比較すると「往診や訪問看護などの医療サービス」が11.3ポイント、「家族の協力」が5.1ポイント上昇しています。

図表 自宅でターミナル期を迎えるために必要な支援（直近2回の調査との比較）（ニーズ調査）



◎自宅でターミナル期を迎えるために必要な支援の在宅調査の結果は、「往診や訪問看護などの医療サービス」が最も多くなっています。前回調査と比較すると「往診や訪問看護などの医療サービス」が1.8ポイント、「家族の協力」が1.3ポイント、「特に必要ない」が0.1ポイント上昇しています。

図表 自宅でターミナル期を迎えるために必要な支援（直近2回の調査との比較）（在宅調査）

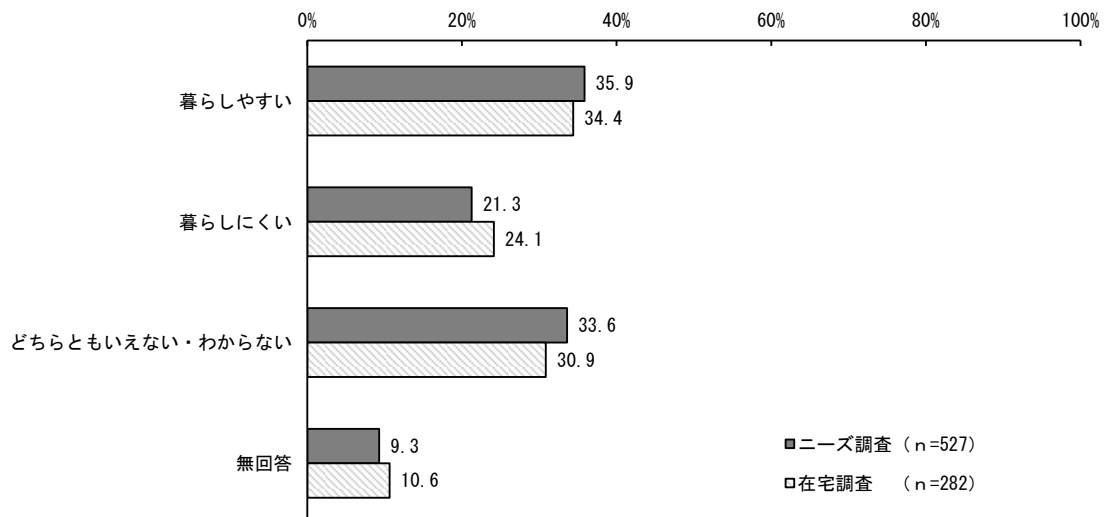


③南三陸町の暮らしやすさについて

◎ニーズ調査で南三陸町が「暮らしやすい」（「とても暮らしやすい」+「どちらかといえば、暮らしやすい」）と回答した割合は35.9%、「暮らしにくい」（「暮らしにくい」+「どちらかといえば、暮らしにくい」）と回答した割合は21.3%となっています。

◎在宅調査で南三陸町が「暮らしやすい」（「とても暮らしやすい」+「どちらかといえば、暮らしやすい」）と回答した割合は34.4%、「暮らしにくい」（「暮らしにくい」+「どちらかといえば、暮らしにくい」）と回答した割合は24.1%となっています。

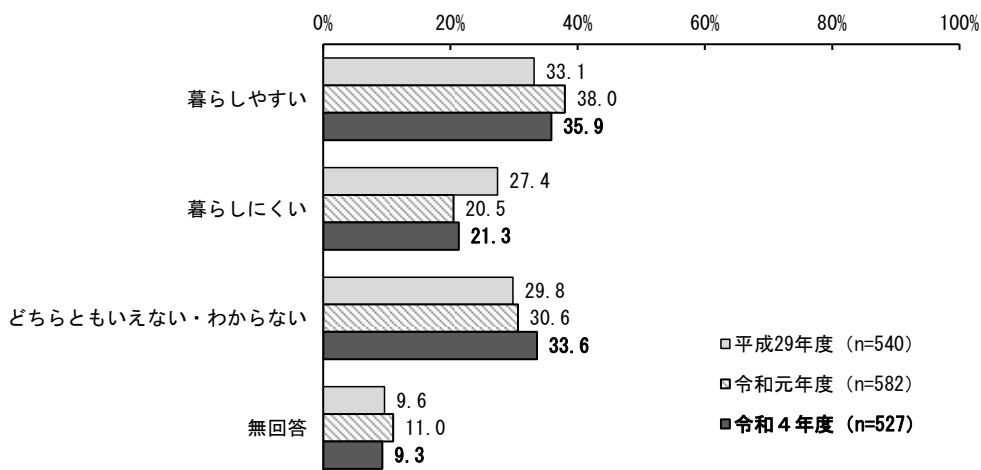
図表 南三陸町の暮らしやすさ（ニーズ調査、在宅調査）



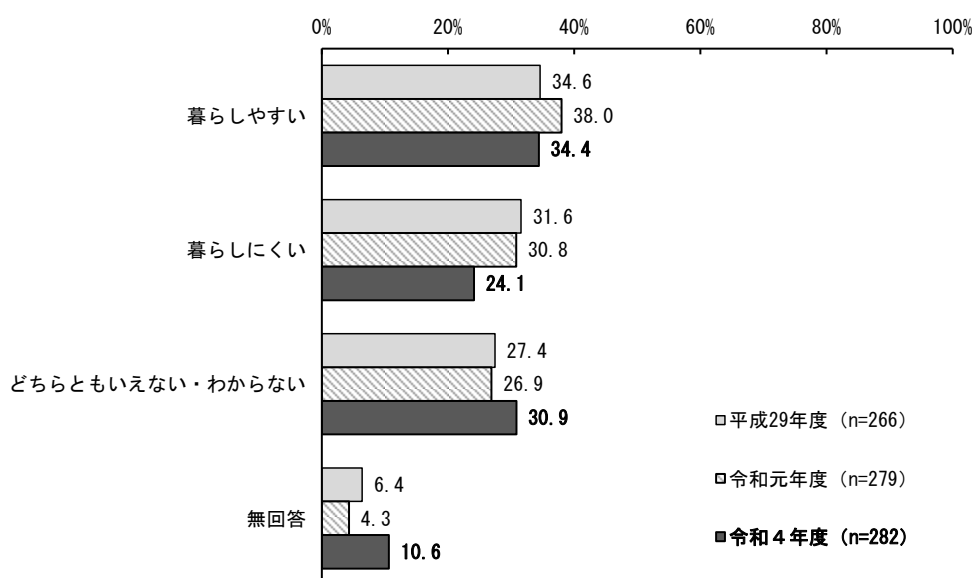
◎前回調査と比較すると、ニーズ調査では「暮らしやすい」が2.1ポイント低下、「暮らしにくい」が0.8ポイント上昇しています。

◎また、在宅調査では「暮らしやすい」が3.6ポイント、「暮らしにくい」が6.7ポイント低下し、「どちらともいえない・わからない」が4.0ポイント上昇しています。

図表 南三陸町の暮らしやすさ（直近2回の調査との比較）（ニーズ調査）



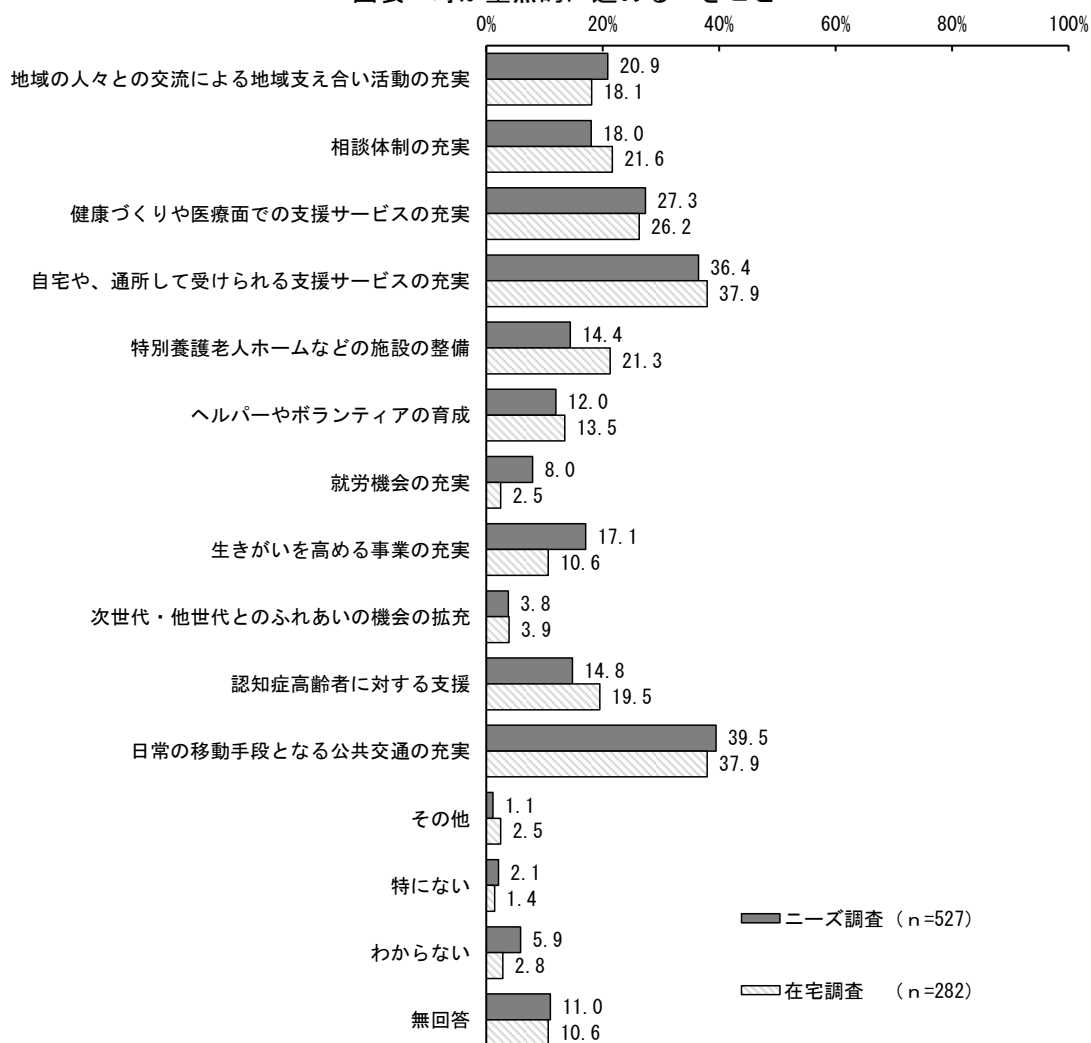
図表 南三陸町の暮らしやすさ（直近2回の調査との比較）（在宅調査）



④町が重点的に進めるべきことについて

◎町が重点的に進めるべきことは、ニーズ調査では「日常の移動手段となる公共交通の充実」、在宅調査では「自宅や、通所して受けられる支援サービスの充実」と「日常の移動手段となる公共交通の充実」が最も多くなっています。

図表 町が重点的に進めるべきこと



◎町が重点的に進めるべきこととして、ニーズ調査・在宅調査ともに暮らしにくさを感じている人ほど「日常の移動手段となる公共交通の充実」が多くなっています。

図表 町が重点的に進めるべきこと（暮らしやすさ別）（ニーズ調査）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | 問13-7 高齢者にとって暮らしやすいまちになるために、町が進めるべきこと | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|---------------------------------------|---------------|---------|----------------------|-----------|-------------------|-------------------|-----------|----------------|---------|--------------|---------------------|--------------|-------------------|-----|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|-----|------|------|-----|
| | | 支え合い活動の充実 | 地域の交流による活動の充実 | 相談体制の充実 | 健康づくりや医療面での支援サービスの充実 | 受けられるサービス | 自宅や、通所して受けられるサービス | 特別養護老人ホームなどの施設の整備 | ボランティアの育成 | ヘルパーやボランティアの育成 | 就労機会の充実 | 生きがい高める事業の充実 | 次世代・他世代とのふれあいの機会の拡充 | 認知症高齢者に対する支援 | 日常の移動手段となる公共交通の充実 | その他 | 特にない | わからない | 無回答 | | | | | | | | | | | | | | |
| 全体 | 527 | 110 | 95 | 144 | 192 | 76 | 63 | 42 | 90 | 20 | 78 | 208 | 6 | 11 | 31 | 58 | 100.0 | 20.9 | 18.0 | 27.3 | 36.4 | 14.4 | 12.0 | 8.0 | 17.1 | 3.8 | 14.8 | 39.5 | 1.1 | 2.1 | 5.9 | 11.0 | |
| 南三陸町の暮らしやすさ | とても暮らしやすい | 22 | 6 | 2 | 7 | 10 | 5 | 3 | 5 | 3 | 2 | 4 | 0 | 1 | 0 | 0 | 100.0 | 27.3 | 9.1 | 31.8 | 45.5 | 22.7 | 13.6 | 0.0 | 22.7 | 13.6 | 9.1 | 18.2 | 4.0 | 0.0 | 4.5 | 0.0 | 0.0 |
| | どちらかといえば、暮らしやすい | 167 | 46 | 34 | 58 | 69 | 26 | 27 | 31 | 7 | 36 | 68 | 1 | 5 | 6 | 6 | 100.0 | 27.5 | 20.4 | 34.7 | 41.3 | 15.6 | 16.2 | 7.2 | 18.6 | 4.2 | 21.6 | 40.7 | 0.6 | 3.0 | 3.6 | 3.6 | |
| | どちらかといえば、暮らしにくい | 70 | 11 | 12 | 22 | 28 | 9 | 8 | 13 | 7 | 11 | 45 | 1 | 0 | 1 | 2 | 100.0 | 15.7 | 17.1 | 31.4 | 40.0 | 12.9 | 11.4 | 10.0 | 15.7 | 11.0 | 15.7 | 64.3 | 1.4 | 0.0 | 1.4 | 2.9 | |
| | 暮らしにくい | 42 | 7 | 6 | 9 | 13 | 8 | 4 | 4 | 13 | 2 | 7 | 26 | 1 | 2 | 3 | 100.0 | 16.7 | 14.3 | 21.4 | 31.0 | 19.0 | 9.5 | 9.5 | 31.0 | 4.8 | 16.7 | 61.9 | 2.4 | 4.8 | 4.8 | 7.1 | |
| | どちらともいえない・わからない | 177 | 32 | 38 | 43 | 66 | 27 | 20 | 17 | 26 | 1 | 22 | 60 | 3 | 3 | 20 | 12 | 100.0 | 18.1 | 21.5 | 24.3 | 37.3 | 15.3 | 11.3 | 9.6 | 14.7 | 12.4 | 33.9 | 1.7 | 1.7 | 11.3 | 6.8 | |

図表 町が重点的に進めるべきこと（暮らしやすさ別）（在宅調査）

上段：回答数／下段：構成比

| | 合計 | Q-4-6 高齢者が暮らしやすいまちになるために町が進めるべきこと | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|-----------------------------------|---------------|---------|----------------------|-----------|-------------------|-------------------|-----------|----------------|---------|--------------|---------------------|--------------|-------------------|-----|-------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|------|------|
| | | 支え合い活動の充実 | 地域の交流による活動の充実 | 相談体制の充実 | 健康づくりや医療面での支援サービスの充実 | 受けられるサービス | 自宅や、通所して受けられるサービス | 特別養護老人ホームなどの施設の整備 | ボランティアの育成 | ヘルパーやボランティアの育成 | 就労機会の充実 | 生きがい高める事業の充実 | 次世代・他世代とのふれあいの機会の拡充 | 認知症高齢者に対する支援 | 日常の移動手段となる公共交通の充実 | その他 | 特にない | わからない | 無回答 | | | | | | | | | | | | | |
| 全体 | 282 | 51 | 61 | 74 | 107 | 60 | 38 | 7 | 30 | 11 | 55 | 107 | 7 | 4 | 8 | 30 | 100.0 | 18.1 | 21.6 | 26.2 | 37.9 | 21.3 | 13.5 | 2.5 | 10.6 | 3.9 | 19.5 | 37.9 | 2.5 | 1.4 | 2.8 | 10.6 |
| 南三陸町の暮らしやすさ | とても暮らしやすい | 17 | 5 | 2 | 4 | 4 | 2 | 5 | 2 | 4 | 10 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 100.0 | 29.4 | 11.8 | 23.5 | 23.5 | 11.8 | 29.4 | 0.0 | 11.8 | 0.0 | 23.5 | 58.8 | 0.0 | 0.0 | 11.8 | 0.0 |
| | どちらかといえば、暮らしやすい | 80 | 24 | 21 | 28 | 33 | 17 | 10 | 5 | 12 | 7 | 27 | 0 | 2 | 0 | 3 | 100.0 | 30.0 | 26.3 | 35.0 | 41.3 | 21.3 | 12.5 | 6.3 | 15.0 | 8.8 | 15.0 | 33.8 | 0.0 | 2.5 | 0.0 | 3.8 |
| | どちらかといえば、暮らしにくい | 43 | 6 | 6 | 13 | 21 | 9 | 6 | 0 | 5 | 0 | 27 | 1 | 1 | 1 | 0 | 100.0 | 14.0 | 14.0 | 30.2 | 48.8 | 20.9 | 14.0 | 0.0 | 11.6 | 0.0 | 27.9 | 62.8 | 2.3 | 2.3 | 2.3 | 0.0 |
| | 暮らしにくい | 25 | 3 | 4 | 6 | 10 | 5 | 3 | 1 | 1 | 1 | 12 | 1 | 1 | 6 | 0 | 100.0 | 12.0 | 16.0 | 24.0 | 40.0 | 20.0 | 12.0 | 4.0 | 4.0 | 24.0 | 48.0 | 4.0 | 4.0 | 0.0 | 0.0 | |
| | どちらともいえない・わからない | 87 | 13 | 26 | 21 | 37 | 25 | 13 | 0 | 10 | 3 | 19 | 31 | 4 | 0 | 5 | 3 | 100.0 | 14.9 | 29.9 | 24.1 | 42.5 | 28.7 | 14.9 | 0.0 | 11.5 | 3.4 | 21.8 | 35.6 | 4.6 | 0.0 | 5.7 |

第3節 第8期計画の検証

1 全体評価

第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、基本理念に“「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいある暮らしを続けられるまち」を共に築く”を掲げ、3つの施策目標を設定して高齢者が住み慣れた地域で生涯にわたって尊厳をもった生活が続けることができるよう、総合的な支援を推進してきました。

各事業の推進担当課による施策進捗状況等の自己評価結果では、28の掲載施策に対し、「有効」(A)または「概ね有効」(B)と評価した施策の割合(有効施策比率)は、計画全体で16事業(57.1%)となっています。

また、実施したものの「課題が残る」(C)、「実施したが利用等実績なし」(D)となった事業は10事業(35.7%)、「一部実施」(E)、「未実施」(F)の事業は2事業(7.1%)となっています。

図表 第8期計画評価一覧

| 施 策 | 掲載 施策数 | 評 価 | | | 有効施策比率 (A・B) / (掲載施 策) |
|--------------------------------------|-----------|-----|-----|-----|------------------------------|
| | | A・B | C・D | E・F | |
| 1：住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる「つながりのまちづくり」 | | | | | |
| 1-1：地域包括ケアシステムの充実 | 5 | 3 | 2 | 0 | 60.0% |
| 1-2：介護保険サービスの体制充実 | 3 | 2 | 1 | 0 | 66.7% |
| 1-3：認知症施策大綱の推進 | 3 | 0 | 3 | 0 | 0.0% |
| 1-4：在宅での生活を支える支援の充実 | 5 | 5 | 0 | 0 | 100.0% |
| 2：元気でいきいきと主体的に活躍する「健康で活動的なまちづくり」 | | | | | |
| 2-1：生涯にわたる健康づくりの推進 | 4 | 1 | 2 | 1 | 25.0% |
| 2-2：高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進 | 5 | 3 | 1 | 1 | 60.0% |
| 3：高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」 | | | | | |
| 3-1：安全・安心な福祉のまちづくり | 3 | 2 | 1 | 0 | 66.7% |
| 計 | 28 | 16 | 10 | 2 | 57.1% |

※評価判定：A：実施（有効）、B：実施（概ね有効）、C：実施（課題が残る）、D：実施（実施したが利用等実績なし）、E：一部実施、F：未実施

2 施策目標ごとの実績

(1) 住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる「つながりのまちづくり」

1-1：地域包括ケアシステムの充実

掲載施策5つのうち、概ね有効の施策が3つ、課題が残る施策が2つとなっています。

「介護予防事業・日常生活支援総合事業」について、通いの場の参加者は元気な高齢者が中心であり、虚弱な高齢者が参加を控える・本人は参加したくても家族が参加を望まないといったケースがあるため、支援が必要な方が参加できない状況がみられます。

また、「生活支援体制整備の推進」について、第2層協議体の設置についての検討や、地域ごとに課題を分析・明確化する必要があります。

| 施策 | 担当課（係） | 実施状況・評価 |
|-------------------------|-------------|---------|
| 1-1-1：介護予防事業・日常生活支援総合事業 | 地域包括支援センター | C |
| 1-1-2：包括的支援事業 | 地域包括支援センター | B |
| 1-1-3：在宅医療・介護連携の推進 | 地域包括支援センター | B |
| 1-1-4：生活支援体制整備の推進 | 地域包括支援センター | C |
| 1-1-5：高齢者の居住安定に係る施策 | 保健福祉課高齢者福祉係 | B |

◎主な実績

図表 住民主体の通いの場参加者数実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| 住民主体の通いの場参加者数 | 計画値 | 400人 | 450人 | 450人 |
| | 実績 | 410人 | 366人 | 250人 |
| | 対計画比 | 102.5% | 81.3% | 55.6% |

図表 介護支援専門員勉強会開催回数実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|--------------------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| 介護支援専門員勉強会 開催回数 | 計画値 | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 |
| | 実績 | 0回/年 | 1回/年 | 1回/年 |
| | 対計画比 | 0.0% | 50.0% | 50.0% |

図表 第1層協議体の開催回数（町全体）実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|----------------------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| 第1層協議体の開催回数 (町全体) | 計画値 | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 |
| | 実績 | 0回/年 | 3回/年 | 3回/年 |
| | 対計画比 | 0.0% | 150.0% | 150.0% |

図表 住宅改修相談件数実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|----------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| 住宅改修相談件数 | 計画値 | 15件 | 18件 | 20件 |
| | 実績 | 10件 | 12件 | 15件 |
| | 対計画比 | 66.7% | 66.7% | 75.0% |

1-2：介護保険サービスの体制充実

掲載施策3つのうち、概ね有効の施策が2つ、課題が残る施策が1つとなっています。

「居宅サービス」について、介護支援専門員が不足しており、町内の居宅介護支援事業所2か所、5名のみでは足りず、近隣市の介護支援専門員が担当している状況となっています。

「地域密着型サービス」について、地域密着型通所介護事業所のうち1事業所が看護職の確保が難しいため、サービス提供が週3日のみとなっています。

| 施策 | 担当課（係） | 実施状況・評価 |
|-----------------|-------------|---------|
| 1-2-1：居宅サービス | 保健福祉課高齢者福祉係 | B |
| 1-2-2：地域密着型サービス | 保健福祉課高齢者福祉係 | C |
| 1-2-3：施設サービス | 保健福祉課高齢者福祉係 | B |

1-3：認知症施策大綱の推進

掲載施策3つのうち、すべての施策で課題が残るとなっています。

「認知症高齢者の早期発見・早期対応」について、平成29年に作成した認知症ケアパスの掲載情報の更新や内容の再検討が必要で、活用頻度が下がっている状況となっています。

「認知症に関する相談体制の充実」について、当町では公共交通機関に限られるため、住民が気軽に参加できる形態や開催場所の設定が課題となっています。

「認知症に対する理解の促進」については、現在登録しているキャラバン・メイトのうち活動しているのは数名であり、資源活用のためにも効果的な活動支援を検討する必要があります。

| 施策 | 担当課（係） | 実施状況・評価 |
|------------------------|------------|---------|
| 1-3-1：認知症高齢者の早期発見・早期対応 | 地域包括支援センター | C |
| 1-3-2：認知症に関する相談体制の充実 | 地域包括支援センター | C |
| 1-3-3：認知症に対する理解の促進 | 地域包括支援センター | C |

◎主な実績

図表 認知症初期集中支援チーム会議開催数実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|-----------------------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| 認知症初期集中支援 チーム会議開催数 | 計画値 | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 |
| | 実績 | 1回/年 | 1回/年 | 2回/年 |
| | 対計画比 | 50.0% | 50.0% | 100.0% |

図表 もの忘れ相談開催数実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|-----------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| もの忘れ相談開催数 | 計画値 | 6回/年 | 6回/年 | 6回/年 |
| | 実績 | 6回/年 | 4回/年 | 4回/年 |
| | 対計画比 | 100.0% | 66.7% | 66.7% |

図表 認知症サポーター養成講座受講者数実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|----------------------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| 認知症サポーター養成講座 受講者数 | 計画値 | 100人/年 | 100人/年 | 100人/年 |
| | 実績 | 89人/年 | 218人/年 | 107人/年 |
| | 対計画比 | 89.0% | 218.0% | 107.0% |

1-4：在宅での生活を支える支援の充実

掲載施策5つのうち、すべての施策で有効または概ね有効となっています。

「ひとり暮らし高齢者等緊急通報事業」について、利用検討の相談は数件ありますが、固定電話がないため設置できない、または、協力員が遠方のため、緊急時の対応が難しいことから利用に至らないケースがみられます。

| 施策 | 担当課（係） | 実施状況・評価 |
|------------------------|-------------|---------|
| 1-4-1：高齢者福祉タクシー利用助成事業 | 保健福祉課高齢者福祉係 | B |
| 1-4-2：ひとり暮らし高齢者等緊急通報事業 | 地域包括支援センター | B |
| 1-4-3：介護家族等支援レスパイト事業 | 地域包括支援センター | A |
| 1-4-4：介護用品支給事業 | 地域包括支援センター | B |
| 1-4-5：家族介護者交流事業 | 地域包括支援センター | B |

◎主な実績

図表 高齢者福祉タクシー利用助成事業実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|---------------------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| 高齢者福祉タクシー利用 助成事業 | 計画値 | 10人 | 12人 | 15人 |
| | 実績 | 44人 | 39人 | 30人 |
| | 対計画比 | 440.0% | 325.0% | 200.0% |
| | 計画値 | 156千円 | 187千円 | 234千円 |
| | 実績 | 139,100円 | 91,650円 | 45,500円 |
| | 対計画比 | 89.2% | 49.0% | 19.4% |

図表 ひとり暮らし高齢者等緊急通報事業実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|----------------------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| ひとり暮らし高齢者等 緊急通報事業 | 計画値 | 20件 | 21件 | 22件 |
| | 実績 | 17件 | 17件 | 17件 |
| | 対計画比 | 85.0% | 81.0% | 77.3% |

図表 介護用品支給事業実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|----------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度(2021) | 令和4年度(2022) | 令和5年度(2023) |
| 介護用品支給事業 | 計画値 | 55件 | 55件 | 55件 |
| | 実績 | 57件 | 61件 | 50件 |
| | 対計画比 | 103.6% | 110.9% | 90.9% |

(2) 元気でいきいきと主体的に活躍する「健康で活動的なまちづくり」

2-1：生涯にわたる健康づくりの推進

掲載施策4つのうち、1つの施策で有効、2つの施策で課題が残る、1つの施策で一部実施となっています。

「健康診査の充実」について、健（検）診の受診率は全体的に低い状態が続いており、引き続き取組が必要です。

「健康手帳」について、窓口で希望者に健康手帳を交付していますが、実績がほとんどないため交付方法及び活用方法等を検討する必要があります。

「健康教育」について、新型コロナウイルス感染症の流行により、規模を縮小しての実施となりました。

「健康相談」については、「まちの健康相談室」として月に1回役場マチドマにおいて健康相談会を実施しており、自分の健康について振り返る機会となるため、健康の保持増進や介護予防、心のケアなどにつながっています。

| 施策 | 担当課（係） | 実施状況・評価 |
|---------------|------------|---------|
| 2-1-1：健康診査の充実 | 保健福祉課健康増進係 | C |
| 2-1-2：健康手帳 | 保健福祉課健康増進係 | C |
| 2-1-3：健康教育 | 保健福祉課健康増進係 | E |
| 2-1-4：健康相談 | 保健福祉課健康増進係 | B |

2-2：高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進

掲載施策5つのうち、3つの施策で概ね有効、1つの施策で課題が残る、1つの施策で一部実施となっています。

「生涯学習機会の充実」について、新型コロナウイルス感染症の流行により、一部の地区で事業を中止しています。

「多様な交流機会の提供」について、世代間交流の場として結の里を中心にイベントを行っており、高齢者の交流の機会となっています。その一方で、参加者が固定化されてきていることが課題となっています。

「高齢者の就労機会の充実」について、令和3年（2021）4月に一般社団法人南三陸町シルバー人材センターが設立され、就労機会の場が新たに整備されましたが、補助金が必要な状況であるため、運営の安定化を図る必要があります。

| 施策 | 担当課（係） | 実施状況・評価 |
|-----------------------|---------------|---------|
| 2-2-1：生涯学習機会の充実 | 教育委員会事務局生涯学習係 | E |
| 2-2-2：老人クラブの育成と加入促進 | 保健福祉課高齢者福祉係 | B |
| 2-2-3：多様な交流機会の提供 | 地域包括支援センター | C |
| 2-2-4：高齢者の就労機会の充実 | 商工観光課商工業立地推進係 | B |
| 2-2-5：敬老会の開催と敬老祝い金の支給 | 保健福祉課高齢者福祉係 | B |

◎主な実績

図表 高齢者事業実績

| 区分 | | 実績 | | 見込み |
|-------------------------------------|------|-------------|-------------|-------------|
| | | 令和3年度（2021） | 令和4年度（2022） | 令和5年度（2023） |
| 高齢者事業 各種講話、いきいきクッキング等の高齢者教室や移動教室 | 計画値 | 4地区 | 4地区 | 4地区 |
| | 実績 | 1地区 | 3地区 | 4地区 |
| | 対計画比 | 25.0% | 75.0% | 100.0% |

（3）高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」

3-1：安全・安心な福祉のまちづくり

掲載施策3つのうち、2つの施策が有効、1つの施策で課題が残るとなっています。

「安全・安心な地域づくりの推進」について、当町が規定する安全・安心な日において、防災行政無線等を利用し、安全に関する意識の啓発・情報の提供等を実施しました。

「避難行動要支援者対策」について、要配慮者のための福祉避難所の指定を行い、要配慮者への理解（配慮）やさらなる感染症対策を踏まえ、避難支援体制と避難所運営方法を早期に再整備することが課題となっています。

| 施策 | 担当課（係） | 実施状況・評価 |
|----------------------|------------|---------|
| 3-1-1：安全・安心な地域づくりの推進 | 総務課危機対策係 | A |
| 3-1-2：避難行動要支援者対策 | 保健福祉課社会福祉係 | C |
| 3-1-3：外出支援策の検討 | 企画課企画情報係 | A |

第4節 介護保険サービスの利用状況

1 サービス利用者数

(1) 施設サービス

施設サービス利用者数について、全体では令和3年度(2021)、令和4年度(2022)ともに計画値を下回り、それぞれ82.5%、82.3%となっています。

このうち、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、令和3年度(2021)は計画値を下回っていますが、令和4年度(2022)は前年度から利用者数が増加し、令和4年度(2022)には計画値の100.4%となっています。

また、「介護老人保健施設」については、令和3年度(2021年度)から令和4年度(2022)にかけて利用者数が減少しており、ともに計画値を下回っています。

(2) 居住系サービス

居住系サービス利用者数について、全体では令和3年度(2021)はほぼ計画どおり、令和4年度(2022)は計画値を上回る実績となっています。

このうち、「特定施設入居者生活介護」については、令和3年度(2021)、令和4年度(2022)ともに計画値を上回り、それぞれ158.3%、233.3%となっています。

また、「認知症対応型共同生活介護」については、令和3年度(2021)、令和4年度(2022)ともに計画値を下回り、それぞれ96.0%、96.6%となっています。

(3) 在宅サービス

在宅サービスの利用者数について、令和3年度(2021)、令和4年度(2022)ともに計画値を10%以上上回るサービスは、「通所介護」と「短期入所療養介護(老健)」のみとなっています。

また、2か年とも計画値を10%以上下回るサービスは、「訪問看護」と「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」の3サービスとなっています。

また、「地域密着型通所介護」については、令和3年度(2021)、令和4年度(2022)の利用者数は同数となっており、計画値の90.1%となっています。

なお、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」では、計画では利用を想定していませんでしたが、令和3年度(2021)、令和4年度(2022)ともに延12人(毎月1人)の利用がみられます。

| | | 実績値（単位：人） | | 計画値（単位：人） | | 対計画比 (実績値/計画値) | |
|---------------|--------------------------|-----------|-------|-----------|--------|-------------------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 施設サービス | 小計 | 2,454 | 2,470 | 2,976 | 3,000 | 82.5% | 82.3% |
| | 介護老人福祉施設 | 1,099 | 1,175 | 1,296 | 1,320 | 84.8% | 89.0% |
| | 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 | 222 | 241 | 240 | 240 | 92.5% | 100.4% |
| | 介護老人保健施設 | 1,144 | 1,064 | 1,440 | 1,440 | 79.4% | 73.9% |
| | 介護医療院 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 居住系サービス | 小計 | 349 | 369 | 348 | 348 | 100.3% | 106.0% |
| | 特定施設入居者生活介護 | 38 | 56 | 24 | 24 | 158.3% | 233.3% |
| | 地域密着型特定施設入居者 生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 311 | 313 | 324 | 324 | 96.0% | 96.6% |
| 在宅サービス | 訪問介護 | 795 | 771 | 744 | 744 | 106.9% | 103.6% |
| | 訪問入浴介護 | 319 | 282 | 264 | 276 | 120.8% | 102.2% |
| | 訪問看護 | 781 | 668 | 888 | 888 | 88.0% | 75.2% |
| | 訪問リハビリテーション | 12 | 17 | 24 | 24 | 50.0% | 70.8% |
| | 居宅療養管理指導 | 516 | 509 | 576 | 588 | 89.6% | 86.6% |
| | 通所介護 | 841 | 876 | 732 | 732 | 114.9% | 119.7% |
| | 地域密着型通所介護 | 1,178 | 1,178 | 1,308 | 1,308 | 90.1% | 90.1% |
| | 通所リハビリテーション | 1,494 | 1,510 | 1,428 | 1,416 | 104.6% | 106.6% |
| | 短期入所生活介護 | 412 | 410 | 384 | 384 | 107.3% | 106.8% |
| | 短期入所療養介護（老健） | 259 | 254 | 168 | 168 | 154.2% | 151.2% |
| | 短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 短期入所療養介護 （介護医療院） | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 福祉用具貸与 | 3,198 | 3,272 | 3,360 | 3,444 | 95.2% | 95.0% |
| | 特定福祉用具販売 | 68 | 54 | 60 | 60 | 113.3% | 90.0% |
| | 住宅改修 | 10 | 11 | 12 | 12 | 83.3% | 91.7% |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 12 | 12 | 0 | 0 | - | - |
| | 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 332 | 291 | 348 | 348 | 95.4% | 83.6% |
| | 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 4,814 | 4,922 | 4,716 | 4,836 | 102.1% | 101.8% | |

2 給付費

総給付費は、令和3年度(2021)、令和4年度(2022)ともに計画値を下回り、それぞれ89.8%、88.8%となっています。

(1) 施設サービス

施設サービスの給付費について、全体では令和3年度(2021)、令和4年度(2022)ともに計画値を下回り、それぞれ82.4%、81.6%となっています。

このうち、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」については、令和3年度(2021)は計画値を下回る実績となっていますが、令和4年度(2022)に利用者が増加し、102.9%となっています。

「介護老人保健施設」については、令和3年度(2021)から令和4年度(2022)にかけて利用者数が減少したことにより給付も減少しています。なお、令和4年度(2022)の実績値は計画値の72.9%となっています。

(2) 居住系サービス

居住系サービスの給付費について、全体では令和3年度(2021)はほぼ計画値どおり、令和4年度(2022)は計画値を上回る実績となっており、それぞれ99.4%、105.3%となっています。

「特定施設入居者生活介護」については、利用者数が計画値を上回っており、給付費も計画値と比較して、令和3年度(2021)で約1.6倍、令和4年度(2022)で約2.6倍となっています。

「認知症対応型共同生活介護」については、令和3年度(2021)と令和4年度(2022)ともに計画値をやや下回り、それぞれ96.7%、98.2%となっています。

(3) 在宅サービス

在宅サービスの給付費について、全体では令和3年度(2021)にはほぼ計画値どおりでしたが、令和4年度(2022)には計画値をやや下回り、それぞれ99.2%、97.1%となっています。

計画値を令和3年度(2021)、令和4年度(2022)ともに10%以上上回るサービスは、「通所介護」と「短期入所療養介護(老健)」の2サービスとなっています。

また、2か年とも計画値を10%以上下回るサービスは、「訪問看護」と「地域密着型通所介護」、「住宅改修」の3サービスとなっています。

なお、「住宅改修」について、利用者数は令和3年度(2021)から令和4年度(2022)にかけて増加しましたが、給付費は令和4年度(2022)に減少し、41.9%となっています。

第2章 高齢者を取り巻く本町の現状

| | | 実績値（単位：円） | | 計画値（単位：円） | | 対計画比 (実績値/計画値) | |
|---------------|----------------------|---------------|---------------|---------------|-------------|-------------------|--------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
| 施設サービス | 小計 | 674,414,885 | 674,048,599 | 818,373,000 | 825,871,000 | 82.4% | 81.6% |
| | 介護老人福祉施設 | 303,897,167 | 319,831,025 | 358,275,000 | 365,518,000 | 84.8% | 87.5% |
| | 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 60,159,276 | 63,677,142 | 61,848,000 | 61,882,000 | 97.3% | 102.9% |
| | 介護老人保健施設 | 310,358,442 | 290,540,432 | 398,250,000 | 398,471,000 | 77.9% | 72.9% |
| | 介護医療院 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| 居住系サービス | 小計 | 82,770,538 | 87,013,282 | 83,309,000 | 82,641,000 | 99.4% | 105.3% |
| | 特定施設入居者生活介護 | 5,774,305 | 9,453,739 | 3,669,000 | 3,671,000 | 157.4% | 257.5% |
| | 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型共同生活介護 | 76,996,233 | 77,559,543 | 79,640,000 | 78,970,000 | 96.7% | 98.2% |
| 在宅サービス | 小計 | 548,162,332 | 540,346,452 | 552,513,000 | 556,386,000 | 99.2% | 97.1% |
| | 訪問介護 | 40,379,012 | 35,790,507 | 41,312,000 | 39,893,000 | 97.7% | 89.7% |
| | 訪問入浴介護 | 18,653,110 | 15,331,908 | 15,791,000 | 16,744,000 | 118.1% | 91.6% |
| | 訪問看護 | 30,871,086 | 27,853,267 | 37,822,000 | 37,717,000 | 81.6% | 73.8% |
| | 訪問リハビリテーション | 295,083 | 419,528 | 463,000 | 464,000 | 63.7% | 90.4% |
| | 居宅療養管理指導 | 2,327,832 | 2,529,258 | 2,424,000 | 2,475,000 | 96.0% | 102.2% |
| | 通所介護 | 63,026,248 | 67,610,925 | 49,721,000 | 49,824,000 | 126.8% | 135.7% |
| | 地域密着型通所介護 | 82,911,198 | 78,659,252 | 107,146,000 | 107,350,000 | 77.4% | 73.3% |
| | 通所リハビリテーション | 93,464,402 | 92,700,825 | 94,459,000 | 95,558,000 | 98.9% | 97.0% |
| | 短期入所生活介護 | 25,197,258 | 27,613,251 | 28,567,000 | 28,714,000 | 88.2% | 96.2% |
| | 短期入所療養介護（老健） | 18,387,363 | 18,433,484 | 12,862,000 | 12,869,000 | 143.0% | 143.2% |
| | 短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 短期入所療養介護（介護医療院） | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 福祉用具貸与 | 39,098,563 | 39,445,655 | 37,917,000 | 38,993,000 | 103.1% | 101.2% |
| | 特定福祉用具販売 | 1,382,841 | 1,435,231 | 1,280,000 | 1,280,000 | 108.0% | 112.1% |
| | 住宅改修 | 1,030,265 | 708,080 | 1,691,000 | 1,691,000 | 60.9% | 41.9% |
| | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 2,801,695 | 2,203,906 | 0 | 0 | - | - |
| | 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - |
| | 小規模多機能型居宅介護 | 58,507,842 | 57,644,987 | 54,428,000 | 54,458,000 | 107.5% | 105.9% |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | - | |
| 介護予防支援・居宅介護支援 | 69,828,534 | 71,966,388 | 66,630,000 | 68,356,000 | 104.8% | 105.3% | |
| 総給付費 | 1,305,347,755 | 1,301,408,333 | 1,454,195,000 | 1,464,898,000 | 89.8% | 88.8% | |

第5節 高齢者施策推進に向けた課題の整理

課題1 人口規模の縮小、高齢化の進行に対応した地域づくり

- 本町の総人口は、平成30年度（2018）から令和5年度（2023）までの5年間で9.5%減少し、令和5年度（2023）には11,804人となっており、この傾向は今後も続くと考えられます。また、後期高齢者の増加が続くものの、高齢者全体の人口は、令和3年度（2021）をピークに減少に向かい、さらには、要支援・要介護認定者数も、令和6年度（2024）をピークに減少に転じると考えられます。
- 高齢者人口の減少を上回る速さで総人口が減少することから、高齢化率は上昇を続け、令和6年度（2024）には40%台に乗り、令和22年度（2040）には50.0%に達する見込みです。
- すべての年齢層が減少傾向に向かうとみられることから、高齢者を支える地域住民や専門職の人材の確保が、これまで以上に大きな課題となります。また、高齢者独居世帯、高齢者のみ世帯の増加による社会的な孤立、介護者の高齢化による老老介護、8050問題、認知症高齢者の増加等による家族介護者の負担や離職などが懸念されます。

課題2 地域包括ケアシステムの深化・推進

- アンケート調査の結果では、人生の最後を迎えたい場所として「自宅」を挙げる方が最も多く、第8期計画策定時よりもその割合は低下したものの、半数を占めています。また、自宅でターミナル期を迎えるために必要な支援として「往診や訪問看護などの医療サービス」や「家族の協力」への期待が高く、第8期計画策定時よりもその割合は上昇しており、今後、家族介護者への支援や在宅医療・介護連携のさらなる推進が求められています。
- 高齢化の進行や家族形態の変化等により、高齢者の日常生活における問題は複合化・複雑化する傾向にあり、それに伴い支援やサービスに対するニーズも多様化してきています。今後、さらに多様化するニーズに対応するため、地域の多様な主体と連携して重層的な支援体制の確立・整備を進めるとともに、高齢者の社会参加をより一層推進し、元気な高齢者が主体的に生活支援の担い手として活躍するなど社会的役割をもつことで、高齢者の生きがいづくりや健康増進・介護予防にもつなげる取組など、これまで進めてきた地域包括ケアシステムを深化させ、高齢者一人ひとりの状況に合わせて進めていくことが必要です。

課題3 サービス提供体制の確保、人材の育成

- 認定者数は減少傾向に向かうことが予想されますが、後期高齢者の増加は当面続くことから、後期高齢者の認定者の割合は高まると考えられます。
- 高齢者のみ世帯の増加、地域関係の希薄化が進み、介護保険サービスへのニーズは高まることが予想され、利用者の要介護状態や生活状況に適した介護保険サービスを提供する必要があります。その一方で、現役世代の減少や現職者の高齢化に伴いサービスの担い手不足が慢性化しています。
- 今後、介護保険サービスのニーズに応え、高齢者が介護を必要とする状態となっても住み慣れた地域でそれぞれの希望や状況に応じて安心して生活を送ることができるよう、持続

可能なサービス提供体制の確保、介護を担う人材の確保・育成に向けた取組を進める必要があります。

課題4 認知症予防や認知症高齢者・家族介護者への支援

- 団塊の世代が85歳以上に到達する令和17年度(2035)に向けて後期高齢者の増加が続くことから、認知症高齢者も増加することが予想されています。認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなります。そのため、今後は町民全体が認知症に対する理解をさらに深めるための啓発を行うとともに、家族介護者に対しても、認知症に関する正しい知識や介護に関する情報等の提供が必要となります。
- 町民が元気な段階から、認知症予防に取り組んでいただく必要があります。また、認知症の初期段階における相談体制を充実させるとともに、受け皿となる認知症初期集中支援チームを活用した連携体制の強化、地域社会での受け皿・居場所づくり等の充実を図り、認知症高齢者の早期発見・早期対応など施策の着実な推進が必要です。

課題5 健康増進、介護予防の取組

- 高齢化が進行する中、いつまでも健康でいきいきと暮らしていくために、健康寿命の延伸及び健康増進は重要な課題の1つとなります。新型コロナウイルス感染症の流行により、活動を自粛する傾向がみられ、要介護リスクのある高齢者の割合が前回計画策定時より上昇しましたが、行動制限が解除されたことにより、高齢者がこれまで以上に自らの健康状態に関心を持ち、健康維持に積極的に取り組むようにするため、健康づくりや介護予防に対する啓発並びに活動の支援を行えるよう、感染症対策に配慮しながら取り組む必要があります。
- 健康づくりや介護予防は、高齢期になる前の段階からの取組が効果的であり、引き続き早い時期からの健康づくりや介護予防事業への参加を促します。また、運動機能や栄養状態、口腔衛生といった心身機能の改善を目指すだけでなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加、交流の促進、生きがいづくり等、それぞれの要素にバランスのとれた取組が求められます。

課題6 安全・安心な地域づくり

- 地域で安心して暮らし続けるにあたり、特に高齢者が犠牲となりやすい自然災害の発生時や、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染症拡大時など有事の際に備え、災害時や緊急時の支援体制を整備・強化する必要があります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安全・安心な暮らしが続けられるよう、閉じこもりや孤立を避けるための地域のつながりづくり、外出支援や移動手段の確保に向けた取組等を継続する必要があります。また、交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、交通安全や特殊詐欺等の高齢者が巻き込まれやすい事案に対する周知・啓発に努める必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 本町の高齢化の見通し

以下の人口推計は、住民基本台帳（令和3年（2021）～令和5年（2023）9月末時点）をもとに、コーホート変化率法で計算したものです。

推計の種類は、町全体の人口を表す「総人口」の推計を行い、65歳以上の人口と総人口に占める割合を表す「高齢者人口・高齢化率」、高齢者を3つの年齢層（65～74歳、75～84歳、85歳以上）に区分した「年齢3区分別の高齢者人口」に細分化しています。

なお、本計画期間は令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの3年間ですが、団塊ジュニア世代が後期高齢者となる令和32年度（2050）までの長期推計も行っています。

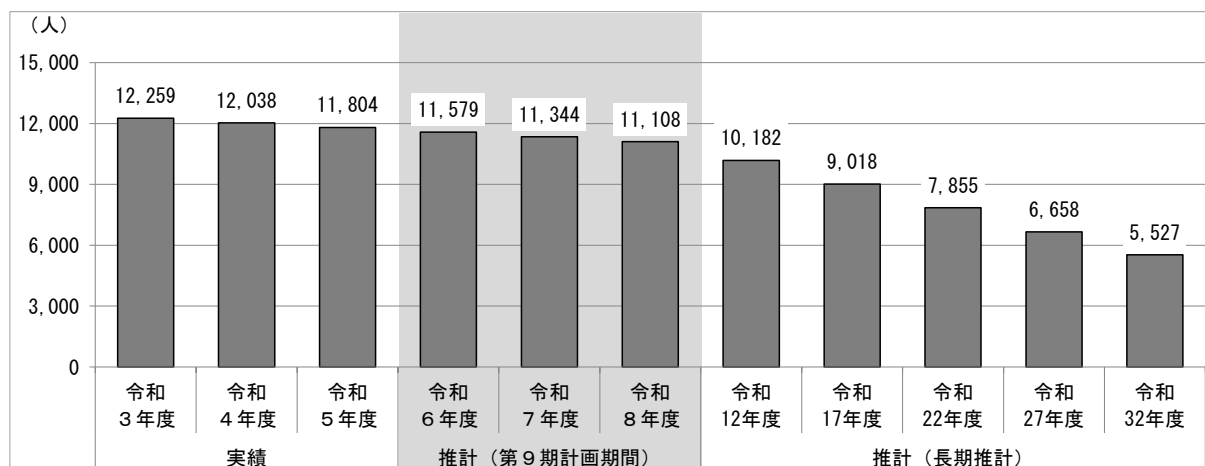
1 総人口の見込み

（1）総人口の見込み

総人口は、これまでの減少傾向が今後も続くとみられ、計画期間最終年度の令和8年度（2026）には11,108人となり、令和3年度（2021）からの5年間で1,151人（9.4%）減少するとみられます。

この傾向は長期的に続くとみられ、令和17年度（2035）には10,000人を下回り、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和22年度（2040）には7,855人、後期高齢者となる令和32年度（2050）には5,527人になるとみられます。

図表 総人口の見込み

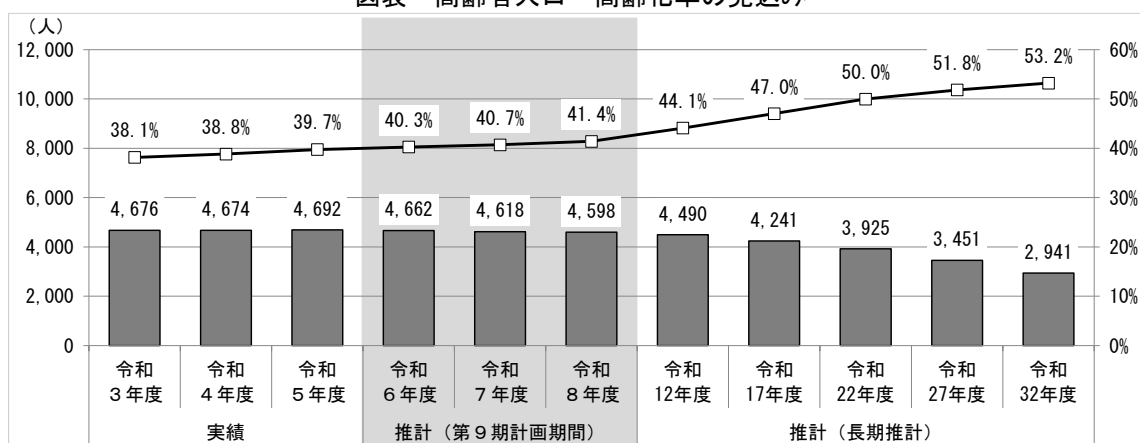


(2) 高齢者人口・高齢化率の見込み

高齢者人口は、令和3年度(2021)以降緩やかに減少しており、今後もその傾向が続くとみられ、計画最終年度の令和8年度(2026)には4,598人となり、令和3年度(2021)から5年間で78人(1.7%)減少するとみられます。

なお、総人口は高齢者人口より大きな減少となることから、高齢化率は上昇傾向が続き、令和6年度(2024)には40.3%、令和8年度(2026)には41.4%になるとみられます。さらに、令和22年度(2040)には50.0%、令和32年度(2050)には53.2%になるとみられます。

図表 高齢者人口・高齢化率の見込み



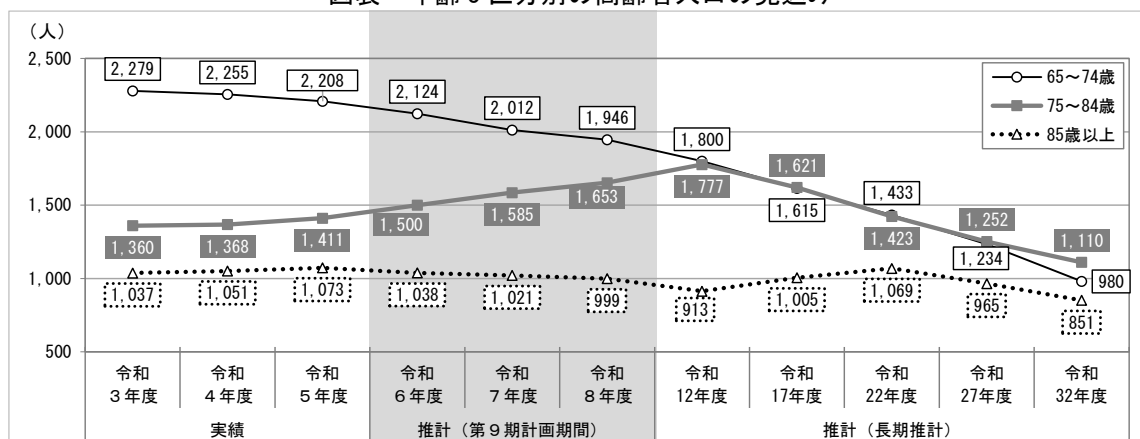
(3) 年齢3区分別の高齢者人口の見込み

高齢者のうち、「65～74歳」の人口は令和3年度(2021)以降減少するとみられ、令和8年度(2026)には1,946人、令和22年度(2040)には1,433人、令和32年度(2050)には980人になるとみられます。

「75～84歳」の人口は、令和3年度(2021)から令和12年度(2030)にかけて増加が続き、令和8年度(2026)には1,653人、令和12年度(2030)には1,777人になるとみられます。なお、令和12年度(2030)以降は団塊の世代が順次85歳以上となるため、減少に転じるとみられます。

「85歳以上」人口は、令和5年度(2023)から令和12年度(2030)にかけて減少し、令和8年度(2026)には999人になるとみられます。

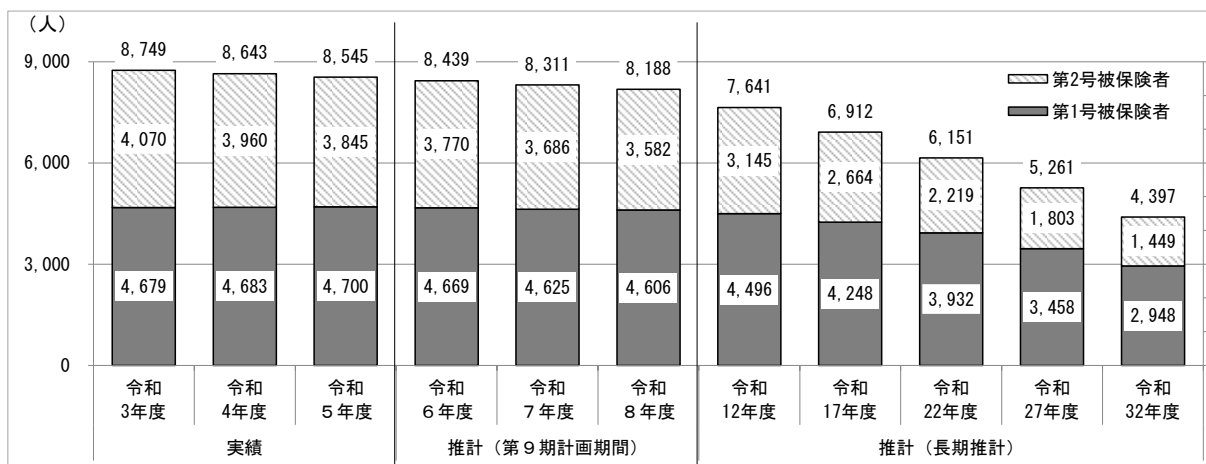
図表 年齢3区分別の高齢者人口の見込み



2 被保険者数の見込み

介護保険料の負担を担う被保険者数は、第2号被保険者数は減少傾向が続き、第1号被保険者数は令和5年度(2023)をピークに、以降、減少に転じることが見込まれており、計画最終年の令和8年度(2026)には、第1号被保険者数は4,606人、第2号被保険者数は3,582人となる見込みです。

図表 被保険者数(第1号・第2号別)の見込み

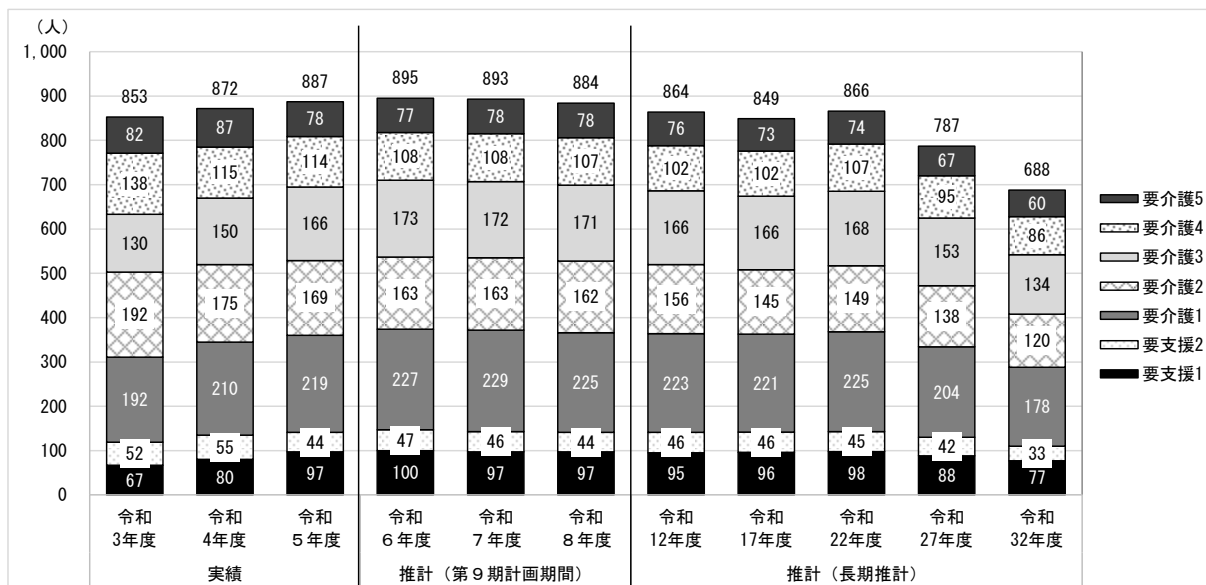


3 要介護認定者数の見込み

要介護認定者数の見込みは、令和6年度(2024)の895人をピークに減少することが見込まれます。

また、計画期間内の要介護度別認定者数は、要支援(1・2)は147人から141人へ、要介護(1・2)は390人から387人へ、要介護3以上は358人から356人へそれぞれ推移することが見込まれます。

図表 要介護認定者数の見込み



第2節 介護サービスの見込み

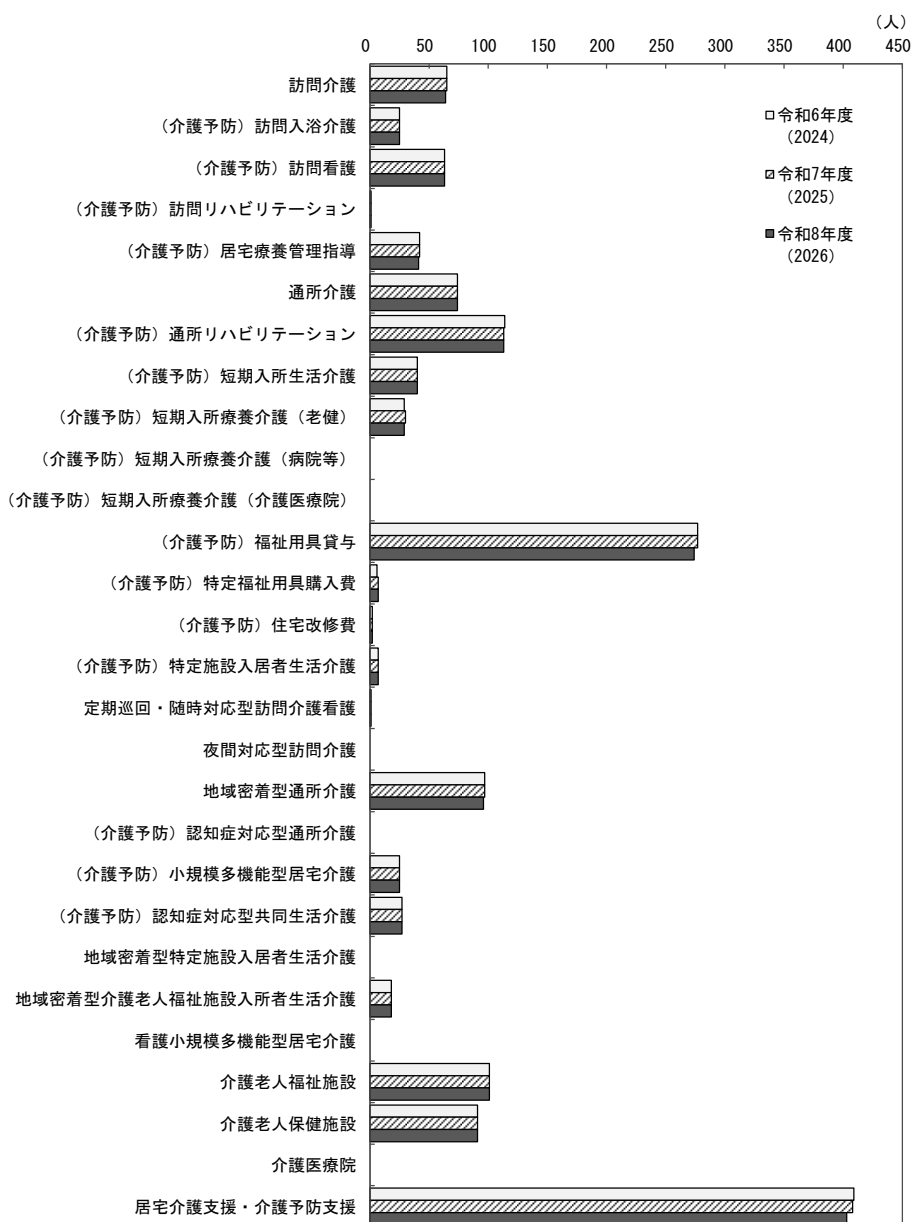
1 サービス量及び給付費の見込み

サービス量及び給付費の見込み算出にあたっては、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）（9月報告分）までの実績を基礎データとし、厚生労働省が運営する「地域包括ケア「見える化」システム」を利用して、令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの各種サービス量や給付費を推計しています。

2 サービス利用者の見込み

介護給付及び介護予防給付による各サービスの利用見込みは、次のとおりです。

図表 サービス利用者の見込み



資料：厚生労働省「見える化システム」による推計値

3 サービス量の見込み

(1) 介護給付に係るサービス量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|----------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ◎居宅サービス | | | | |
| 訪問介護 | 回数(回/月) | 738.7 | 738.7 | 732.2 |
| | 人数(人/月) | 65 | 65 | 64 |
| 訪問入浴介護 | 回数(回/月) | 121.4 | 121.4 | 121.4 |
| | 人数(人/月) | 25 | 25 | 25 |
| 訪問看護 | 回数(回/月) | 485.2 | 485.2 | 485.2 |
| | 人数(人/月) | 52 | 52 | 52 |
| 訪問リハビリテーション | 回数(回/月) | 7.4 | 7.4 | 7.4 |
| | 人数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 居宅療養管理指導 | 人数(人/月) | 42 | 42 | 42 |
| 通所介護 | 回数(回/月) | 719.2 | 719.2 | 719.2 |
| | 人数(人/月) | 74 | 74 | 74 |
| 通所リハビリテーション | 回数(回/月) | 739.3 | 739.3 | 739.3 |
| | 人数(人/月) | 101 | 101 | 101 |
| 短期入所生活介護 | 日数(日/月) | 388.7 | 388.7 | 388.7 |
| | 人数(人/月) | 39 | 39 | 39 |
| 短期入所療養介護(老健) | 日数(日/月) | 219.3 | 228.2 | 222.8 |
| | 人数(人/月) | 29 | 30 | 29 |
| 短期入所療養介護(病院等) | 日数(日/月) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所療養介護(介護医療院) | 日数(日/月) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 人数(人/月) | 244 | 245 | 243 |
| 特定福祉用具購入費 | 人数(人/月) | 6 | 7 | 7 |
| 住宅改修費 | 人数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 特定施設入居者生活介護 | 人数(人/月) | 7 | 7 | 7 |
| ◎地域密着型サービス | | | | |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 人数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 夜間対応型訪問介護 | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 回数(回/月) | 797.8 | 797.8 | 790.3 |
| | 人数(人/月) | 97 | 97 | 96 |
| 認知症対応型通所介護 | 回数(回/月) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 人数(人/月) | 21 | 21 | 21 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 人数(人/月) | 27 | 27 | 27 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 人数(人/月) | 18 | 18 | 18 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| ◎施設サービス | | | | |
| 介護老人福祉施設 | 人数(人/月) | 101 | 101 | 101 |
| 介護老人保健施設 | 人数(人/月) | 91 | 91 | 91 |
| 介護医療院 | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| ◎居宅介護支援 | 人数(人/月) | 362 | 363 | 359 |

資料：厚生労働省「見える化システム」による推計値

(2) 介護予防給付に係るサービス量

| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|-------------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ◎介護予防サービス | | | | |
| 介護予防訪問入浴介護 | 回数(回/月) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 回数(回/月) | 90.7 | 90.7 | 90.7 |
| | 人数(人/月) | 11 | 11 | 11 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 回数(回/月) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防居宅療養管理指導 | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 人数(人/月) | 13 | 12 | 12 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 日数(日/月) | 5.9 | 5.9 | 5.9 |
| | 人数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防短期入所療養介護(老健) | 日数(日/月) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護(病院等) | 日数(日/月) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護 (介護医療院) | 日数(日/月) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 人数(人/月) | 33 | 32 | 31 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防住宅改修 | 人数(人/月) | 1 | 1 | 1 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| ◎地域密着型介護予防サービス | | | | |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 回数(回/月) | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 人数(人/月) | 4 | 4 | 4 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 人数(人/月) | 0 | 0 | 0 |
| ◎介護予防支援 | 人数(人/月) | 47 | 45 | 44 |

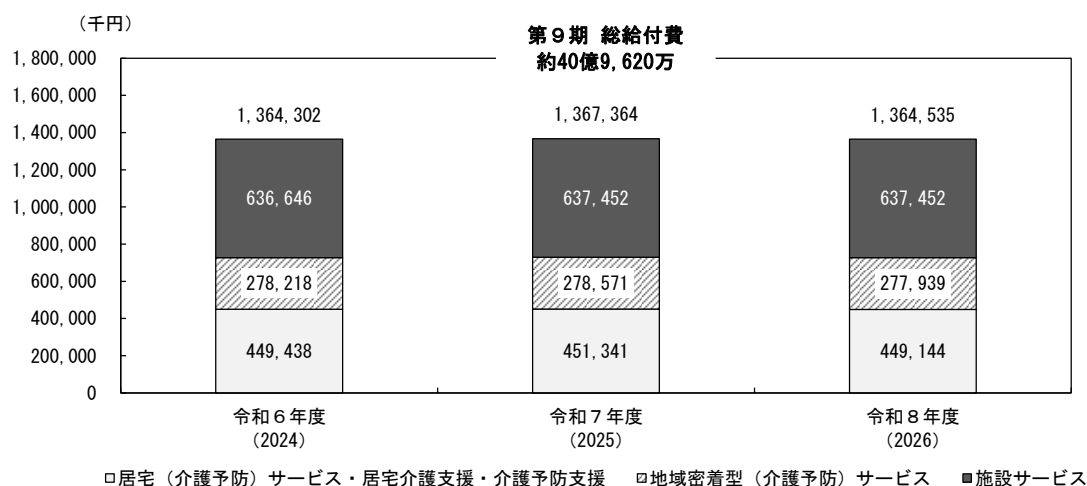
資料：厚生労働省「見える化システム」による推計値

4 総給付費の見込み

第9期計画期間においては、要介護認定者数の減少の傾向に伴い、令和7年度（2025）から令和8年度（2026）にかけて、施設サービスを除くサービス量及び総給付費が減少するものとみられます。

なお、総給付費としては、第9期全体でおよそ40億円を見込んでいます。

図表 総給付費の見込み



（単位：千円）

| | 令和6年度 （2024） | 令和7年度 （2025） | 令和8年度 （2026） | 計 |
|--------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|
| 居宅（介護予防）サービス・ 居宅介護支援・介護予防支援 | 449,438 | 451,341 | 449,144 | 1,349,923 |
| 地域密着型（介護予防）サービス | 278,218 | 278,571 | 277,939 | 834,728 |
| 施設サービス | 636,646 | 637,452 | 637,452 | 1,911,550 |
| 総給付費 | 1,364,302 | 1,367,364 | 1,364,535 | 4,096,201 |

第3節 基本理念・施策目標

1 基本理念

本町では、健康づくり・介護予防の推進、高齢者を地域で支える仕組みづくり、介護サービスの適切な提供と介護保険の適正な運営に取り組むとともに、地域包括ケアシステムの推進や介護予防・日常生活支援総合事業の取組強化、認知症高齢者支援など、高齢化の進行に対応するため様々な視点から施策を展開、推進してきました。

その一方で、新型コロナウイルス感染症の流行により、一部の活動や交流、事業が休止や縮小を余儀なくされ、その影響が要介護リスクの上昇につながっています。

今後も高齢化率の上昇、高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯の増加など、本町の高齢者を取り巻く環境は年々変化していくことが予想されます。さらに、本計画期間内には「団塊の世代」が後期高齢者になり、その先には「団塊ジュニア世代」が前期高齢者になるなど、ますます高齢化が進行していくことが予想されます。そうした中、本町において、これまで取組を進めてきた、健康づくり・介護予防の推進や地域包括ケアシステムの深化・推進、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、認知症高齢者やその家族への支援など、高齢者を地域で支える仕組みづくりを継続しつつ、強化する必要があります。

こうした状況を踏まえ、本計画では、引き続き“**「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいある暮らしを続けられるまち」を共に築く**”を基本理念に掲げ、地域住民と行政が一体となって高齢者が生きがいをもっていつまでも暮らし続けることができるまちを目指し施策・事業を推進します。

～ 基本理念 ～

「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいある暮らしを続けられるまち」を共に築く

2 施策目標

高齢者が住み慣れた地域で、生涯にわたって尊厳をもち、自分の状態に応じた暮らしを送ることができるよう、基本理念である“**「すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して、生きがいある暮らしを続けられるまち」を共に築く**”の実現に向けて、本計画では、次の3つの施策目標を掲げ、高齢者施策を推進します。

施策目標1：住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる「つながりのまちづくり」

高齢者が年齢を重ねても、できる限り健康な状態で、住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けていくために、高齢者一人ひとりの状況等に応じた包括的な支援体制を構築します。また、高齢者自身による積極的な健康づくり活動を進めるとともに、介護予防・認知症予防に対する取組も進め、高齢者家族も含めた「自助」と身近な人たちで支え合う「互助」の充実を図ります。

住民同士の支え合いへの意識啓発を図るとともに、地域での暮らしを基本とした住まいの確保、関係機関等の連携による介護サービスや医療、生活支援による切れ目のない“つながり”を重視した取組を推進します。

また、高齢者が尊厳を保ち住み慣れた地域で暮らせるよう、虐待防止策や認知症についての理解促進、認知症高齢者やその家族の生活を支援する体制整備を進めます。

施策目標2：元気でいきいきと主体的に活躍する「健康で活動的なまちづくり」

高齢者が住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らせるよう、“健康”や“介護予防”に結びつく取組を推進します。地域住民が主体的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援を行うとともに、自らの健康状態を把握し体調管理につなげることができるよう健康診査等の受診方法の周知や、受診しやすい環境の検討、健康意識向上に向けた取組を推進します。

また、高齢期にあっても住み慣れた地域の中で、生きがいをもち、いきいきとした生涯を過ごせるよう、高齢者の積極的な社会参加や生きがいづくりの支援に努めます。

施策目標3：高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」

高齢者にやさしい福祉のまちづくり推進のためには、地域における“安全・安心”の確保や地域住民同士による協力体制の構築を図るとともに、日常生活の中での利便性や快適性を備えた生活環境の整備が求められることから、災害時における避難行動要支援者への支援の充実や感染症対策の取組、安全な生活を送るための情報提供や防犯意識の向上に向けた取組を進め、高齢者が住みやすい社会基盤のあり方について検討します。

3 重点施策

重点1：地域包括ケアシステムの深化・推進

住み慣れた地域で生活が続けることができるよう、在宅生活における医療と介護の連携や家族介護者への支援を継続、強化します。

また、地域における多様な主体が関わり合い、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」を一体的に提供できるよう包括的な支援体制を深め、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

重点2：認知症支援施策の推進

後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者が増加する可能性は高いことから、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症への理解とともに、認知症高齢者やその家族に対応したサービス提供や権利擁護の推進など、一人ひとりの状況に応じ適切なサポートにつなげます。

また、認知症予防に資する通いの場の整備や周知を行うことにより、予防への参加を促進するとともに、認知症初期集中支援チームを活用し関係機関の連携強化や地域の支援体制のさらなる充実を図り、認知症高齢者の早期発見・早期対応につなげ、「共生」と「予防」の両輪による施策を推進します。

重点3：健康づくり・介護予防・生きがいづくりの推進

高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らしていくため自らの健康状態に関心をもち、健康維持に積極的になるよう、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施を行うことにより、介護予防、健康寿命の延伸につなげます。

また、健康増進、介護予防と併せて、地域交流機会の提供や就労機会の充実などを継続して行い、高齢者が社会と関わり合い、生きがいをもって生活できるよう支援します。

重点4：介護人材の確保・育成

介護保険サービスに対するニーズは、当面の間、一定水準の利用者数、サービス利用が続くとみられます。人口減少が続く本町において、介護保険サービスを担う人材の確保は高い重要性をもっています。引き続き、介護人材の育成と、現在就労している職員のスキルアップを進めるとともに、職員の処遇改善、労働環境の改善など、長く安定して就労できる環境の整備支援を図ります。

重点5：安心して暮らし続けることができる地域づくり

地震や台風等の自然災害や感染症など災害時や緊急時に対応するため、要配慮者への配慮を踏まえた避難支援体制と避難所運営方法の早期整備、自主防災組織の充実に取り組みます。

また、交通安全や高齢者が巻き込まれやすい犯罪等の周知・啓発、外出支援や移動手段の確保に向けた取組の検討、住民同士のつながりによる支え合い等により、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して生活が続けることができるよう支援します。

第4節 施策体系

本町の現状や基本理念を踏まえ設定した、施策目標、重点施策を効果的に推進するため、下記のとおり施策・事業を展開します。

施策体系図

施策目標 1 :

住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる「つながりのまちづくり」

- 1-1 地域包括ケアシステムの深化・推進
- 1-2 介護保険サービスの体制充実
- 1-3 認知症支援施策の推進
- 1-4 在宅での生活を支える支援の充実

施策目標 2 :

元気でいきいきと主体的に活躍する「健康で活動的なまちづくり」

- 2-1 生涯にわたる健康づくりの推進
- 2-2 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進

施策目標 3 :

高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」

- 3-1 安全・安心な福祉のまちづくり

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

施策目標1：住み慣れた地域で生涯にわたり暮らし続けられる 「つながりのまちづくり」

1-1 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 基本方針

これまで、進行が続く高齢化社会に対応するため、本町においても、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生涯を過ごせるよう、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」などが連携して一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、その充実を進めてきました。「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年度（2025）が本計画期間内に経過し、今後は一世代若い「団塊ジュニア世代」が前期高齢者となる令和22年度（2040）を見据えて、地域包括ケアシステムを深め、さらに推進していく必要があります。

本計画期間内に高齢者が減少に転じることが想定されますが、後期高齢者の増加は当面続く一方で、高齢者を支える現役世代の人口はさらに大きく減少するとみられ、寝たきりや認知症など介護を必要とする人の増加、医療ニーズの高い高齢者や重度の要介護者の増加、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加、それらを支える担い手の減少への対応に向けて、地域包括支援センターを中心とした支援体制の充実・拡充を図るとともに、介護予防事業・日常生活支援総合事業や医療と介護の連携など様々な支援を推進するとともに、「自助・互助・共助・公助」の連携により地域で支え合う「地域包括ケアシステム」の充実に努めます。

2. 施策での取り組み

1-1-1：介護予防事業・日常生活支援総合事業

[事業の実施概要]

「通いの場」を運営する住民や民生委員、生活支援コーディネーター等と連携して、介護予防の必要性が高い高齢者を把握し、個々の状況に応じた介護予防支援を行うとともに、栄養士や理学療法士、歯科衛生士等の専門職による、介護予防に関する知識の普及啓発を図っています。

住民主体の「通いの場」の立ち上げ支援には、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の流行に配慮しながら、身近な地域で参加できる介護予防の場を確保していきます。活動の停滞により、参加意欲の低下等も懸念されるため、個々の事情や価値観に応じた多様な働きかけに努めます。

〔 今後の取り組み 〕

- 要支援・介護リスクのある高齢者の事業参加率を高め、要支援・介護状態への進行抑制に努めます。
- 基準緩和型サービスの必要性について検討します。
- 高齢者だけでなく、広い世代に介護予防の意義や効果等の正しい知識と、事業内容に関する情報の普及啓発に取り組みます。
- 地域の多様な「通いの場」の創出、継続を支援するとともに、「通いの場」に参加できなくなった高齢者の分析を行い、対策の検討を行います。
- 医療・介護の専門職との連携により、必要に応じて医療専門職の派遣を求めるなど、専門的知見を生かした効果的な介護予防の取組を推進します。
- 各事業の実施状況の調査、分析、評価等を適切に行います。

(事業概要)

| 事業・サービス | 内容/方向性 |
|-------------------|--|
| 介護予防ケアマネジメント | <ul style="list-style-type: none"> ・要支援者及び介護予防・生活支援サービス事業対象者に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。 |
| 介護予防把握事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅で生活をしている要介護未認定者を対象に、介護予防の必要性が高い高齢者の把握に努めます。把握にあたっては、地域住民や関係機関と連携し状況の把握に努めるとともに、介護予防の必要性や効果、取組内容等を周知し、支援が必要な高齢者の把握がしやすい雰囲気づくりを進めます。 |
| 介護予防普及啓発事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発や保健活動を通じて、介護予防活動の普及・啓発を行います。 ・介護予防活動の参加者が固定化される傾向にあることから、これまで参加に消極的であった町民に対しての啓発広報や効果的な周知方法を随時検討し、実施につなげます。 |
| 地域介護予防活動支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等を対象に介護予防と地域の支え合いを推進することを目指し、講演会や相談会、研修会を開催します。 ・また、地域の実情に応じて趣味の活動を交流の場にするなど住民が自ら、効果的な介護予防の取組ができるよう推進します。 ・地域介護予防活動支援事業補助金により、それぞれの地域で介護予防につながる活動を自主的に行う団体を支援します。 ・より多くの高齢者が事業に参加できるよう、実施時期や日時、会場等の選定に慎重を期するとともに、移動手段のない高齢者の参加促進に向けた対策を検討します。 |
| 一般介護予防事業評価事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の各事業が適切に実施されていることを確認するため、目標量の達成状況等の検証を通じ、事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を行います。 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場等に関わり、介護予防が地域に根付いた活動として行われるように、助言・指導等に努めます。 |

《目標事業量の設定》

| | 計画値 | | |
|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 介護予防普及啓発事業 | | | |
| ①出前型実施箇所数 | 10 か所 | 10 か所 | 10 か所 |
| ②定期型実施箇所数 | 2 か所 | 2 か所 | 2 か所 |
| 地域介護予防活動支援事業 | | | |
| ①住民主体の通いの場 | | | |
| 住民主体の通いの場参加者数 | 270 人 | 280 人 | 290 人 |
| 週1の通いの場実施箇所数 | 30 か所 | 32 か所 | 34 か所 |
| ②住民主体の通いの場交流研修会開催回数 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |
| 一般介護予防事業評価事業 | 1 回 | 1 回 | 1 回 |
| 地域リハビリテーション活動支援事業 | | | |
| ①専門職派遣回数（人数） | 35 回（人） | 40 回（人） | 40 回（人） |

1-1-2：包括的支援事業

[事業の実施概要]

地域包括ケアシステムの運用に向けて、保健・医療・福祉の連携や地域の人々の支援について、継続性のあるケアマネジメントに必要な人材の確保、育成を進め、地域包括支援センターにおいて高齢者の総合的な相談や権利擁護に関する相談・助言、介護予防ケアマネジメント等を実施しています。

「総合相談支援」及び「包括的・継続的ケアマネジメント」については計画に沿った取組を行っていますが、地域ケア会議の開催については、個別課題解決のためのケア会議における地域課題の明確化と資源開発に向けた取組の検討をさらに進めていく必要があることが課題として残っています。

[今後の取り組み]

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域包括支援センターにおける総合的な相談支援や権利擁護の推進等、各種活動や関係機関との連携を強化し、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。
- 幅広い分野の相談・支援を総括的に行う重層的支援体制整備に向けた検討を行います。
- 要支援認定者や認知症高齢者等への支援を円滑に、効果的に行えるよう、地域包括支援センターの職員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、その他関連する専門職のスキル向上を進めます。
- 地域ケア会議については、日頃よりケア会議を活用することで、地域課題への積み上げができるよう努めます。

(事業概要)

| 事業・サービス | 内容/方向性 |
|-----------------|---|
| 総合相談支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者及びその家族等からの介護・福祉・医療・生活などあらゆる相談に応じ、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行います。 ・地域に住む高齢者の様々な相談を関係機関や制度、サービス等につなぎ、継続的にフォローアップしていくことにより、包括的・継続的なケアへの「入り口」としての機能を果たします。 ・高齢者やその家族、近隣住民等が気軽に相談できるよう、相談体制の情報提供や相談窓口の雰囲気づくりなど、体制の改善、充実を進めます。 ・将来的な、重層的支援体制の整備に向けて検討します。 |
| 権利擁護 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利を守るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用、老人福祉施設等への措置、高齢者虐待への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、生活の維持を図ります。 ・支援が必要な高齢者に対して、成年後見制度利用促進計画に基づき、本人と法定後見人等を中心として日常的な支援を行う支援者のチームを構成し、各分野の専門性を生かした助言・支援を行います。 ・成年後見制度や日常生活自立支援事業の認知度が低く、必要性があっても利用に至らない高齢者がみられることから、制度の普及・啓発に努めます。 ・介護支援専門員や地域の民生委員等と連携を図りながら、高齢者虐待の早期発見に努め、早期に適切な対応が図れるよう体制づくりを行います。 ・介護支援専門員等に対し、高齢者の権利擁護に関する研修を行うとともに、町ホームページや広報誌を活用し、広く住民へ周知するよう努めます。 |
| 包括的・継続的ケアマネジメント | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の介護支援専門員の日常的な業務を支援するため、介護支援専門員からの相談に応じ個別の指導・助言を行うとともに、介護支援専門員同士のネットワークを構築します。 |
| 地域ケア会議の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療及び福祉の担当職員が相互に協力し、日常生活を営むのに支障がある高齢者が自立した生活を営むために最も適切な支援が総合的に受けられるよう、自立支援型地域ケア会議を実施する等、地域ケア会議の充実を図ります。 ・地域ケア会議においては、以下の5つの機能があることから、地域包括支援センターにおいて多職種協働による個別ケースのケアマネジメント支援を行い、その中で多職種間のネットワーク構築を目指します。さらに、個別ケースの検討により見出された課題を積み重ねることにより、地域課題を明確化して関係部署との検討等を行い、地域づくりや資源開発へとつなげます。 <ul style="list-style-type: none"> ①個別課題解決機能 ②ネットワーク構築機能 ③地域課題発見機能 ④地域づくり・資源開発機能 ⑤政策形成機能 |

＜目標事業量の設定＞

| | 計画値 | | |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 介護支援専門員情報交換会開催回数 | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 |
| 権利擁護に関する研修会開催回数 | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 |
| 地域ケア会議開催回数 | 10回/年 | 10回/年 | 10回/年 |

1-1-3：在宅医療・介護連携の推進

[事業の実施概要]

疾病を抱えても、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活の継続を可能とするために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことができるよう、地域の医師会等と緊密に連携しながら、地域の関係機関の連携体制の充実を図るものです。

本町では、平成28年度に「南三陸町地域包括ケア推進協議会」が設立され、その中で在宅医療・介護連携推進事業について検討する「在宅医療・介護連携推進部会」が設置されています。在宅医療・介護連携推進部会は、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の流行の中でも、毎年数回開催しており、多職種で協議を行うことで医療・在宅・施設、それぞれの現状と課題の共有を行い、解決策の協議を行っています。

また、医療保健福祉連携会議を月1回開催し、関係機関の事業内容や現状・課題等を定期的に共有、ネットワーク機能の強化を図っています。

[今後の取り組み]

- 地域包括支援センターと南三陸病院が併設されている利点を最大限に活用し、医療と介護保険サービス、福祉サービス等の利用状況等の情報共有を図り、住み慣れた地域での生活継続を医療・福祉の面から支援します。
- 今後、医療と介護の両方のニーズを併せ持つ慢性疾患のある高齢者や認知症高齢者の増加が見込まれることから、可能な限り、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするための支援体制を構築します。
- 定期的に部会や会議、研修会を開催し、地域の高齢者を支援する連携体制の充実、拡大に向けて、意見の交流・共有を図り、具体的な実践につなげます。

1-1-4：生活支援体制整備の推進

〔 事業の実施概要 〕

現在、社会福祉協議会への委託により生活支援コーディネーターを第1層、第2層へ各一人ずつ配置し、2名体制で住民主体の通いの場や配達サービス等の社会資源の情報収集、介護事業所への訪問・地区懇談会の開催等による地域課題の把握を行っています。

また、日常的な生活支援をサポートする担い手の養成や住民主体の地域活動の立ち上げ・継続支援を行っています。

協議体の目的や機能について、事務局である行政と構成団体が理解し、課題解決の話し合いとネットワークの構築を進めています。

〔 今後の取り組み 〕

- 生活支援コーディネーターや協議体を中心に、町内各地域で活動する町民とともに、地域の状況に応じた第2層協議体の設置に向けて協議を進めていきます。
- 元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加できる生活支援体制の構築について検討を進めます。
- 地域ごとの資源や課題を分析し、課題解消に向けた具体的な支援・活動につなげます。

〈 目標事業量の設定 〉

| | 計画値 | | |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 第1層協議体の開催回数（町全体） | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 |
| 第2層協議体の開催の設置に向けた話し合い | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 |
| 担い手養成講座の開催 | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 |

1-1-5：高齢者の居住安定に係る施策

[事業の実施概要]

高齢化の進行や高齢者のみ世帯の増加に伴い、介護が必要ではない状態でも家庭で過ごすうえで支障があるケースや、見守りや生活支援が必要な場合があります。

日常生活を送るうえで基盤となる、住まいの確保に努めるとともに、住宅改修により、転倒防止のための手すりの設置や段差解消の改修工事を行いました。また、気仙沼保健福祉事務所リハビリ専門職の地域リハビリ相談への協力により、本人の身体状況や動作、住宅内の環境、動線などを確認し、段差解消等に向けた支援、アドバイスを行いました。

なお、高齢者の独居世帯が増加しており、それぞれの生活ニーズに適した、自立生活が可能で多様な住まいの確保に努めます。

[今後の取り組み]

- 高齢者が、住み慣れた地域で介護サービスをはじめとする様々な福祉サービスや周囲の支えにより、自宅での生活を続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実と関係機関との連携を図りながら、地域における支援体制の整備を図ります。
- 高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、必要な施設サービスの確保に努めるほか、住宅改修のアドバイスなどの支援を実施します。

1-2 介護保険サービスの体制充実

1. 基本方針

介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく過ごすことができるよう、必要な介護サービスの提供体制の確保に努めます。

介護サービスの実施にあたっては、「在宅生活の継続」を基本としつつ、個々の状態に合わせ適切なサービス提供ができるよう、それぞれのニーズの把握に努めるとともに、家族の負担軽減及び「介護離職ゼロ」に向けて、生活の維持・継続に必要なサービスの効果的な利用の促進を図ります。

また、後期高齢者の増加により予想される介護保険サービス利用のニーズの高まりに対応できるよう、担い手不足解消に向けた取組やサービス提供事業の確保、働き続けられる就労環境の整備等を推進し、安定したサービスの供給に努めます。

なお、高齢者が入所・入居する施設について、高齢者数や認定者数の動向から、現在の施設を維持・継続するものとします。

2. 施策での取り組み

1-2-1：居宅サービス

[事業の実施概要]

居宅サービスでは、「自立支援」を推進する観点に立ち、「訪問介護」、「訪問入浴介護」、「訪問看護」、「居宅療養管理指導」、「通所介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所生活介護」、「短期入所療養介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」等の各サービスを実施しており、高齢者の在宅生活の継続につなげています。

本町では慢性的に介護支援専門員が不足しており、近隣市の介護支援専門員がケースを担当しているほか、訪問介護事業のスタッフ数の減少やケアマネジャー、ヘルパー職員の高齢化が進行しており、人材の確保が課題となっています。

[今後の取り組み]

- 高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができるよう、ケアマネジメント機能を強化するとともに、利用者の「自立支援」の観点からサービスの質的向上を促進します。
- 居宅介護支援事業所をはじめ、各介護サービス事業者との連携のもと、一人ひとりの状況に応じた適切なサービスが確実に提供される体制の確保に努めます。
- 居宅サービスの利用動向の変化を分析し、今後必要なサービス、人材の確保に努めます。

(サービス概要)

| 事業・サービス | 内容/方向性 |
|----------------------|--|
| 訪問介護 | ・ホームヘルパーなどに訪問してもらい、入浴・排泄などの「身体介護」や、調理・洗濯などの「生活援助」を受けられます。 |
| 訪問入浴介護 | ・入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車等で居宅を訪問してもらい、入浴介護を受けられます。 |
| 訪問看護 | ・医師の指示により、看護師等に居宅を訪問してもらい、療養上の世話や診療の補助を受けられます。 |
| 訪問リハビリテーション | ・理学療法士や作業療法に居宅を訪問してもらい、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーション（機能訓練）を受けられます。 |
| 居宅療養管理指導 | ・医師や歯科医師、薬剤師などに居宅を訪問してもらい、療養上の管理・指導を受けられます。 |
| 通所介護 | ・デイサービスセンター等で、健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練を日帰りで利用できます。 |
| 通所リハビリテーション | ・介護老人保健施設や医療機関等に通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを受けられます。 |
| 短期入所生活介護 | ・短期間、介護老人福祉施設に入所しながら介護や機能訓練等が受けられます。 |
| 短期入所療養介護 (老健、病院等) | ・短期間、介護老人保健施設や医療機関、介護医療院に入所しながら介護や機能訓練等が受けられます。 |
| 福祉用具貸与 | ・日常生活の自立を助けるものや機能訓練のための用具等の貸与が受けられます。 |
| 特定福祉用具販売 | ・居宅において使用する福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に要した経費の7割から9割が支給されます(上限あり)。 |
| 住宅改修 | ・手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に費用の7割から9割が支給されます。 |
| 特定施設入居者生活介護 | ・特定施設に入居している人が、介護サービスを受けられます。 |
| 居宅介護支援 | ・介護支援専門員(ケアマネジャー)がケアプラン作成を行い、計画に基づくサービス提供確保に向けた連絡調整等が受けられます。 |

《 目標事業量の設定 》

| | 計画値 | | |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 居宅介護サービス | 433,326千円 | 435,890千円 | 433,804千円 |

1-2-2：地域密着型サービス

[事業の実施概要]

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等の増加を踏まえ、住み慣れた地域での生活を継続できるためのサービスで、市町村が介護サービス事業者の指定を行い、原則として当該市町村の被保険者のみの利用が可能なサービスとなっています。

本町では、認知症対応型共同生活介護 2 事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 1 事業所、小規模多機能型居宅介護 1 事業所、地域密着型通所介護 3 か所でサービスの提供を実施しています。

[今後の取り組み]

- 認知症高齢者の増加に対応するため、地域のニーズに応じたサービスの種類の検討、必要なサービスの確保、サービスの充実に努めます。
- 地域のニーズに対応したサービス提供を支援するため、町は、各事業所のサポート体制の強化を図ります。

(サービス概要)

| 事業・サービス | 内容/方向性 |
|--------------------------|---|
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 | ・重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的にまたはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスです。 |
| 夜間対応型訪問介護 | ・夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と、通報に基づき随時対応する訪問介護を行うサービスです。 |
| 認知症対応型通所介護 | ・認知症高齢者を対象に、指定された通所施設において、入浴や食事の提供その他の日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。 |
| 小規模多機能型居宅介護 | ・施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や利用者の自宅への「訪問」を組み合わせた多機能なサービスが受けられます。 |
| 認知症対応型共同生活介護 | ・認知症の方が共同生活する住居において、日常生活上の世話及び機能訓練などのサービスが受けられます。 |
| 地域密着型 特定施設入居者生活介護 | ・地域密着型特定施設に入居する方が、日常生活上の世話及び機能訓練、療養上の世話を行うサービスです。 (定員 29 人以下の有料老人ホーム等) |
| 地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護 | ・地域密着型介護老人福祉施設に入所する方が、日常生活上の世話及び機能訓練、などのサービスを受けられます。(定員 29 人以下の特別養護老人ホーム等) |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | ・小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスで、介護と医療それぞれのサービスが必要な人が受けられるサービスです。 |
| 地域密着型通所介護 | ・地域密着型通所介護の施設に通い、健康チェックや食事・入浴の提供、日常動作訓練、レクリエーションなどを受けられます。(定員 18 人以下) |

《 目標事業量の設定 》

| | 計画値 | | |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和 6 年度 (2024) | 令和 7 年度 (2025) | 令和 8 年度 (2026) |
| 地域密着型サービス事業 | 274,488 千円 | 274,836 千円 | 274,204 千円 |

1-2-3：施設サービス

〔事業の実施概要〕

施設サービスは、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるよう、多様化するニーズに対応するために、施設・居住系サービスと在宅サービスとのバランスをとりつつ整備を行っています。

本町では、介護老人福祉施設 2 事業所、介護老人保健施設 2 事業所でサービスの提供を実施しています。

〔今後の取り組み〕

- 地域や家庭との結びつきを重視し、地域と連携した支援が行われる場として、適切な入所及び中長期的な運営支援に努めます。

(サービス概要)

| 事業・サービス | 内容/方向性 |
|----------|--|
| 介護老人福祉施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームにおいて、施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。 ・新規入所者は、国の方針に基づき、「原則として要介護 3 以上」に限定し、在宅での生活が困難な常時介護を必要とする要介護者が適切な介護サービスを受ける施設としての機能に重点化します。 |
| 介護老人保健施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・老人保健施設において、施設サービス計画に基づいて看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療のほか、日常生活上の世話をを行うサービスです。 |
| 介護医療院 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護医療院において、施設サービス計画に基づいて「長期療養のための医療」と「日常生活の世話（介護）」を一体的に提供するサービスです。 |

《目標事業量の設定》

| | 計画値 | | |
|----------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 令和 6 年度 (2024) | 令和 7 年度 (2025) | 令和 8 年度 (2026) |
| 施設サービス事業 | 636,646 千円 | 637,452 千円 | 637,452 千円 |

1-3 認知症支援施策の推進

1. 基本方針

後期高齢者の増加に伴い認知症高齢者も増加することが見込まれています。認知症は、誰もがなりうるものであるため、正しい知識や介護方法に関する情報などの周知が求められています。

認知症になっても住み慣れた地域で、その人らしく暮らし続けることができるよう、地域住民による認知症に対する理解の促進や認知症サポーターの養成、認知症初期集中支援チームを活用した支援体制の充実に努めるとともに、認知症の人とその家族の視点を重視しながら施策を展開します。

2. 施策での取り組み

1-3-1：認知症高齢者の早期発見・早期対応

〔 事業の実施概要 〕

認知症初期集中支援チームを活用し、町、医療機関等の関係機関、関係団体の連携を密にし、認知症の方の早期把握に努め、家族を含めた総合的な支援を行います。

また、地域包括支援センターの職員が認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム員を担い、研修等に参加するなどスキルの向上を図るとともに、関係機関や民生委員など地域住民との連携により支援を行っています。

〔 今後の取り組み 〕

- 今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者も増加することが予想されるため、他事業との関連や連携を整理し、初期集中支援のあり方や流れを再検討するとともに、効率的な事業運営ができる仕組みを作り、引き続き認知症予防、早期発見、早期対応を図ります。
- 本町では、認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れをまとめた「認知症ケアパス」を作成しています。認知症ケアパスが住民にとってより分かりやすいものになるよう改訂を行います。
- 警察署との情報共有を強化し、認知症に対する見守り体制づくりを進めます。
- 介護サービスの初任者が認知症介護基礎研修を受講するよう促進します。

《 目標事業量の設定 》

| | 計画値 | | |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 認知症初期集中支援チーム員会議開催数 | 3回/年 | 3回/年 | 3回/年 |

1-3-2：認知症に関する相談体制の充実

〔事業の実施概要〕

平成30年度（2018）から開始した認知症カフェや、「もの忘れ相談」を開催することにより相談機会の拡充を図っており、本人や家族への支援に努めています。

また、令和5年（2023）1～2月に実施した「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」では、認知症に関する相談窓口の認知度が33.2%と低く、相談窓口を周知する必要性があります。

〔今後の取り組み〕

- 認知症初期の方が対象となる、もの忘れ相談の相談者数、認知症カフェへの参加者数が少ない状況のため、出前カフェの継続や人が集まる場所出張カフェを開催するなどして、気軽に相談しやすい体制をつくり、町で取り組んでいる認知症事業等の普及・啓発に努めます。
- もの忘れ相談を通して認知症疾患医療センターとの連携を強化し、住民が専門医療機関を受診しやすい体制を作るとともに、地域包括支援センター職員の相談対応のスキル向上を目指します。

（サービス概要）

| 事業・サービス | 内容/方向性 |
|---------|--|
| もの忘れ相談 | <ul style="list-style-type: none"> ・認知症が疑われる高齢者について、早期発見、早期診断を行うことで本人、家族が適切な対応ができるように支援します。 ・地域での支援体制を構築し、認知症の人及び介護する家族等の生活を支援します。 |

〈目標事業量の設定〉

| | 計画値 | | |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| もの忘れ相談開催数 | 4回/年 | 4回/年 | 4回/年 |
| 認知症カフェ開催数 | 6回/年 | 6回/年 | 6回/年 |

1-3-3：認知症に対する理解の促進

〔事業の実施概要〕

認知症サポーター養成講座において認知症ケアパスを住民に紹介したり、ケアマネ研修会等で認知症の事業についての周知を図っています。

チラシによる周知により認知症サポーター養成講座の参加者や認知症サポーター数が増加している状況です。また、子ども世代への普及啓発として、町内の学校に対して継続的に実施しています。

〔今後の取り組み〕

- 学校関係と協力し、継続して認知症サポーター養成講座を行い、若者世代の認知症理解を深めていきます。また、これから認知症介護を経験する可能性の高い50～60代に向けたサポーター養成講座を企業や団体向けに実施します。
- チームオレンジの設立に向けて、認知症サポーターに対するステップアップ研修の開催を検討します。
- 登録中のキャラバン・メイトの活動状況を確認し、今後の活用や活動支援の方法を検討します。
- 宮城県認知症疾患医療センターや地域介護関連団体と連携し、地域の実情に即した講演会を計画し、普及・啓発を継続します。

〈目標事業量の設定〉

| | 計画値 | | |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 認知症サポーター養成講座受講者数 | 100人/年 | 100人/年 | 100人/年 |
| キャラバン・メイト研修会開催数 | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 |
| 普及啓発開催数 | 2回/年 | 2回/年 | 2回/年 |

1-4 在宅での生活を支える支援の充実

1. 基本方針

日常生活を送るうえで支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域や土地で安心して在宅生活を継続できるようにするとともに、当該高齢者による地域活動や社会参加の促進に向けて、外出の支援等に取り組みます。

また、在宅で介護生活を送るうえで、高齢者を支えている家族など身近な人にかかる負担は大きく、家族介護者の心身の健康に影響を与えるだけでなく、高齢者への虐待や権利侵害につながることもあります。引き続き、高齢者本人への支援だけでなく、家族も含めた支援体制の強化や制度の普及に取り組み、充実した在宅生活の確保と介護負担の軽減を図ります。

2. 施策での取り組み

1-4-1：高齢者福祉タクシー利用助成事業

〔事業の実施概要〕

在宅の高齢者に対して、適切な医療の受診機会を確保するため、高齢者福祉タクシー利用助成券を支給するものです。

町内で在宅生活を送っている要介護3～5の認定者を対象としています。

〔今後の取り組み〕

- 高齢者の通院機会を確保するため、対象となる高齢者に制度の情報を広報し、利用を促進します。

《見込事業量の設定》

| | 計画値 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 高齢者福祉タクシー利用助成事業 | 35人 | 40人 | 45人 |
| | 97,500円 | 113,750円 | 130,000円 |

1-4-2：ひとり暮らし高齢者等緊急通報事業

〔事業の実施概要〕

ひとり暮らし高齢者等に対し、急病や災害時の緊急時における迅速かつ適切な対応を図るため、簡単な操作で緊急事態を通報できる機器を設置し、日常生活の安全・安心を確保し、併せて緊急時の連絡体制を整備しています。

新規利用者は少なく、対象者の施設入所や死亡により利用者数は横ばいとなっています。また、新規利用について相談は毎年みられますが、固定電話がないため利用できないケースや、協力員が遠方にいるため、緊急時の対応が難しいことから利用に至らないケースがみられます。

〔今後の取り組み〕

- 携帯回線型の導入や、民間警備会社等で取り組んでいる他の見守りサービスなどの活用も視野に入れた取組の見直しを行います。

《見込事業量の設定》

| | 計画値 | | |
|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| ひとり暮らし高齢者等緊急通報事業 | 20件 | 20件 | 20件 |

1-4-3：介護家族等支援レスパイト事業

〔事業の実施概要〕

在宅の要介護高齢者等で、その家族介護者等が、緊急の事由等により一時的に介護ができなくなった場合または本人の状況及び社会的事由により一時的にサービス提供が必要になった場合に、特別養護老人ホーム等への短期入所を行っています。

〔今後の取り組み〕

- 町内の介護保険事業所等の関係機関と連携し、緊急の事由等によりサービス提供が必要になったケースや、介護保険外のサービスが必要な場合に高齢者及び家族介護者等の負担軽減を図るため、本事業を継続します。

1-4-4：介護用品支給事業**[事業の実施概要]**

在宅における寝たきり等の事由により、排泄及びその処理にあたり、紙おむつ等を必要とする要介護高齢者に対し、紙おむつ等を支給することにより、本人または介護している家族の在宅生活を支援していきます。

[今後の取り組み]

- 本事業は、町民税非課税世帯を対象として紙おむつ等の支給を行っています。
今後も、住民ニーズを踏まえ、本人または介護している家族へのサポートとして事業を継続していくためのあり方を検討していきます。

〈見込事業量の設定〉

| | 計画値 | | |
|----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 介護用品支給事業 | 50件 | 50件 | 50件 |

1-4-5：家族介護者交流事業

〔事業の実施概要〕

要介護高齢者等の介護にあたっている家族等の身体的、精神的負担の軽減を図るため、慰労や交流の場を確保しています。

介護者にとってリフレッシュの場として家族介護交流会を開催しましたが、仕事をしながらの介護者も多く、参加人数は少ない状況となっています。

〔今後の取り組み〕

- 事業への参加を促すため、開催時期や時間帯、内容など介護者が参加しやすい方法を検討します。また、声かけやサービス調整について、ケアマネジャーの協力をいただきます。
- 地域での活動団体の有無、今後の活動団体のニーズ把握に努めます。
- 介護者の負担軽減を図るための交流事業を通じて、介護知識の普及に努めます。

〈目標事業量の設定〉

| | 計画値 | | |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 家族介護者交流事業 | 1回/年 | 1回/年 | 1回/年 |

施策目標2：元気でいきいきと主体的に活躍する 「健康で活動的なまちづくり」

2-1 生涯にわたる健康づくりの推進

1. 基本方針

高齢者の健康寿命が延伸し、いつまでも元気に過ごせるよう、定期的に自身の健康状態を把握していただくことが必要です。そのため、健康診査の受診率向上を目指して、受診時期の情報提供や受診しやすい体制を整備し、受診者の増加を促進するとともに、心身の虚弱化の予防・機能向上を目指したフレイル予防などの各種保健活動の体制の充実、コロナ禍で停滞した各種活動の活性化に努めます。

2. 施策での取り組み

2-1-1：健康診査の充実

[事業の実施概要]

特定健診、後期高齢者健診の実施により健康状態を把握し、早期治療につなげています。（後期高齢者健診については申込制で実施）

広報紙や広報無線を利用した受診勧奨に加え、夜間健診、土日健診、個別健診の実施や健診会場の増加等により受診率の向上を図っています。また、健診一括申込説明書を修正し町民への啓発を行いました。受診率については横ばいとなっている状況です。

なお、令和4年度から大腸がん検診の無償化を開始したところ、受診率は上昇しており、一定の効果がみられます。

[今後の取り組み]

- 年間を通じて気軽に利用できるよう、受診者の利便性向上に努めるとともに、広報等を通じて住民の意識啓発や受診方法の周知に積極的に取り組み、受診率の向上を図ります。

2-1-2：健康教育

[事業の実施概要]

生活習慣病や介護の予防を目的に、出前講座として地区集会所などで健康に関する情報提供を行い、日常生活に役立つ知識の啓発普及を推進します。特に地区高齢者を対象とした、栄養教室は食生活を通じての体づくりや、仲間づくり、生きがいづくりの場となっています。

〔 今後の取り組み 〕

- 健康教室を開催するにあたり、連携する関係機関と協働し、地域の課題や実情に合わせた形で生活習慣病や介護の予防につながるよう、内容などを検討しながら事業を推進します。
- 定期的に健康状態を把握するとともに、身近な相談相手となりうる「かかりつけ医」の確保について、啓発に努めます。

2-1-3：健康相談

〔 事業の実施概要 〕

特定健診等の会場にて69歳以下の受診者を対象に、前年度の個人の健診結果に基づき個別相談を実施しており、健康状態の把握により疾病の重症化予防につなげています。

また、役場マチドマで毎月1回「まちの健康相談室」を実施しており、相談者が、自分の健康について振り返るきっかけづくりや健康の保持増進・介護予防、心のケアにもつながっています。

さらに、骨粗鬆症健診後に個別相談を実施し、個々の生活習慣の振り返りや疾病予防につながっています。

〔 今後の取り組み 〕

- 町民の生活状況やニーズに合わせ、相談方法、周知方法等を検討します。
- 単独での実施だけでなく、他の事業との組み合わせることなどにより、効果的な事業の推進を目指します。
- 利用しやすい体制を整えながら、今後も定期的な相談の機会を確保していきます。

2-2 高齢者の生きがいくくりと社会参加の促進

1. 基本方針

高齢期にあっても健康を維持しながら、生きがいをもっていきいきと生涯を過ごせるよう、地域において豊富な知識や経験をもった活力ある高齢者の活躍の場の創出を図ります。

また、高齢者が閉じこもりや社会的な孤立に陥らないよう、コロナ禍による活動の自粛が解除されたことを好機ととらえ、地域における様々な機会を通じて、感染症の流行に配慮しながら、地域住民とふれあう機会の創出や社会参加につながるよう努めます。

2. 施策での取り組み

2-2-1：生涯学習機会の充実

[事業の実施概要]

高齢者にとって教養の向上を図る場となる高齢者事業（いきいき長生き体操・しめ縄飾りづくり、グラウンド・ゴルフ大会）や移動研修の充実など、生涯学習推進の視点から高齢者の受講機会の確保に努めていきます。

[今後の取り組み]

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあることを勘案し、高齢者等が積極的に参加できるよう工夫した取組を推進します。
- 町やNPO法人その他各団体の協力により、多様な学習の機会の確保に努めます。

2-2-2：老人クラブの育成と加入促進

[事業の実施概要]

高齢者同士の主体的な活動の場である老人クラブ（単位クラブ）や老人クラブ連合会に対し活動費を助成し、活動や社会奉仕活動、生きがい活動を促進するとともに、広く高齢者の加入を促しています。

現在、社会福祉協議会が事務局となって老人クラブ活動を推進していますが、スポーツ交流大会や歌と踊りによる芸能発表会など会員同士の交流を図るイベント等も開催しています。また、地域コミュニティができたことによる新たなクラブも創設されています。

〔 今後の取り組み 〕

- 地域ごとの奉仕活動やイベント等で関係団体や関係機関と協力し、地域の輪を広げるように活動を促進します。
- 会員の加入促進を図るために地域と一体となってコミュニティづくりを推進します。
- 南三陸町老人クラブ連合会及び各地区の単位老人クラブに対して、活動費の助成を行います。

（ サービス概要 ）

| 事業・サービス | 内容/方向性 |
|-------------|--|
| 老人クラブ事業費補助金 | ・ 町内の単位老人クラブ及び南三陸町老人クラブ連合会に対し活動費を助成し、活動を支援します。 |

2-2-3：多様な交流機会の提供

〔 事業の実施概要 〕

平成30年（2018）4月末、本町に住む高齢者の生活を支援する拠点施設として、志津川地区に「結の里」が整備されています。世代間の交流の場として、様々なイベントを通し、高齢者の交流の機会や社会参加の場となっています。

ボランティア活動に関しては、社会福祉協議会で登録しているホットバンクに100名を超える登録者がいますが、実働的な活動件数は少ない状況です。

また、自主活動グループの活動は町内に多くみられ、コロナ禍でも交流会の開催方法を変えながら継続して開催されており、各団体の活動の活性化につながっています。

〔 今後の取り組み 〕

- 高齢者を含めた様々な交流の機会や社会参加の場面については、地域や関係機関と連携して今後も支援を継続します。
- 交流機会への参加者が固定される傾向がみられることから、これまで参加経験のない高齢者に参加していただけるよう、参加者からの声かけや活動内容の広報など、情報発信に努めます。
- ボランティアや社会参加活動については、生活支援体制整備において実施している担い手養成講座と併せて、地域で活動できる人材育成に努めます。
- 生活支援体制整備事業を通して、町の自主活動グループ同士の交流会や担い手養成講座の実施により、地域で活動できる人材育成や多様な交流機会が作れるよう努めます。

2-2-4：高齢者の就労機会の充実

[事業の実施概要]

令和3年(2021)4月に一般社団法人南三陸町シルバー人材センターが設立され、就労機会の場が新たに整備されました。

[今後の取り組み]

- 高齢者の生きがいづくりや収入の確保のため、関係機関と連携し、高齢者の多様な就労機会の充実を図ります。
- 会員数拡大に向けた情報発信等の後方支援を行います。

2-2-5：敬老の日記念品の贈呈・敬老祝い金の支給

[事業の実施概要]

町内在住の満76歳以上の高齢者を対象に、記念品を贈呈しています。また、敬老祝い金については、満99歳到達者及び満87歳到達者にそれぞれ贈呈しています。

[今後の取り組み]

- 町主催の敬老会の開催に代え、敬老の日記念品の贈呈と敬老祝い金の贈呈を行います。

施策目標3：高齢者にやさしい「安全・安心なまちづくり」

3-1 安全・安心な福祉のまちづくり

1. 基本方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて、町、住民及び事業者の相互の協力により、災害による被害の防止や軽減及び犯罪、事故の防止に関する活動などを推進し、安心して暮らすことができる安全な地域社会を築き上げます。

一方で、高齢者にもやさしい福祉のまちづくり推進にあたっては、利便性、快適性を備えた生活環境が求められるため、日常的な移動手段の確保とともに、高齢者等が外出しやすい多様な外出支援策について検討します。

2. 施策での取り組み

3-1-1：安全・安心な地域づくりの推進

[事業の実施概要]

災害や事件・事故など、あらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、住民をはじめ関係機関や町との協働による安全・安心なまちづくりを推進しています。

高齢者が集まる場において、関係機関と連携して交通安全等に対する啓発活動の実施や、火災予防運動期間中には、火災警報器の点検、火災予防の呼びかけを行っています。

また、防災行政無線放送やチラシ配布を活用して、訪問販売・振り込め詐欺等、特に高齢者が巻き込まれやすい事案に対し、防犯協会や地域安全指導員等と連携し、周知・啓発活動を行っています。

[今後の取り組み]

- 平成26年(2014)9月に制定された「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」を基本とし、住民、事業者等の協力を得て、安全に関する意識の啓発・情報の提供、自主的な活動の支援、安全な地域社会の実現のための環境整備等の各取組を推進します。
- 関係機関との連携を図りながら、訪問販売、振り込め詐欺などの特に高齢者が巻き込まれやすい犯罪や交通安全に対する啓発を強化し、安全・安心なまちづくりを推進します。
- 助け合いの基本単位が地域コミュニティであることから、自治組織の設立・育成、民生委員の確保等により、コミュニティ内での協力体制の充実を図ります。
- 災害発生に備え、高齢者が安全に避難できるよう、適切な情報発信方法の検討・改善、住民への防災に関する啓発活動に努めます。

3-1-2：避難行動要支援者対策

[事業の実施概要]

自力での避難が困難な「避難行動要支援者」について、避難行動要支援者台帳システムへの必要情報の登録を行っています。

震災後の住所変更等により登録者の地区変更があり、民生委員を中心に地区の再整備や新規登録を行うなど、定期的に情報の更新をしています。

要配慮者のための福祉避難所の指定を行い、要配慮者への理解（配慮）や、さらなる感染症対策を踏まえた避難支援体制と避難所運営方法を早期に再整備することが課題となっています。

[今後の取り組み]

- 定期的に避難行動要支援者台帳の情報更新と台帳の拡充を図るとともに個別計画の作成を推進します。
- 要配慮者を支援する体制強化に向けて、自主防災組織等と情報を共有するほか、新しい地域に適した消防団と自主防災組織の充実を進めます。
- 避難所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に力を入れたことにより整備が遅れている、要配慮者のための福祉避難所の指定を行い、要配慮者への理解（配慮）や感染症対策を踏まえた避難支援体制と避難所運営方法を早期に再整備します。

3-1-3：外出支援策の検討

[事業の実施概要]

高齢者等が外出しやすい環境を構築していくために、公共交通やタクシー会社等、関係機関との連携を図りながら、高齢者や障害者等の交通弱者の移動の検討を進めています。

現在、南三陸乗合バス戸倉線における一部区間にフリー乗降区間の設定、入谷林際地区におけるコミュニティカーシェアリングの実証運行、65歳以上の免許返納者に対する乗合バス無料パスの交付等を実施しており、高齢者の買い物・通院等の外出支援に努めています。

[今後の取り組み]

- 南三陸乗合バスのフリー乗降区間及びコミュニティカーシェアリングについては、導入が可能な地域に順次展開を図ります。
- 高齢者の外出支援として、乗合バスの無料パスについては引き続き事業の実施に努めます。
- 令和5年度（2023）から順次導入している町民バスのデマンド運行について、高齢者の買い物・通院等の外出支援につながるよう検証・改善に努めます。

第5章 介護保険事業の運営

第5章 介護保険事業の運営

第1節 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み

1 介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み

(1) 介護予防給付に係る給付費

要支援1・2の認定者が利用できる「介護予防給付」の給付費は下表のとおり見込みます。

図表 介護予防給付の見込み

(単位：千円)

| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ◎介護予防サービス | 13,551 | 12,996 | 12,940 |
| 介護予防訪問入浴介護 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防訪問看護 | 4,792 | 4,798 | 4,798 |
| 介護予防訪問リハビリテーション | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防在宅療養管理指導 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防通所リハビリテーション | 5,935 | 5,432 | 5,432 |
| 介護予防短期入所生活介護 | 476 | 476 | 476 |
| 介護予防短期入所療養介護（老健） | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防短期入所療養介護（介護医療院） | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防福祉用具貸与 | 1,878 | 1,820 | 1,764 |
| 特定介護予防福祉用具購入費 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防住宅改修 | 470 | 470 | 470 |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 |
| ◎地域密着型介護予防サービス | 3,730 | 3,735 | 3,735 |
| 介護予防認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 |
| 介護予防小規模多機能型居宅介護 | 3,730 | 3,735 | 3,735 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | 0 | 0 | 0 |
| ◎介護予防支援 | 2,561 | 2,455 | 2,400 |
| 介護予防給付費計（小計）→（I） | 19,842 | 19,186 | 19,075 |

(2) 介護給付に係る給付費

要介護1～5の認定者が利用できる「介護給付」の給付費は下表のとおり見込みます。

図表 介護給付の見込み

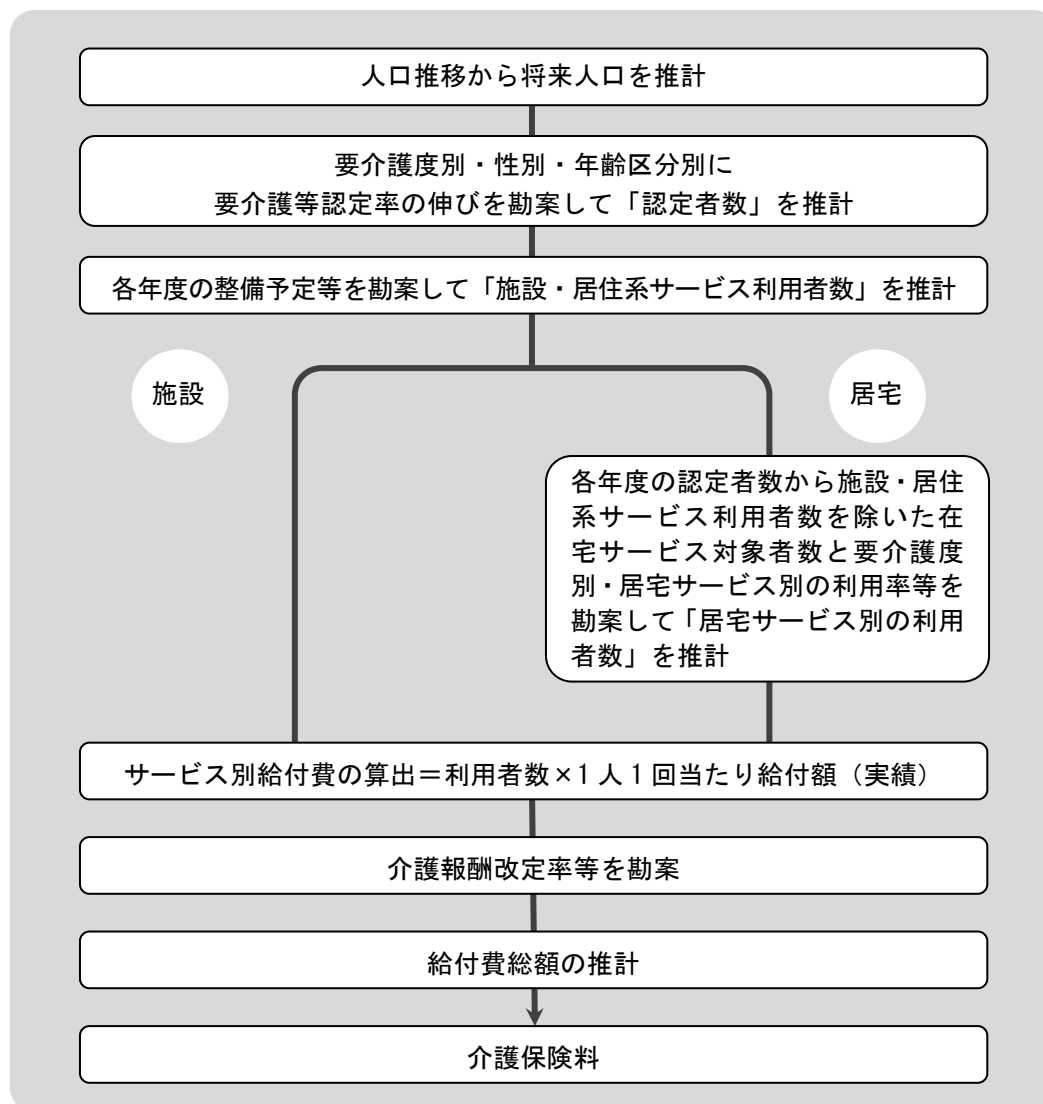
(単位：千円)

| | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| ◎居宅サービス | 364,566 | 366,858 | 365,525 |
| 訪問介護 | 30,116 | 30,154 | 29,866 |
| 訪問入浴介護 | 18,343 | 18,366 | 18,366 |
| 訪問看護 | 32,389 | 32,430 | 32,430 |
| 訪問リハビリテーション | 306 | 307 | 307 |
| 居宅療養管理指導 | 2,583 | 2,586 | 2,520 |
| 通所介護 | 70,665 | 70,754 | 70,754 |
| 通所リハビリテーション | 79,269 | 79,369 | 79,369 |
| 短期入所生活介護 | 43,677 | 43,732 | 43,732 |
| 短期入所療養介護（老健） | 30,608 | 32,022 | 31,267 |
| 短期入所療養介護（病院等） | 0 | 0 | 0 |
| 短期入所療養介護（介護医療院） | 0 | 0 | 0 |
| 福祉用具貸与 | 36,063 | 36,208 | 35,984 |
| 特定福祉用具販売 | 1,999 | 2,359 | 2,359 |
| 住宅改修 | 892 | 892 | 892 |
| 特定施設入居者生活介護 | 17,656 | 17,679 | 17,679 |
| ◎地域密着型サービス | 274,488 | 274,836 | 274,204 |
| 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 2,235 | 2,238 | 2,238 |
| 夜間対応型訪問介護 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型通所介護 | 78,828 | 78,928 | 78,296 |
| 認知症対応型通所介護 | 0 | 0 | 0 |
| 小規模多機能型居宅介護 | 53,674 | 53,742 | 53,742 |
| 認知症対応型共同生活介護 | 81,422 | 81,525 | 81,525 |
| 地域密着型特定施設入居者生活介護 | 0 | 0 | 0 |
| 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 58,329 | 58,403 | 58,403 |
| 看護小規模多機能型居宅介護 | 0 | 0 | 0 |
| ◎介護保険施設サービス | 636,646 | 637,452 | 637,452 |
| 介護老人福祉施設 | 332,531 | 332,952 | 332,952 |
| 介護老人保健施設 | 304,115 | 304,500 | 304,500 |
| 介護医療院 | 0 | 0 | 0 |
| ◎居宅介護支援 | 68,760 | 69,032 | 68,279 |
| 介護給付費計（小計）→（Ⅱ） | 1,344,460 | 1,348,178 | 1,345,460 |
| 総給付費（合計：（Ⅰ）+（Ⅱ）） | 1,364,302 | 1,367,364 | 1,364,535 |

第2節 保険料について

第1号被保険者の保険料については、概ね次のような流れで算出されます。

図表 保険料算出の流れ



※居住系サービスとは、居宅サービスのうち「特定施設入居者生活介護」、地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」の3種類のサービスです。

※「施設」「居宅」とも、介護給付（要介護1～5）、予防給付（要支援1・2）を含みます。

1 介護保険事業費

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したものです。

図表 介護保険事業費の見込み

(単位：円)

| 区 分 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 合 計 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------|
| 総給付費（一定以上所得者負担の調整後） | 1,364,302,000 | 1,367,364,000 | 1,364,535,000 | 4,096,201,000 |
| 特定入所者介護サービス費等給付額 | 75,365,407 | 75,293,087 | 74,454,635 | 225,113,129 |
| 高額介護サービス費等給付額 | 29,763,896 | 29,740,131 | 29,408,949 | 88,912,976 |
| 高額医療合算介護サービス費等給付額 | 3,798,131 | 3,789,691 | 3,747,489 | 11,335,311 |
| 算定対象審査支払手数料 | 1,146,420 | 1,143,840 | 1,131,120 | 3,421,380 |
| 標準給付費計 | 1,474,375,854 | 1,477,330,749 | 1,473,277,193 | 4,424,983,796 |
| 地域支援事業に係る費用 | 57,036,360 | 56,522,194 | 56,241,742 | 169,800,296 |
| 介護保険事業費（計） | 1,531,412,214 | 1,533,852,943 | 1,529,518,935 | 4,594,784,092 |

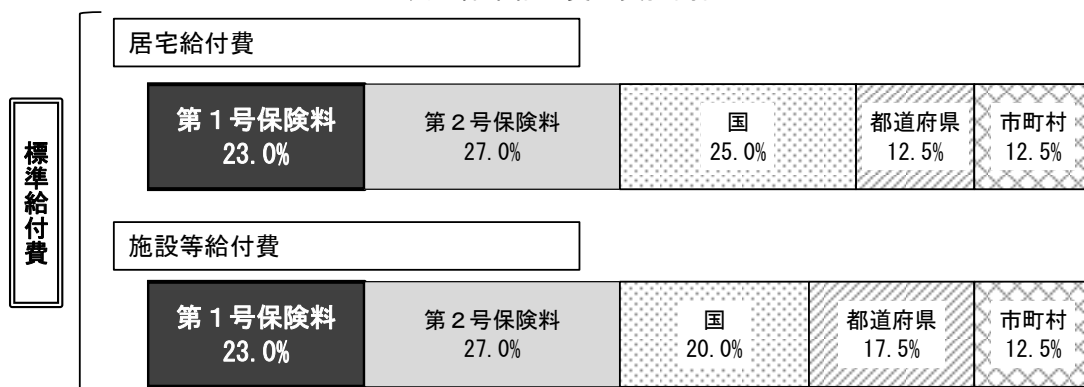
2 介護保険の財源

標準給付費は、国、都道府県、市町村による公費と、第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料により、50%ずつ負担する仕組みとなっています。被保険者の負担分のうち、第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、高齢化の進行などにより人口の構成比が変化することから、計画期間（3年）ごとに見直しされ、第9期計画においては、第1号被保険者が23.0%、第2号被保険者が27.0%になります。

なお、標準給付費の国庫負担分である居宅給付費の25%、施設等給付費の20%のうち、それぞれ5%にあたる額は、市町村間の財政力格差を調整するため、調整交付金として交付されます。この調整交付金の割合は標準的には5%ですが、各市町村の高齢者年齢構成（65～74歳、75～84歳、85歳以上の3区分）の割合や第1号被保険者の所得水準に応じて変動しますので、それによって、第1号被保険者の負担割合も変わることになります。

また、地域支援事業費については、介護予防事業費は居宅給付費の負担割合と同じですが、包括的支援事業費と任意事業費については、第2号被保険者の負担はなく、第1号被保険者の保険料と公費によって財源が構成されています。

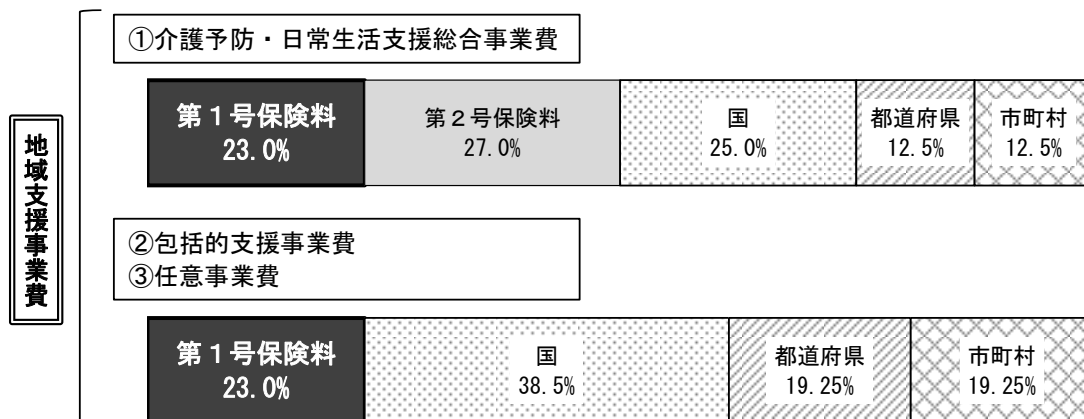
図表 標準給付費の負担割合



※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、特定施設に係る給付費。

※ 居宅給付費とは、施設等給付費以外の給付費。

図表 地域支援事業費の負担割合



3 第1号被保険者保険料について

第1号被保険者における第9期介護保険料基準額（月額）は、各種サービス量や給付費の見込み等に基づき、厚生労働省が運営している「地域包括ケア「見える化」システム」において算定した結果、6,000円とします。

(1) 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの介護保険事業費見込額から第1号被保険者で賄う保険料収納必要額は、次のように算出します。

図表 第1号被保険者で賄う介護保険料収納必要額

| |
|--|
| 令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの介護保険事業費見込額：4,594,784,092円 |
| × |
| 第1号被保険者で賄う保険料の標準割合：23% |
| ＝ |
| 第1号被保険者保険料負担分相当額：1,056,800,341円 |
| + |
| 調整交付金相当額：222,658,662円 |
| － |
| 調整交付金見込額：295,104,000円 |
| + |
| 財政安定化基金拠出金見込額：0円 |
| + |
| 財政安定化基金償還額：0円 |
| － |
| 財政調整基金取崩額：4,300,000円 |
| ＝ |
| 令和6年度（2024）から令和8年度（2026）までの保険料収納必要額：980,055,003円 |

※ 小数点以下は四捨五入して表記しています。

(2) 保険料率の算定

令和6年度(2024)から令和8年度(2026)までの保険料収納必要額から第1号被保険者の保険料率は、次のように算出します。

図表 保険料率の算定

| |
|---|
| 令和6年度(2024)から令和8年度(2026)までの保険料収納必要額 : 980,055,003円 |
| ÷ |
| 予定保険料収納率(令和6年度(2024)から令和8年度(2026)までの平均予定収納率) : 99.00% |
| ÷ |
| 補正第1号被保険者数 13,748人 ※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から13段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。 例えば、1段階の割合は0.455なので被保険者数も0.455人換算し、13段階の割合は2.400なので被保険者数も1.700人換算します。 |
| ÷ |
| 年額 72,000円(基準額) ※ 72,000円÷12か月=6,000円(1か月あたり保険料) |

※ 小数点以下は四捨五入して表記しています。

(3) 第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期計画期間の第1号被保険者の所得段階別保険料は以下のとおりです。

図表 第1号被保険者の所得段階別保険料

| 区分 | | | 計算方法 | 保険料月額 | |
|-------|-----------|--------------------------|---|------------------|---------------|
| 第1段階 | 本人が町民税非課税 | 世帯非課税 | 生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 基準額×0.455 | 2,730円 |
| 第2段階 | | | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下 | 基準額×0.685 | 4,110円 |
| 第3段階 | | | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える | 基準額×0.690 | 4,140円 |
| 第4段階 | | 世帯課税 | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下 | 基準額×0.900 | 5,400円 |
| 第5段階 | | | 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える | 基準額×1.000 | 6,000円 |
| 第6段階 | 本人が町民税課税 | 本人の合計所得金額が120万円未満 | | 基準額×1.200 | 7,200円 |
| 第7段階 | | 本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満 | | 基準額×1.300 | 7,800円 |
| 第8段階 | | 本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満 | | 基準額×1.500 | 9,000円 |
| 第9段階 | | 本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満 | | 基準額×1.700 | 10,200円 |
| 第10段階 | | 本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満 | | 基準額×1.900 | 11,400円 |
| 第11段階 | | 本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満 | | 基準額×2.100 | 12,600円 |
| 第12段階 | | 本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満 | | 基準額×2.300 | 13,800円 |
| 第13段階 | | 本人の合計所得金額が720万円以上 | | 基準額×2.400 | 14,400円 |

第3節 介護給付の適正化について

主要適正化事業として設定されている「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業を行い、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業を実施します。

なお、今後の実施状況によっては、適正な事業の推進に向けて随時内容の見直しを行います。

〈目標の設定〉

| | 項目 | 取組内容 | 数値目標 |
|---|------------------------------|--|---|
| 1 | 要介護認定の適正化 | ・新規・区分変更・更新調査・委託調査について審査会前に全件数点検する。 | ・全件数点検 |
| 2 | ケアプランの点検、住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査 | (ケアプランの点検) ・事前にケアプラン表の提出を求め書類審査し、必要に応じ面談による支援を行う。 | ・年1回町内事業所を対象にケアプラン点検を実施 |
| | | (住宅改修) ・申請時の事前書類審査 ・施工後の訪問による現地確認を行う。 | ・全件数の確認 |
| | | (福祉用具) ・申請時書類審査(申請書・カタログ・ケアプラン添付) ・訪問調査による確認を行う。 | ・事前書類審査については、全件数 ・年間10件の訪問調査による点検を行う |
| 3 | 医療情報との突合・縦覧点検 | ・国保連合会からのデータ抽出後点検を行う。 | ・毎月実施 |

第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

第1節 計画の推進体制

1 庁内推進体制の充実

本計画に掲げられている施策は、保健福祉分野をはじめ、高齢者の生活環境を支える様々な分野が関連していることから、保健福祉担当部局を中心に連携し、現状や課題、施策の方向性等を共有しながら、効果的かつ効率的な施策の推進を図ります。

2 住民参加の推進

計画の推進にあたっては、行政のみでは限界があり、高齢者を支えるきめ細かなサービス展開を図るためには、元気な高齢者も含めた住民がサービスの担い手となって支えていく体制が必要です。

3 福祉人材の確保・育成

介護保険サービス事業者やNPO法人、地域社会において、高齢者の生活を支援する人材の確保は困難な状態が続いています。住み慣れた地域の中で、今後も継続的な生活を支援するための各方面における人材の確保・育成は不可欠です。

今後も、関係機関、教育機関等との連携により、福祉人材の確保・育成に努めます。さらに、各事業所に対して業務の効率化、ハラスメントの防止、介護ロボット・ICT技術の導入、危険性・リスクの解消など、職員の負担軽減につながる取組を促進するよう働きかけます。

4 介護保険事業計画の公表

本計画は、パンフレットの作成・配布など、制度の改正等について普及啓発に努めます。

5 進捗状況の点検・評価

本計画の実施にあたっては、定期的に進捗状況の点検やサービスニーズを把握するなど、進捗状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて見直しや対策を検討します。

第2節 介護保険の円滑な制度運営のための方策

住民、関係団体及び事業者等と連携しながら、中長期的なサービス基盤整備の目標年度である令和12年（2030）、令和22年（2040）に向けて、次のような方策のもと、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

1 円滑な制度運営のための体制整備

（1）地域包括ケアシステムの効果的な運用

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて施策を推進し、在宅医療・介護の連携推進・認知症施策の推進、地域ケア会議の充実・生活支援、介護予防の充実等、地域包括支援センターの機能充実、強化を図ります。

（2）ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができよう、ケアマネジメント機能の強化による支援が不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組みます。

（3）介護予防・認知症対策の積極的な推進

要介護状態になる前から要支援などに至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、介護予防サービスを行い、介護が必要な状態となることやその重度化の予防に取り組みます。

また、認知症への理解啓発や早期発見、早期対応を図るため、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター、認知症サポーターの養成により、広く情報を把握できる機会を創出するとともに、民生委員や関係機関等と連携を深め、身近な地域で気軽に相談のできる体制を構築します。

(4) 介護人材の確保及び業務効率化の取組

全国的に高齢化が進む中、今後も介護需要は引き続き高まることが予想されており、不足する介護人材の確保に向けて、県とも連携しながら他業種など人材の新規参入の促進を図るとともに、潜在有資格者の掘り起こしを推進します。

また介護現場の負担軽減のため、業務改善や事業所から町に提出する書類等の簡素化、情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化等の取組を総合的に推進します。

(5) 災害や感染症対策に係る体制整備

近年各地で被害が出ている、台風や地震、感染症の流行など、地域や施設で生活するうえでのリスクの高まりに備えることが重要となります。

また、大規模な自然災害や感染症流行時でも必要なサービスを提供できるよう、事業継続計画（BCP）の策定、効果的な運用に向けた訓練の実施等を促進します。

さらに、事業所と連携のうえ防災、感染症対策の周知啓発や訓練の実施、関係機関と連携した物資の備蓄・調達・輸送体制の整備、県・近隣市町村・関係団体と連携した支援・応援体制の構築などを推進します。

資料編

資料編

1 策定経過

本計画における策定経過は次のとおりです。なお、会議において、障害者関連計画も一体で審議しています。

| 日 程 | 会議名称等 | 議事内容等 |
|----------------|---------------|--------------------------------|
| 令和5年1月～2月 | アンケート調査実施 | |
| 令和5年8月24日 | 南三陸町保健福祉総合審議会 | ○高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画について（報告） |
| 令和5年11月17日 | 南三陸町保健福祉総合審議会 | ○高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（骨子案）について |
| 令和6年1月23日 | 南三陸町保健福祉総合審議会 | ○高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（素案）について |
| 令和6年1月29日～2月9日 | パブリックコメント実施 | 町広報・ホームページ |
| 令和6年2月28日 | 南三陸町保健福祉総合審議会 | ○高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画（案）について |

2 保健福祉総合審議会

南三陸町保健福祉総合審議会設置条例

平成17年10月1日条例第93号

(設置)

第1条 町民の健康づくり及び福祉の充実に係る事項を審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として南三陸町保健福祉総合審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 保健福祉に係る諸計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事。
- (2) 保健福祉に関する施策及び事業の評価に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び団体の役職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

3 委員名簿

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日
(敬称略)

| 所属区分 | 氏名 | 職位など | 備考 |
|----------------|--------|--------------------------------|----|
| 外部識者 | 佐藤 隆史 | 宮城県気仙沼保健福祉事務所副所長兼 地域保健福祉部部长 | 新任 |
| 医師 | 西澤 匡史 | 南三陸病院副院長 | 再任 |
| 歯科医師 | 小野寺 勉 | 歯科医師 | 再任 |
| 薬剤師 | 小坂 克己 | 薬剤師 | 再任 |
| 学校関係者 | 高橋 有 | 南三陸町立小・中学校長会会長 | 新任 |
| 学識経験者 | 佐藤 和子 | 管理栄養士 | 再任 |
| 団体代表 | 沼倉 善子 | 民生委員児童委員協議会会長 | 新任 |
| 行政区長 | 山内 敏裕 | 行政区長連絡協議会会長 | 再任 |
| 団体代表 障害者家族 | 千葉 みよ子 | 愛の手をつなぐ親の会会長 (障害者福祉関係者) | 再任 |
| 障害者家族 福祉事業者 | 鈴木 清美 | おもちゃ図書館代表 | 再任 |
| 福祉事業者 | 星 雅也 | 社会福祉法人 旭浦会 特養老人ホーム 慈恵園施設長 | 再任 |
| 福祉事業者 | 佐藤 徳憲 | 社会福祉法人社会福祉協議会会長 | 新任 |
| 行政協力員 | 後藤 せい子 | 保健福祉推進員 | 再任 |

南三陸町

高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月 発行

発行者 南三陸町 保健福祉課

〒986-0725

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田 14 番地 3

電話：0226-46-3041 F A X：0226-46-4587

町ホームページ： <https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp>

